

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	次世代育成支援行動計画	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	小笠原	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	子育て支援課事務費（030201-010201）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	15 年度	根拠	次世代育成支援対策推進法第8条	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備するため、地域における子育て支援、親子の健康の確保、子どもの教育環境や生活環境の整備、職業生活と家庭生活との両立推進など、総合的な子育て支援対策の行動計画を5年を1期として策定し、その実施状況を毎年公表する。				
対象者等	区民				
内容	<p>○前期行動計画 策定の経緯（平成17年3月策定 期間：平成17～21年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度にサービスの量的・質的なニーズを把握するため調査を実施</li> <li>・平成16年5月、荒川区次世代育成支援対策推進本部の設置(現 少子化対策本部)</li> <li>・説明会の開催等により住民の意見を反映</li> <li>・策定後、計画を公表</li> </ul> <p>○後期行動計画 策定の経緯（平成22年3月策定 期間：平成22～26年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年3月に子育て支援サービスのニーズを把握するため調査を実施</li> <li>・平成21年7月次世代育成支援行動計画策定委員会の設置</li> <li>・子育て関連団体、子育て支援モニターから意見聴取</li> <li>・策定後、計画を公表</li> </ul> <p>○計画の内容</p> <p>基本理念「みんなで応援 いきいき子育て inあらかわ」          3つの要素：社会全体で支援する・地域で互いに支えあう・親子が自ら成長する</p> <p>○実施状況の公表</p> <p>次世代育成支援行動計画推進委員会（年2回開催）で実施状況の把握及び検証する。          委員：外部委員6名・内部委員（区職員）4名の計10名</p> <p>○子育て支援交付金</p> <p>行動計画に基づく実施事業に対して国から交付される。          （平成23年度より次世代育成支援対策交付金から制度変更）</p>				
経過	<p>平成15年7月9日 次世代育成支援対策推進法成立</p> <p>平成15年12月 子育てに関するアンケート調査実施                  就学前児童保護者1600人・小学1～3年生保護者800人・女性20～34歳1600人</p> <p>平成17年3月 前期行動計画策定 以後、毎年度、実施状況の公表</p> <p>平成21年3月 後期行動計画策定のためのニーズ調査実施                  就学前児童保護者1800人・小学1～3年生保護者800人</p> <p>平成22年3月 後期行動計画策定</p> <p>平成22年8月 次世代育成支援行動計画推進委員会 設置</p>				
必要性	法律に基づき、すべての自治体が計画を策定し、実施状況を公表することが求められている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	0	0	2,050	376	499	253	253	
①決算額（24年度は見込み）	0	0	1,594	337	298	208	253	
②人件費等	427	427	546	3,258	436	3,163		
③減価償却費					0	2,955		
【事務分担当量】（%）	5	5	10	40	5	95		
合計（①+②+③）	427	427	2,140	3,595	734	6,326	253	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	427	427	2,140	3,595	734	6,326	253	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
次世代育成支援行動計画（前期）	実施	実施	実施	実施				
次世代育成支援行動計画（後期）			調査	策定	実施	実施	実施	
次世代育成支援対策交付金（千円）	23,611	32,316	36,118	32,507	47,399			
子育て支援交付金（千円）						43,343	51,636	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	推進委員会報償費	101	推進委員会報償費	203	推進委員会報償費
食糧費	推進委員会食糧費	1	推進委員会食糧費	2	推進委員会食糧費	3	
一般需用費	概要版パンフレット製作	195					
使用料賃借料	推進委員会会場使用料	0	推進委員会会場使用料	3	推進委員会会場使用料	7	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①							
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	子育て支援情報提供事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	西谷	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	子育て支援情報提供事業（030201-010601）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	19 年度	根拠		
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市Ⅱ			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	ホームページや紙媒体により、子育て家庭が必要な情報を必要な時に、総合的で分かりやすく提供し、「知らなくて利用できなかった」という状況を解消していくことを目的とする。				
対象者	主に就学前の子どもを持つ保護者等				
内容	<p>1 子育てに困ったとき見る「あらかわ子育て応援ブック」「あらかわ子育ておでかけMAP」の配付                  (1)ブック：A4版、2色、88ページ MAP：A1（折った場合A5）、4色 (2)部数 15,000部                  (3)平成19・20・22・24年度発行（21・23年度は不足分を増刷）                  ※19-21年度はマップ一体型A5版ハンドブックとして発行                  (4)内容                  ・出産に係る手続き（届出、健診、手当等）・保育園、幼稚園、学童クラブ等紹介                  ・障がい児やひとり親家庭の支援情報・親子遊びの情報（施設開放、お祭り等）                  ・相談機関・医療機関の紹介・子育て関連施設区内マップ                  (5)主な配付先                  ・保育園、幼稚園、ひろば館で園児保護者等へ個別配付                  ・戸籍住民課、区民事務所、保健所で母子手帳と同時に配付                  ・転入者等に対し、子育て支援課で医療証の手続き時等に配付</p> <p>2 子育てを楽しむ生活情報紙「あらかわ区報きっず」の発行（20年度～）                  (1)タブロイド版 4色 4ページ (2)部数15,000部 (3)年4回発行（6・9・12・3月）                  (4)内容 子育て生活情報・子育て支援施設・制度紹介等 (5)配布先 ハンドブックに準じる</p> <p>3 在宅育児家庭のイベント情報満載「あらかわきっずニュース」の発行（17年度～）                  (1)A4版 12ページ (2)部数 7,000部 (3)2ヶ月に1回発行                  (4)内容 子育て交流サロン・保育園・ひろば館等で実施する在宅育児家庭向けイベント情報</p> <p>4 子育て情報をひとまとめにした「子育て応援パック」の配付 子育て支援課窓口で出生及び転入世帯配付</p> <p>5 子育て支援の最新情報を総合的に発信する「あらかわ子育て応援サイト」の構築・運営（20年12月開始）</p>				
経過	○17～19年度は子ども家庭支援センター事業費で「子育てマップ」を作成。平成20年度に「子育てハンドブック」に統合したことに伴い、子育て支援情報提供事業費として総合的に執行。 ○20年度に子育て情報をリアルタイムに情報発信できるよう「あらかわ子育て応援サイト」を開設。 ○21年度には、子育て支援モニター等の意見を参考に「子育てハンドブック」を「子育て応援ブック」「子育ておでかけMAP」に分冊（同時配付）。				
必要性	子育て支援施策を「知らなくて利用できなかった」ことを解消するために、多様な方法により正確で豊富な分かりやすい子育て支援情報を提供することが必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 「区報きっず」制作、「子育て応援サイト」の管理保守等は業者委託。23年度から「きっずニュース」印刷製本を業者委託。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	(548)	(4,269)	16,259	8,966	12,264	10,056	10,703
	①決算額（24年度は見込み）	(548)	(4,269)	15,951	6,728	11,409	9,914	10,703
	②人件費等			2,663	3,258	3,488	4,235	
	③減価償却費					1,162	1,555	
	【事務分担当】（%）			35	40	40	50	
	合計（①+②+③）	548	(4,269)	18,614	9,986	16,059	15,704	10,703
	国（特定財源）							
都（特定財源）			7,688	3,079	4,754	3,109	3,852	
その他（特定財源）								
一般財源	548	(4,269)	10,926	6,907	11,305	12,595	6,851	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	子育て応援ブック（～H21ハンドブック）		10000部	12000部	2000部	13500部	0部	15000部
	あらかわ区報きっず			60000部	60000部	60000部	60000部	60000部
	きっずニュース	24000部	24000部	24000部	24000部	30500部	42000部	42000部

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	報酬	非常勤報酬	2,137	非常勤報酬	2,056	非常勤報酬	2,056
	共済費	非常勤報酬（健康保険等）	257	非常勤報酬（健康保険等）	263	非常勤報酬（健康保険等）	267
	きつずニュース	きつずニュース	323	きつずニュース	673	きつずニュース	674
		子育て交流サロン通信はサロン事業に移行		ポータルサイト用画像編集ソフト	89	子育ておでかけMAP	785
		子育て応援ブック	933	子育ておでかけMAP増刷	197		
		子育ておでかけMAP	515	配布用消耗品	24		
	あらかわ区報きつず増刷	280					
委託料	ポータルサイト運営・改修	1,990	ポータルサイト運営・改修	2,067	ポータルサイト運営・改修	1,540	
	あらかわ区報きつず	4,974	あらかわ区報きつず	4,057	あらかわ区報きつず	4,058	
			区報きつず保存版	487	子育て応援ブック	1,323	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度（見込み）	目標値（25年度）	
①	区報きつず配布場所	98	129	160	165	170	
②	あらかわ子育て応援サイト トップページアクセス件数（年間）	53,176	66,875	76,816	80,000	83,000	

（問題点・課題）	<p>○子育て応援ブックや子育て応援サイト等が有効に活用されるよう、利用者や子育てモニターの声聞きながら、今後も内容を精査していく必要がある。</p> <p>○区内の幼稚園・学校等に通園（学）していなくても、確実に情報を受け取れるようにする必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 5 区 未実施 17 区）</p> <p>ホームページ未実施：17区（実施区：港、杉並、目黒、品川、大田）。杉並区は区が設置し、区民を含めた運営委員会が運営。区としては未実施であっても、新宿・練馬はNPOやボランティアが制作したものがあり、区として支援をしている。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	子育てモニターや子育て交流サロン利用者等の意見を聞き、必要な情報をわかりやすく提供する。	子育て家庭の必要な情報を把握し、正確で鮮度の良い分かりやすい子育て支援情報を効果の高い提供ツールを選択して提供する。
②	子育て応援店・企業認定事業と連携し、きつずニュース・区報きつずの配布場所を増やす。	区からの一方向の情報提供でなく、配布場所を基点として地域からの情報も吸い上げることで、双方で情報共有を図る。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	改善・見直し	子育てに係わる多様な情報を効果的に提供することが求められており、電子媒体の活用について検討する。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	子育て支援モニター	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	西谷	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	子育て支援モニター（030201-010602）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	20 年度	根拠法令等	荒川区子育てモニター設置要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度		荒川区子育てモニター選定委員会設置要領	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	現在、区でさまざまな子育て支援策を実施しているが、子育て支援施策のさらなる充実を図るためには、子育て世代の要望をきめ細かく把握し、ニーズに即した事業展開を行っていくことが必要であり、サービス受給者の視点で事業効果等の検証と評価を実施する。				
対象者等	(1) 区内に住所を有すること (2) 区の子育て支援事業に対して理解と関心を持ち、積極的に協力する意思を有すること (3) 就学前の児童を養育していること (4) 区職員、区議会議員その他の区関係者等でないこと (5) モニターの任期が連続して2期を超えない、または前回の任期終了後2年を経過した場合				
内容	1. モニター会議内容 区の施策に対して子育て世代の視点から意見・要望を聴取、アンケート調査 区報きっぷへの取材協力、子育てエッセーの執筆 2. モニター数 平成24年度 32名委嘱 一般公募した者の中からモニターとして適当と認められた者を委嘱 3. 謝礼品 区内共通お買い物券を前期・後期に分けて、各4千円分贈呈 4. モニター会議開催回数 年3回（6月・10月・2月） 5. 場所 サンパール荒川 6. 託児 あり				
経過	平成20年7月 荒川区子育て支援モニター事業を開始				
必要性	現状の区で実施している施策を区民の視点から検証及び評価を行い、真に必要な子育て支援策とは何かという課題を分析する上で必要な公聴の場である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 4月：モニターの募集・選考 6月：委嘱（第1回モニター会議開催）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額			531	567	558	478	596	
①決算額（24年度は見込み）			522	567	455	419	596	
②人件費等			1,816	2,443	872	1,270		
③減価償却費					291	467		
【事務分担量】（%）			25	30	10	15		
合計（①+②+③）	0	0	2,338	3,010	1,618	2,156	596	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	2,338	3,010	1,618	2,156	596	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	子育て支援モニター			36人	40人	42人	39人	32人
	モニター会議開催回数			3回	3回	3回	3回	3回
	モニターアンケート実施回数			6回	10回	10回	8回	8回
	子育てエッセーの執筆・発信						30回	30回

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費	託児サポーター費用		99	託児サポーター費用	84	託児サポーター費用	99
	食糧費	飲食代	12	飲食代	12	飲食代	16
	一般需用費	謝礼品	328	謝礼品	288	謝礼品	320
		応募・アンケート用紙	3	応募・アンケート用紙	11	応募・アンケート用紙	19
	役務費	託児用消耗品		11			アンケート郵送料
使用料及び賃借料	会議室使用料	13	会議室使用料	13	会議室使用料	24	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	モニターアンケート回収数	360	405	296	300	320	
②	子育てエッセーの執筆・発信	—	—	30	30	30	
③							

（問題点・課題分析）	<p>子育て支援モニター制度の実施により、子育て支援モニターからの要望が多数寄せられた。そのような要望に対して、現在実施している子育て支援策の見直しを図り、より区民にとって有益な事業を実施していく事が課題である。</p>
他区の実況	<p>（実施 区 未実施 22 区）</p> <p>23区では初めての事業である。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	子育て支援モニターの意見や要望を受けて、区として改善策を検討する。	区民ニーズを把握して、事業がより有効に活用されるよう、事業展開・見直しを図る。
②	モニター会議やアンケート以外の面でも、区の施策に協力いただく。	既存の事業の中で、子育て支援モニターとしての活動内容の場ををより広く展開する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	子育て世代の要望をきめ細かく把握するため、今後とも充実を図っていく。

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

<b>事務事業名</b>	管理運営費 (子ども家庭支援センター)	<b>部課名</b>	子育て支援部子育て支援課	<b>課長名</b>	川和田
		<b>担当者名</b>	茶谷	<b>内線</b>	3789
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)	管理運営費(030201-010601)				
<b>事務事業の種類</b>	○ 新規事業 (○ 24年度 ○ 23年度)		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	○ 昭和 ● 平成	16 年度	<b>根拠</b>	荒川区立子ども家庭センター条例・東京都子ども家庭支援センター事業実施要綱及び補助要綱	
<b>終期設定</b>	○ 有 ● 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		<b>計画区分</b>	● 計画	○ 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	子育て教育都市[Ⅱ]			
	<b>政策</b>	子育てしやすいまちの形成[03]			
	<b>施策</b>	子育て環境の整備[03-01]			
<b>目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区における児童相談を担う機関として子どもと家庭に関わるあらゆる相談に応じる中で、様々なサービスの提供や調整、情報提供、ボランティア団体の育成支援等を実施し、すべての子育て家庭を支援する。</li> <li>区民利用に供する「地域交流室」を設けて、区民の様々な活動に資する。</li> </ul>				
<b>対象者等</b>	<相談業務>区内の18歳以下の子どもを養育する家庭及び親族等関係者 <地域交流室>ひろば館登録団体				
<b>内容</b>	子ども家庭支援センターの管理運営事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども(18歳未満)と家庭に係わる相談・支援業務及び各関係機関との連絡・調整業務</li> <li>一般区民に有料で貸し出す地域交流室の管理運営</li> <li>子育てサークルとして登録後2年間無料で利用できるサークル室の設置(昼食時は自由利用)</li> </ul>				
<b>経過</b>	H16.4 ドン・ボスコ保育園内に子ども家庭支援センター開設 H18.4 旧宮地ひろば館をリニューアルし、移設 H19.10 虐待対応ワーカー・育児家庭訪問支援事業を実施し、先駆型子ども家庭支援センターに移行 H20.4 平成19年度までの子ども家庭支援センター事業費を管理運営費、要保護児童対策、情報提供事業に分割 H21.4 児童虐待対応専門相談員を新たに配置 H22.4 虐待予防グループミーティング開始				
<b>必要性</b>	地域における子育て家庭の総合的な支援機関の中核として必要性が高い。				
<b>実施方法</b>	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				
	子どもと家庭の総合相談業務及び在宅支援の拠点として、直営で実施。				

		(単位：千円)						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
<b>予算・決算額等の推移</b>	予算額	60,739	24,815	18,552	17,637	17,141	17,819	18,851
	①決算額(24年度は見込み)	60,739	18,902	15,408	16,179	15,875	16,843	18,851
	②人件費等	28,008	14,868	14,012	14,052	15,348	14,778	
	③減価償却費					8,570	9,423	
	【事務分担量】(%)	400	312	290	295	295	303	
	合計(①+②+③)	88,747	33,770	29,420	30,231	39,793	41,044	18,851
	国(特定財源)	472	1,689				1,300	1,486
	都(特定財源)	35,915	552				93	
	その他(特定財源)	382	514	441	437	392	435	490
	一般財源	51,978	31,015	28,979	29,794	39,401	39,216	16,875
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>	<b>23年度</b>	<b>24年度</b>
			48.8%	41.5%	41.5%	38.1%	43.0%	38.1%

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬・共済費・旅費	非常勤職員報酬・共済費・旅費	10,638	10,638	非常勤職員報酬・共済費・旅費	10,684	非常勤職員報酬・共済費・旅費
一般需用	消耗品・修繕費	444	444	消耗品・修繕費	1,134	消耗品・修繕費	927
光熱水費	光熱水費	1,138	1,138	光熱水費	1,037	光熱水費	1,177
役員費	電話料・郵送料等	575	575	電話料・郵送料等	559	電話料・郵送料等	577
委託料	清掃・保守委託等	2,757	2,757	清掃・保守委託等	2,309	清掃・保守委託等	2,367
使用料及 工事請負	複写機・印刷機賃借料	283	283	複写機賃借料	237	複写機賃借料	317
備品購入費	ファイリングキャビネット	40	40	印刷輪転機	881	受変電設備改修	2,581
	講習会負担金	0	0	講習会負担金	3	講習会負担金	10

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	地域交流室稼働率	41.5%	38.1%	43.0%	45.0%	50.0%	
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	<p>○相談事務室と地域交流室の区民等利用申請受付が同じスペースにあるため、細心の注意をはらっても相談・通告の電話に対応する内容が漏れてしまう可能性がある。</p> <p>○乳幼児が多く利用する施設にも関わらず交通量の多い道路に面していること、駐輪場がほとんどなく、利用者や近隣に不便を強いているなど、立地に課題がある。</p> <p>○施設の老朽化に伴い、昇降機等改修や大規模修繕が必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	子ども家庭センター移設の可能性について検討する。	移設についての庁内オーソライズを図る。
②	移設計画と並行して大規模修繕計画を立てる。	大規模修繕等の予算の確保を行う。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	子どもと家庭に関する相談の拠点施設として、その機能を強化し、児童虐待や養育困難等のケースに対する対応力の充実を図る必要がある。

議会議決 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	要保護児童対策事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	田辺	内線	3789
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	要保護児童対策事業（030201-010602）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	18 年度	根拠	児童福祉法第10条・25条等・児童虐待の防止等に関する法律・荒川区要保護児童対策地域協議会要綱・次世代育成支援対策交付金評価基準・荒川区育児家庭支援訪問事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	児童虐待など深刻な状況に置かれている要支援・要保護児童の相談に応じ、児童の適切な保護・自立支援を行い、養育環境を確保する。				
対象者等	区内の18歳以下の子どもを養育する家庭及び親族等関係者				
内容	<p>&lt;先駆型子ども家庭支援センターとして対応する要保護児童対策事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども（18歳未満）と家庭にかかわる相談及び支援・児童虐待の通告等への対応及び防止のための啓発活動</li> <li>子どもや家庭に係わる関係機関のネットワーク強化を目的とした荒川区要保護児童対策地域協議会の運営</li> <li>東京都児童相談所との定例連絡会及び虐待ケースの進行管理のための虐待モニタリング会議の開催</li> <li>東京都と協定を締結し家庭復帰等のケースについての見守りサポート事業の実施</li> <li>養育支援訪問事業の実施、子どものショートステイ事業の実施</li> <li>東京都の養育家庭制度についての普及・啓発活動</li> </ul> <p>&lt;要保護児童対策としての区独自の取り組み&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒への虐待防止カードの配布</li> <li>虐待対応専門相談員の配置</li> <li>主任児童委員との学校訪問</li> <li>虐待予防のためのグループミーティング</li> <li>虐待予防講演会</li> <li>機能強化：精神科医のスーパーバイズ（23年度より）</li> </ul>				
経過	<p>H19. 2 荒川区要保護児童対策地域協議会設置</p> <p>H19. 10 先駆型子ども家庭支援センターに移行 育児支援家庭訪問事業・見守りサポート事業開始</p> <p>H20. 4 子ども家庭支援センター事業から分離し、要保護児童対策事業を新設</p> <p>H21. 4 児童虐待専門相談員を新たに配置</p>				
必要性	子ども家庭支援センターは、区における児童の相談機関及び児童虐待対応機関として位置づけられており、本事業は子ども家庭支援センターの根幹事業として不可欠である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>児童虐待防止・児童虐待への対応機関及び要保護児童対策地域協議会の調整機関として、直営で実施。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	331	770	2,413	2,804	2,998	4,730	4,319	
①決算額（24年度は見込み）	331	770	795	1,503	2,575	4,442	4,319	
②人件費等	0	31,855	16,517	22,396	26,160	35,109		
③減価償却費					0	22,237		
【事務分担当量】（%）	0	373	295	275	300	715		
合計（①+②+③）	331	32,625	17,312	23,899	28,735	61,788	4,319	
国（特定財源）						1,105	1,468	
都（特定財源）						259	156	
その他（特定財源）								
一般財源	331	32,625	17,312	23,899	28,735	60,424	2,695	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	区内児童虐待新規取扱件数（全体）	88	74	65	70	92	153	
	うち区対応分児童虐待新規件数	53	45	29	38	52	97	
	養育家庭体験発表会参加者数		68	22	30	43	42	
	虐待防止グループミーティング参加者					53	27	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃金			臨床心理士賃金	714	臨床心理士賃金	880
	報償費	講師謝礼	512	講師者謝礼報償費	564	講師者謝礼報償費	488
	食糧費	要保護児童対策協議会飲料	14	要保護児童対策協議会飲料	14	要保護児童対策協議会飲料	18
	一般需用	虐待防止マニュアル・消耗品	688	虐待防止マニュアル・消耗品	856	虐待防止マニュアル・消耗品	568
	役務費	郵送料（切手）	7	郵送料（切手）	6	郵送料（切手）	7
	委託料	家事支援業務委託	1,346	家事支援業務委託	2,284	家事支援業務委託	2,312
	使用料及び賃借料	養育家庭体験発表会会場使用料	8	養育家庭体験発表会会場使用料	4	養育家庭体験発表会会場使用料	18
	負担金補助					ファシリテーター養成講座参加費	28

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	児童虐待新規取扱件数	70	92	153	160	100	荒川区内の児童虐待新規件数 (北児童相談所及び子ども家庭支援センター)
②	荒川区内養育家庭数	5	4	4	4	5	要保護児童を家庭的養護する家庭数
③							

（問題点・課題 指標分析）	○虐待ケースが急増しているため、相談員が不足している状況にある。 ○東京都内の死亡事例によると0歳児の虐待死の発生率が高くなっていることから、妊娠中から養育に課題を抱える特定妊婦への虐待予防の働きかけについて、関係機関と連携を密に行う必要がある。 ○精神疾患を抱える保護者や、発達障害の児童のケースの増加、また法律の知識を用いての対応が求められるケースが増えている。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 区) (先駆型子ども家庭支援センター数)

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	虐待ケースの急増に対応するため、子ども家庭支援センターの組織体制について検討を行う。	相談員の増配置を行うとともに、児童相談所への職員派遣を継続する。
②	特定妊婦への対応について、保健所と連携しながら医療機関（産婦人科）へ直接出向いての協力依頼を行う。	保健所の事業である新生児全戸訪問との連携を一層高めて、養育支援訪問事業の充実を図る。
③	精神疾患や発達相談などに詳しい専門家の助言を活かすため、精神科医への相談の機会を設ける。	困難ケースの増加に対応できるよう、精神科医のスーパーバイズの回数を増やすとともに、弁護士への相談の機会を設ける。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	要保護・要支援児童の保護及び支援、養育環境の整備について、関係機関と連携しながら中核機関として積極的に推進していく。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	あらかわキッズコール24（24時間子育て電話相談）	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	茶谷	内線	3789
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	あらかわキッズコール24(030201-010603)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	20 年度	根拠		
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	24時間365日電話相談に応じる体制を整えることで、妊娠や育児についての不安の解消を図り、子育て家庭を支援する。				
対象者等	区民で妊産婦及び6歳までの乳幼児を持つ保護者				
内容	<p>妊娠や育児についての相談について、24時間365日電話での相談対応を行う。                  まず看護師が電話で相談の内容を聞き、内容によって保健師や精神保健福祉士、希望した場合には医師との相談につなげる。</p> <p>①相談体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24時間365日、常時電話相談の体制をとる。</li> <li>・ フリーダイヤル（携帯電話からも対応可能なもの）を設置する。電話番号0120-536-883</li> <li>・ 看護師がまず対応し、相談の内容によって、精神保健福祉士、管理栄養士、医師がフォローする。</li> </ul> <p>②相談方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談には原則として即答で対応するが、訪問・面談等が必要である場合には、氏名・連絡先等を聞き取り、子ども家庭支援センターに引き継ぐ。</li> </ul>				
経過	H20.4 事業開始 H22.4 利用件数の増加にともない契約金額を増額した H24.4 委託先を競争入札とし、新たに株式会社法研となり契約金額も変更した				
必要性	区役所が閉庁している早朝・深夜・休日などに、子どもの体調の急変やケガなどについて相談できる機関として有用である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 看護師・保健師・精神保健福祉士等、相談の内容によって対応できる専門職を配置している事業者に業務委託して実施。 法研(株)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	0	0	2,675	1,888	4,200	4,200	4,200	
①決算額（24年度は見込み）	0	0	1,436	1,882	4,200	4,200	2,507	
②人件費等			593	977	1,046	1,016		
③減価償却費					349	373		
【事務分担当】（%）			7	12	12	12		
合計（①+②+③）	0	0	2,029	2,859	5,595	5,589	2,507	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	731	944	2,100	2,100	1,254	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	0	0	1,298	1,915	3,495	3,489	1,253	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	あらかわキッズコール24相談件数	0	0	1,707	3,396	4,440	4,302	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用委託料	業務委託	4,200	業務委託	4,200	業務委託

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	電話相談件数（年間）	3,396	4,440	4,302	4,000	4,000	
②							
③							

（問題点・課題分析）	<p>24時間365日相談を受けられる方式で実施しているが、4千件前後の相談数となる。夜間などの救急情報や、匿名での育児不安の相談等需要は高い。日中の他の相談機関の活用に対しての周知も必要。また医療機関の紹介や区の保健情報の提供という点で、医療機関、保健所との連携も日ごろから必要となる事業である。</p>
他区の実況	<p>（実施 0 区 未実施 22 区）</p> <p>世田谷区 「子育てテレフォン」平日午後10時まで、土・日・祝日午前9時から午後10時 直営で保健師が対応 類似事業：相模原市介護予防推進課「ホッと あんしんダイヤル」・東京消防庁「救急相談センター」</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	匿名相談のため継続相談につながりにくい。必ず地域を確認し、本人特定ができる情報を得ることと、支援センターや保健所の紹介を入れる。	電話相談を利用してきた世代が、成長に伴い対象外となることから、対象者の拡大の必要がないか調査検討する。
②	相談内容を分析し、保健所と連携して予防教育にいかせるようにする。	相談内容について、日頃保健所で受けている事柄が大部分を占めるため、事業移管も検討する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	利用件数は多く、妊娠や育児についての不安の解消のための事業として非常に必要性が高い。

況議 (要 質 問 状)	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	子育て交流サロン事業費（子ども家庭支援センター）	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	鈴木	内線	3789
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	子育て交流サロン事業費・子ども家庭支援センター（030201-010604）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	18 年度	根拠	荒川区子ども家庭支援センター条例・東京都子ども家庭支援センター事業実施要綱及び補助要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	子ども家庭支援センターの機能として、乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流とつながりを持つ場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図る。				
対象者等	在宅で子育てをしている0歳から概ね3歳までの乳幼児とその保護者				
内容	①子育てをしている保護者同士の交流の場及び子どもの遊び場の提供 ②子育て家庭の保護者等に対する相談、助言等の援助 ③子育て家庭に対する育児に関する情報提供並びに地域の子育てサークル及び子育てボランティアの育成及び支援 ④子育て講座（カンガルー講座）の企画・実施（計10回）、図書館と連携しての読み聞かせ講習会（1回） 23年度は親子ふれあい遊び・ベビーマッサージなどの実技を伴う講座と託児付きの座学での講座を行った				
経過	H18.4 旧宮地ひろば館をリニューアルした現在の子ども家庭支援センター内に子育て交流サロン開設 H20.4 平成19年度までの子ども家庭支援センター事業費を管理運営費、要保護児童対策、情報提供事業に分割 H22.4 子育て交流サロン事業として子ども家庭支援センター事業費から分離				
必要性	子ども家庭支援センターの子育て交流サロンは、支援センターや保健所の相談対応ケースを利用につなげるなど、有機的に係わりを持たせているため、必要性は極めて高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 子ども家庭支援センターの支援ワーカー（1名）がサロン担当を兼務し、全体の調整にあたっている。サロンの運営は非常勤職員（保育士資格）3名で行っている。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額			315	466	493	253	440	
①決算額（24年度は見込み）			315	361	411	436	440	
②人件費等					3,453	3,627		
③減価償却費					1,249	1,648		
【事務分担量】（%）					43	53		
合計（①+②+③）	0	0	315	361	5,113	5,711	440	
国（特定財源）								
都（特定財源）						18		
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	315	361	5,113	5,693	440	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
センター内サロン親子利用者数	8,709	11,135	13,472	12,287	12,817	11,640	12,000	
育児講座参加者数	143	234	398	412	440	474	490	
センター内サロン子育て相談件数	84	199	152	179	218	241	260	
※24年度は見込み数								

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	育児講座講師等謝礼	170	育児講座講師等謝礼	233	育児講座講師等謝礼
一般需用費	消耗品	241	消耗品	203	消耗品	189	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	センター内サロン子育て相談件数	179	218	241	250	260	
②	育児講座延べ参加者数	412	440	474	480	490	
③	子育てサークル数(累計)	51	41	39	45	50	センター内サークル室利用団体

問題点・課題 (指標分析)	<p>家庭で孤立化した状態の育児にならないように、子育て中の悩みや不安などを分かち合える仲間やサークルを作るための働きかけを行う。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各地区担当ワーカーが、担当しているケースにおいて孤立の心配のある親子を、子育て交流サロンにつなぐ。そこで親子がサロン職員や利用者とはふれあうことで、孤立化を防ぐ。	子育て交流サロンと子ども家庭支援センターの相談機能及び保健所などとの関係機関との連携を強化する。
②	親同士の関わりを持ってもらうため、サークル数を増やす働きかけをする。それによって、子育て中の悩みや不安の軽減を図る。	サークル向けのイベントを行う等、支援を充実させる。他サークルの活動状況を知ることにより、各サークルの内容の充実を図る。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	在宅育児家庭の育児不安や孤立化等の解消を図るため、関係機関との連携をさらに強化する。

議会 （要旨） 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	産後支援ボランティア助成事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	小笠原	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	産後支援ボランティア助成事業費（030201-010701）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	18年度	根拠	荒川区産後支援ボランティア派遣事業費補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画	○非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	出産後間もない子ども（原則出産後6月以内の子ども）を養育する家庭において、その養育が困難な場合、助産師・ボランティア等を派遣し、赤ちゃんの入浴の手伝い、買い物の手伝い等を実施するボランティア団体に対し、その運営費を補助し、産後家庭の子育ての負担軽減を図る。				
対象者等	産後支援ボランティアを継続して派遣できる団体（団体構成員が10以上で半数以上が区内在住・在学・在勤者）				
内容	○実施団体：「35（産後）サポネットイン荒川」 代表 元首都大学東京教授 恵美須氏・元NPO法人 藤田氏 ○支援内容：赤ちゃんの入浴手伝い・外出付き添い・買い物代行・家事手伝い・お母さんと赤ちゃんの健康相談など ○支援対象：出産後6ヶ月以内の育児困難家庭 ○支援方法：産後家庭への助産師・保育士・ボランティアの派遣による援助 ○利用時間：1回2時間以内 ○利用料金：1回500円 ○補助対象経費：ボランティア活動費等（派遣コーディネート、事務職員含む）・保険料・会議費等				
経過	平成16年10月 首都大学において子育てボランティア講演会・シンポジウムを開催 平成17年 3月 シンポジウムをきっかけに区民・学生による産後支援ボランティア（35（産後）サポネットin荒川）が始まり、同活動の支援を荒川区次世代育成支援行動計画に織り込む。 平成18年 4月 モデル事業として、事務局経費・保険料・事務局補助者経費を区が助成する目的で予算を計上。（257,600円） 平成21年 2月 事務局が荒川六丁目みんなの実家@まちやに移転したことにより、会場費はサロン経費で負担				
必要性	出産直後の乳児及び母親を支援対象とした区の子育て支援事業は少なく、事業の必要性は高い。また、子育てのボランティア団体を育成、支援するうえでも本事業は必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ボランティア団体への補助事業				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	258	1,125	1,634	1,514	1,920	1,851	1,851	
①決算額（24年度は見込み）	258	1,097	1,435	1,326	1,873	1,850	1,850	
②人件費等	427	427	424	407	436	423		
③減価償却費					145	156		
【事務分担量】（%）	5	5	5	5	5	5		
合計（①+②+③）	685	1,524	1,859	1,733	2,454	2,429	1,850	
国（特定財源）								
都（特定財源）			817	732	936	877	877	
その他（特定財源）								
一般財源	685	1,524	1,042	1,001	1,518	1,552	973	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	延べ利用者数	172	338	202	246	391	477	350
	実利用者数（派遣ケース数）	18	21	22	47	54	49	70
	1ケースあたりの派遣回数	9.6	16.1	9.2	5.2	7.2	9.7	5.0

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
その他の補助金	ボランティア活動費	774	ボランティア活動費	1,050	ボランティア活動費	725	
	派遣コーディネーター経費	240	派遣コーディネーター経費	291	派遣コーディネーター経費	235	
	事務職員補助	874	事務職員補助	874	事務職員補助	874	
	事務費・会議費・保険料等	172	事務費・会議費・保険料等	156	事務費・会議費・保険料等	192	
	利用者負担	△ 187	利用者負担	△ 239	利用者負担	△ 175	
			寄付金	△ 282			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	延べ利用者数	246	391	477	350	—	
②	派遣ケース数	47	54	49	70	—	実利用者数
③							

（問題点・課題）	ボランティアによる活動は、個人の力量に大きく左右される面もあるため、継続的な人材の確保・育成が課題である。また、利用者の増加に伴い必要経費が増えているため、安定した運営のために検討が必要である。
他区の実施状況	（実施 10 区） 千代田区（千代田子育てサポート） 中央区（育児支援ヘルパー） 港区（あい・ぽーと子育てサポート） 新宿区（育児支援家庭訪問事業） （未実施 12 区） 渋谷区（にこにこママ） 江東区（ふれあいサービス） 世田谷区（さんさんサポート） 中野区（育児支援ヘルパー派遣） 北区（子育て応援団事業） 練馬区（育児支援ヘルパー）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	安定した運営のため、補助要綱を含めた制度の見直しを検討する。	24年度の検討をもとに必要であれば新たな体制の構築を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	利用者も増加しており、在宅育児支援策として必要性は高い。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	ツインズサポート事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	萩原	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	ツインズサポート事業（030201-010702）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	19年度	根拠法令等	荒川区ツインズサポート事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	多胎児を養育する家庭に対し、外出の不自由を緩和するため、タクシー利用料金を助成するとともに、荒川区ファミリー・サポート・センター事業等の在宅育児支援事業の利用料の一部を助成することにより、多胎児を養育する家庭の経済的負担を軽減し、もって子育て支援の充実を図ることを目的とする。				
対象者等	1 タクシー料金助成事業：荒川区民で当該年度の4月1日現在において満2歳以下の多胎児を養育する家庭 2 在宅育児支援事業等（ファミリーサポートセンター事業ほか5事業）利用料金助成事業：荒川区民で当該年度の4月1日現在において、満5歳以下の多胎児を養育する家庭 3 当該年度の4月2日以降に出生、転入により上記の1、2に該当する多胎児を養育する家庭				
内容	1 タクシー料金助成事業 ①助成対象：多胎児家庭の保護者が、多胎児とともに外出した際に利用したタクシーの料金負担額 ②助成額：5,000円～20,000円 （年額・該当した期間により、限度額を四半期に分け5,000円単位で減額） ③実施方法 4月1日現在の対象者：区から申請書等を郵送により配布 4月2日以降の対象者：該当者の申し出等により区から申請書等を郵送 2 在宅育児支援事業等利用料金助成事業 ①対象事業：ファミリー・サポート・センター事業・一時保育事業・緊急一時保育事業・ショートステイ事業・産後支援ボランティア派遣事業・乳幼児一時預かり事業 ②助成額：上記①の事業で負担した額の1/2・5,000円～20,000円 ③実施方法：2歳以下はタクシー料金助成事業と同様・3歳以上は申し出等により区から申請書郵送				
経過	平成19年 都バスで双子用ベビーカーが使用できないため、タクシー券配布事業として開始 平成21年 タクシー券販売中止により補助制度に変更				
必要性	育児の負担が重なる多胎児を養育している家庭を支援するため、区として経済的にも精神的にも支援する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 4月・対象者リスト作成 ・該当者にタクシー利用料補助申請書・在宅育児支援事業等利用料補助申請書類を送付 通年・タクシー利用料・在宅育児支援事業等利用料補助金申請随時受付 ・四半期ごと交付決定し、補助金支払				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額		1,213	1,675	1,238	1,490	1,056	912	
①決算額（24年度は見込み）		841	858	712	872	970	912	
②人件費等		427	847	814	872	847		
③減価償却費					291	311		
【事務分担量】（%）		5	10	10	10	10		
合計（①+②+③）		1,268	1,705	1,526	2,035	2,128	912	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	1,268	1,705	1,526	2,035	2,128	912	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	タクシー券支給件数		41	41	-	-	-	-
	ファミサポ等補助件数		2	4	13	21	18	20
	タクシー利用補助件数		-	-	47	57	62	49

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	タクシー利用補助		662	タクシー利用補助	815	タクシー利用補助	690
	一時保育等補助		210	一時保育等補助	156	一時保育等補助	222

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	タクシー券支給件数	—	—	—	—	—	
②	一時保育（ファミサポ）等補助件数（延べ）	13	21	18	27	50	
③	タクシー利用補助件数（延べ）	47	57	62	61	70	

問題点・課題 (指標分析)	<p>タクシー券の販売中止により、タクシー券の支給をタクシー利用料補助へ21年度から変更。また、自家用車所有世帯はタクシーを利用する機会が少ないため、タクシー利用料補助に併せて、ガソリン購入料及び駐車場利用料補助について検討する。ファミリー・サポート・センター利用料補助についても在宅育児支援事業等5事業の利用料補助へ対象事業を拡大したため、今後も更に事業内容を区報、キッズニュース等で周知していくことが必要である。</p>
	<p>他区の実況 （実施区 未実施 22区） 23区初の事業</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	タクシー利用料補助及び在宅育児支援事業利用料補助について事業内容を周知していくとともに、ガソリン購入料及び駐車場利用料補助について検討する。	タクシー利用料補助及び在宅育児支援事業利用料補助について事業内容を周知していくとともに、ガソリン購入料及び駐車場利用料補助について検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	多胎児に対する支援策として必要であり、今後とも現状の内容で実施していく。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	地域子育て見守り事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	萩原	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	地域子育て見守り事業（030201-010703）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成	19年度	根拠法令等	荒川区地域子育て見守り事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	地域に在住する民生・児童委員及び主任児童委員が、在宅で乳幼児を養育している家庭を訪問し、子育て応援券（キッズクーポン）を配付することにより、地域の子育て状況を把握するとともに、子育て家庭が孤立しないように見守り、もって子育て支援の充実を図ることを目的とする。				
対象者等	①絵本交換券：当該年度の4月1日現在において、住民記録台帳に記載されている満1歳以下の在宅育児家庭（配付時に当該児童が認可保育園、認証保育所、家庭福祉員において保育されている場合は除く） ②荒川遊園乗りの券：当該年度の4月1日現在において、住民基本台帳に記載されている満2歳以上3歳未満の在宅育児家庭 ③上記①又は②に該当し、配付時まで区内に住所を有する者				
内容	民生・児童委員又は主任児童委員が、その所管する担当区域内の対象家庭を訪問し、キッズクーポン（子育て応援券）の配付とともに、在宅育児家庭の実情把握に努め、子育て関連情報の提供や相談・助言を行う。 1 配付方法 ①事前に対象世帯に「民生・児童委員又は主任児童委員訪問のおしらせ」の葉書を送付し、事業を周知する。 ②民生・児童委員又は主任児童委員が対象世帯を戸別訪問。 (ア) 絵本交換券（1歳以下） 民生・児童委員又は主任児童委員が戸別訪問し、絵本交換申込書（往復はがき）を配付。（東京都荒川書店組合へ絵本交換申込書（往復はがき）で希望絵本を申込み。→書店組合から絵本交換券（往復はがき返信分）を受取る。→指定書店で絵本交換券と絵本の交換。） (イ) 荒川遊園のりもの券（2歳児） 民生・児童委員又は主任児童委員が戸別訪問し、荒川遊園のりもの券を配付。 2 周知方法：区報・ホームページ掲載				
経過	●平成19年 荒川区地域子育て見守り事業を実施（子育て需要調査を本事業で実施）				
必要性	児童虐待防止及び子育て支援のため、地域の中で孤立しがちな各在宅育児家庭の支援策として、有効な事業である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 各地域の民生委員による戸別訪問配付（絵本の交換は、東京都荒川書店組合に委託）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額		13,500	9,690	14,341	11,436	10,411	7,383	
①決算額（23・24年度は見込み）		11,469	8,113	12,890	9,660	9,770	7,383	
②人件費等		1,708	1,816	2,036	3,488	3,388		
③減価償却費					1,162	1,244		
【事務分担量】（%）		20	25	25	40	40		
合計（①+②+③）	0	13,177	9,929	14,926	14,310	14,402	7,383	
国（特定財源）								
都（特定財源）			178		381	650	588	
その他（特定財源）								
一般財源	0	13,177	9,751	14,926	13,929	13,752	6,795	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	絵本交換券対象児童数		2,163	2,369	2,460	2,442	2,414	2,075
	絵本交換券配付児童数		1,932	1,800	1,944	1,986	2,204	2,075
	のりもの券対象児童数		883	822	880	971	958	1,011
	のりもの券配付児童数		790	776	823	905	880	1,011

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
一般賃金	リスト作成事務補助	131		128		144	
一般需用費	事務用消耗品	73		95		140	
	絵本（サロン見本用）	183		574		450	
役務費	周知はがき等郵送料	155		165		235	
	絵本交換券（往復葉書）	252		224		242	
委託料	地域子育て見守り事業	5,942		5,701		4,150	
	委託契約（絵本交換）						
使用料及び賃借料	荒川遊園のりもの券	2,925		2,883		2,022	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	絵本交換券（1歳以下）配付率	79.02%	81.33%	91.30%	100.00%	100.00%	対象児童数に対する配付率
②	のりもの券（2歳児）配付率	93.52%	93.20%	91.86%	100.00%	100.00%	対象児童数に対する配付率
③							

（問題点・課題） （指標分析）	<p>○民生・児童委員及び主任児童委員が在宅育児家庭に、あまり知られていない状況があり、民生・児童委員及び主任児童委員が気軽に地域で子育て相談にのれるよう、その存在と役割を在宅育児家庭に理解してもらうことが必要である。</p> <p>○絵本の交換では里帰り出産等で長期間不在により、引換できないトラブルが発生しているため、引換の方法についても検討する必要がある。</p>					
	他区の実況	（実施 区 未実施 22 区）				
	23区内で初めての事業である。					

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	在宅育児家庭に地区の民生・児童委員及び主任児童委員の役割を理解してもらうために、引続き事業のPRに努める。	在宅育児家庭に地区の民生・児童委員及び主任児童委員の役割を理解してもらうために、引続き事業のPRに努める。
②	絵本の引換期間等の検討をする。	絵本の引換期間等の検討をする。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	民生・児童委員及び主任児童委員による在宅育児家庭見守りとして重要であり、今後とも実施していく。

議 会 要 旨	
------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	託児サービス事業費補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	小笠原	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	託児サービス事業費補助（030201-010704）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	19 年度	根拠	荒川区共催後援事業への託児サービス事業補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	荒川区共催後援事業の実施時に提供する託児サービスに係る経費の一部を主催者に対し、区の予算の範囲内で補助することにより、子育て中の保護者の社会参加を促進し、子育て家庭の福祉の向上を図る。 ※「託児サービス」とは、小学校就学前の子どもを、保育士又は保育の経験がある者が、子どもを擁護するにあたり、通常の配慮すべき安全が確保されている場所において一時的に預かるサービスをいう。				
対象者等	民間事業者等が主催し、区等（議会、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員を含む。）が共催または後援する事業（以下「共催後援事業」という。）の実施にあたり、その参加者のために託児サービスを提供する場合、その共催後援事業主催者				
内容	○補助対象経費：補助事業の実施に係る人件費、賃借料、光熱水費その他区長が特に認める経費 ○補助金交付額：6,000円/回 12回/年度 ○補助金交付申請：補助金交付申請書に下記資料を添えて区長に申請する。 (1) 区等が共催し、又は後援することを証する書類 (2) 補助事業の実実施計画を記載した書類 (3) 託児サービスの提供に要する経費がわかる書類 (4) その他区長が必要と認める書類				
経過	平成19年7月 託児サービス事業費補助開始				
必要性	講演会・イベント事業等における託児所等の設置を支援し、子育て家庭の社会参加を促進するため、本事業は必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 事業主催者への補助事業				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額		400	162	180	102	84	84	
①決算額（24年度は見込み）		0	15	66	81	0	84	
②人件費等		427	424	407	436	423		
③減価償却費					145	156		
【事務分担当量】（%）		5	5	5	5	5		
合計（①+②+③）	0	427	439	473	662	579	84	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	427	439	473	662	579	84	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	利用者団体数		0	3	3	2	0	2

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	その他の補助金	託児サービス補助	81	託児サービス補助	0	託児サービス補助	84

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	利用者団体数	3	2	0	2	—	
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)	補助金額（限度額6,000円/回×最大12回/年）に対して手続きが煩雑であり、実績があがりにくい。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	現状規模で実施し、実績の推移を見て検討する。	現状規模で実施し、実績の推移を見て検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	子育て中の保護者の社会参加を促進するため、現状の規模で実施する。

議会議況 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	託児サポーター	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	小笠原	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	託児サポーター（030201-010705）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	19 年度	根拠	荒川区託児サポーター事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区託児サポーター事業会則	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	<p>自宅以外の場所で育児の援助を行いたい者（託児サポーター会員）及び育児の援助を受けたい者（利用会員）により構成される会員組織で、会員相互の援助活動を実施することにより、子育て家庭の社会活動への参加を促進する。</p> <p>（ファミリー・サポート・センター事業は、協力会員又は利用会員の自宅でしか子どもを預かることができないので、託児サポーターは、講演会の会場に設けられる託児所等自宅以外の安全な場所で子どもを一時預かる場合利用できる）</p>				
対象者等	<p>○託児サポーター会員：託児サポーター事業会則を承認のうえ、自宅以外の場所で子育て支援活動ができる者（ファミリー・サポート・センター事業協力会員・保育ママ・保育士・幼稚園教諭・助産師等）</p> <p>○託児サポーター利用会員：託児サポーター事業会則を承認のうえ、自宅以外の安全な場所で子育て支援活動を必要とする者</p>				
内容	<p>ファミリー・サポート・センター協力会員、保育ママ等地域における子育て支援の担い手を「託児サポーター」として登録し、区・民間団体等（利用会員）から託児サービス等の要請があった場合、登録した託児サポーターと事務局において調整し、自宅外の託児所開設を支援する。</p> <p>○託児サポーター事業委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●会員登録、管理業務</li> <li>●依頼者、提供者コーディネート業務</li> <li>●広報活動</li> </ul> <p>○報酬額 1, 220円/時間</p>				
経過	平成19年11月 事業開始				
必要性	講演会・イベント事業等における託児所等の設置を支援し、子育て家庭の社会参加を促進するため、本事業は必要である。				
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業同様社会福祉協議会に委託</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額		738	1,226	1,226	1,226	1,226	1,200	
①決算額（24年度は見込み）		730	839	1,199	1,225	1,226	1,200	
②人件費等		427	424	407	436	423		
③減価償却費					145	156		
【事務分担当量】（%）		5	5	5	5	5		
合計（①+②+③）	0	1,157	1,263	1,606	1,806	1,805	1,200	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	1,157	1,263	1,606	1,806	1,805	1,200	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	派遣回数		29	61	73	83	133	80
	派遣人数		73	201	247	203	401	250

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	事務局運営経費	1,076	事務局運営経費	1,189	事務局運営経費
	広報経費	149	広報経費	37	広報経費	37	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	延べ利用団体数	73	83	133	80	150	
②	延べ協力会員数	247	203	401	250	450	
③							

(問題点・課題)	子育て支援活動の担い手を幅広く提供する事業として、ファミリー・サポート・センター事業とともに更なる周知が求められる。
他区の実況	(実施区 未実施区)

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業について広く周知し、託児サポーターの利用促進を図る。	事業について広く周知し、託児サポーターの利用促進を図る。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	子育て中の保護者の社会参加を促進するため、現状の規模で実施する。

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	親子ふれあい入浴事業		部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
			担当者名	萩原	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	親子ふれあい入浴事業（030201-010706）					
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	荒川区親子ふれあい入浴事業補助要綱		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]				
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]				
	施策	子育て環境の整備[03-01]				
目的	親子ふれあい入浴事業を実施することにより、家庭内では経験できない親子のふれあいの場を提供し、もって家族のコミュニケーションの円滑化と子育て家庭への支援に資することを目的とする。					
対象者等	荒川区内の小学生以下の児童と保護者					
内容	<p>事前に、小学校・幼稚園・保育園・ひろば館等を通して、入浴券（1万8千枚・周知用チラシを兼ねる）を配付し、入浴券を持参した親子について入浴料を無料とする。</p> <p>1 事業実施時期 年6回実施し、開催日は原則として開催月の第3土曜日（あらかわ家族の日）とする。 平成21年度～平成24年度：6月～11月の毎月実施（平成20年度は7月～12月、平成19年度は7, 8, 9, 11, 1, 3月）</p> <p>2 対象とする浴場 東京都公衆浴場生活衛生同業組合荒川支部に加盟する浴場（30浴場）</p> <p>3 公衆浴場に対する補助額 （1）事務処理に要する補助 1浴場につき1回の実施に当たり5千円（22年度～）とする。（19年度～21年度は1万円） （2）入浴料の割引を行った場合の当該割引相当額 補助限度額：（1）の補助総額と同額を限度とする 23年度実績 実施回数 191回 利用者数 13,119人 1浴場1回あたり平均 利用人数 69人 補助額 5,000円 20,640円（延べ72人）～484,620円（延べ1,692人） （3）補助事業の宣伝広告等を行った場合は、当該宣伝広告等に要した経費</p> <p>4 補助交付団体 東京都公衆浴場生活衛生同業組合荒川支部</p>					
経過	●平成19年 荒川区親子ふれあい入浴事業補助を開始					
必要性	家族関係が希薄になり、親子のふれあう機会が不足している今日、親子のきずなを深める事業として必要である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 交付申請→交付決定→入浴料補助年2回請求書・実績報告により支出					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額		5,665	5,220	5,704	6,925	6,000	5,332	
①決算額（24年度は見込み）		5,224	4,960	5,693	5,346	4,874	5,332	
②人件費等		427	1,816	814	872	847		
③減価償却費					291	311		
【事務分担量】（%）		5	25	10	10	10		
合計（①+②+③）	0	5,651	6,776	6,507	6,509	6,032	5,332	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	5,651	6,776	6,507	6,509	6,032	5,332	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	参加浴場数		40	39	38	37	33	33
	参加親子（延べ人数）		9,335	12,567	15,167	14,579	13,119	14,396
	延べ実施回数		242	231	221	211	191	198

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費 負担金補助及び交付金	事業用消耗品		90	事業用消耗品	98	事業用消耗品	95
	浴場組合補助			浴場組合補助		浴場組合補助	
	事務補助		2,210	事務補助	955	事務補助	990
	入浴料補助		3,273	入浴料補助	3,821	入浴料補助	4,147
	宣伝事業補助		121	宣伝事業補助	0	宣伝事業補助	100

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	参加親子（延べ人数）	15,167	14,579	13,119	14,396	20,000	
②	参加浴場率	95.0%	94.9%	94.3%	100.0%	100.0%	
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を、広く区民にPRし、事業を定着させていくことが課題である。</li> <li>・事業に参加する親子のマナーについても他の利用者に迷惑がかからぬよう、広く周知していく必要がある。</li> <li>・通年で実施してほしいという要望が多いので、事業内容について浴場組合と検討が必要である。</li> </ul>
他区の実況	<p>（実施区 未実施区）</p> <p>墨田区：毎月25日「すみだ家庭の日」にここ入浴証を持参の高齢者・子ども等は入浴料半額割引 足立区：毎月第1・3土曜日「家族ふれあいの日」入浴料約100円割引</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、広く区民に周知されるよう、事業をPRする。	引き続き、広く区民に周知されるよう、事業をPRする。
②	事業のポスターを各浴場に配付する際に銭湯での利用方法及び禁止事項を明記した貼紙も配付する。	事業のポスターを各浴場に配付する際に銭湯での利用方法及び禁止事項を明記した貼紙も配付する。
③	通年で実施することにより、利用者の増加に繋がるが、浴場組合の協力と理解が必要である。	通年で実施することにより、利用者の増加に繋がるが、浴場組合の協力と理解が必要である。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	地域の社会資源を活用した子育て支援策として、現状の規模で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	西谷	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業（030201-010707）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成 20 年度		根拠法令等	東京都乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）実施要綱・荒川区実施要綱・補助要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	保育所・認証保育所等において、授乳及びおむつ替え等のための施設設備（以下「あらかわベビーステーション」という。）の設置を促進するとともに、あらかわベビーステーションを広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備することを目的とする。				
対象者等	乳幼児を持つ親				
内容	<p>区内の保育園、幼稚園、ひろば館、ふれあい館など子育て関係施設のほか、主要な公共施設に、気軽に利用できる授乳・オムツ交換スペースを設置し、こうした設備が備わっている施設を「あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）」として認定し、利用を呼びかける。</p> <p>また、民間施設や商業施設にも、設置費用の一部を補助することにより、こうした設備の設置を勧奨し、「民間版あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）」として顕彰するとともに、広く周知し、乳児を抱えた保護者の外出を容易にすることを側面から支援する。</p> <p>なお、認定施設は、東京都の同様の事業「赤ちゃん・ふらっと」に登録を行い、併せてPRする。</p> <p>◆区内設置場所（24年3月末 51ヶ所）</p> <p>①区役所 ②子ども家庭支援センター ③ふれあい館8館 ④区立図書館、図書サービスステーション6館 ⑤保育園（園内の子育て交流サロン含む） 20館 ⑥私立幼稚園等（黒川幼稚舎、ワタナベ学園） ⑦子育て交流サロン（みんなの実家@まちや、荒川おもちゃ図書館、汐入おもちゃ図書館） ⑦あらかわ子育て応援店 4店 ⑧その他（あらかわ遊園、町屋文化センター、アクト21、エコセンター、総合スポーツセンター、荒川さつき会館）</p>				
経過	<p>●平成21年1月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業開始</li> <li>・東京都乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）実施要綱制定</li> </ul> <p>●平成24年3月末現在 51箇所認定</p>				
必要性	乳幼児を持つ親が、安心して外出を楽しめる環境を整備し、子育ての孤立・負担感を解消するとともに、楽しく子育てできるまちづくりをすることは必要である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設：設置認定 表示板の設置、施設改修、備品購入</li> <li>・民間施設：設置認定 表示板の設置、施設改修費・備品購入費補助</li> </ul>				

		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額			4,757	1,684	1,684	1,380	1,080
	①決算額（24年度は見込み）			2,140	686	715	1,148	1,080
	②人件費等			424	814	436	847	
	③減価償却費					145	311	
	【事務分担量】（%）			5	10	5	10	
	合計（①+②+③）	0	0	2,564	1,500	1,296	2,306	1,080
	国（特定財源）							
	都（特定財源）			1,070	828	842	690	540
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	1,494	672	454	1,616	540
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	ベビーステーション設置箇所			27	39	46	51	55
	うち「赤ちゃんふらっと」（都）			27	37	44	49	53

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報償費						
	一般需用費	消耗品	108	消耗品	95	消耗品	80
		改修費(2ヶ所)	174	改修費(3ヶ所)	174	改修費(2ヶ所)	200
	委託料						
	備品購入費	オムツ交換台	126	オムツ交換台、授乳い	368	オムツ交換台 3台	300
授乳室用椅子、ついたて		307					
負担金補助及び交付金	設備・備品補助	0	設備・備品補助 (設備補助2ヶ所)	512	設備・備品補助 (設備補助1ヶ所+おむつ交換台 設置補助2ヶ所)	500	

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	ベビーステーション設置数	39	46	51	55	60	累計値
②							
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児を持つ親が気軽に利用できるよう、区内全域にわたって設置することが課題である。</li> <li>・「あらかわベビーステーション」の設置について、PRすることが必要である。</li> </ul>
	<p>（実施 21 区 未実施 1 区）</p> <p>実施区：板橋区（18年度～赤ちゃんの駅）、江東区（赤ちゃんの駅）、北区（赤ちゃん休けい室）、足立区（20年度～赤ちゃんほっとスポット）</p> <p>その他：都内の施設1014か所（平成24年3月23日現在）が東京都「赤ちゃん・ふらっと」として届出あり</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域に偏りなく区内全域にベビーステーションを設置できるように、あらかわ子育て応援店などの民間施設にも設置を依頼する。	利用者がどこに住んでいても、散歩の際などに気軽に利用できるように施設の充実を図る。
②	「知らなくて利用できなかった」というケースがないように「あらかわベビーステーション」の設置場所について、区報やホームページ等で周知する。	多様な情報提供ツールを活用してベビーステーションの周知を図ることで、子育て家庭が外出先で困ることがないように情報を提供する。
③	既設のベビーステーションについて、利用者意見を考慮して、より快適にりようできるように設備等の改善を図る。	利用者のニーズを把握し、快適に利用できる施設整備を図ることで施設全体の活用を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	乳幼児をもつ親が安心して外出できる環境を創出するうえで、必要性は高い。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	新生児・3歳児絵本贈呈事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	日坂	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	新生児・3歳児絵本贈呈事業（030201-010708）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	21 年度	根拠		
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	絵本を通して親子の絆とコミュニケーションを深め、豊かな人間性を育むため、新生児の保護者と3歳児に絵本を贈呈する。				
対象者等	(1)出生児の保護者 (2)3歳児				
内容	(1)出生児の保護者に対し、子どもの誕生を心からお祝いする意味も込めて「みんな絵本から～I love reading books with you, Mammy.」を、また23年度からは、その後生まれた場合の重複をさけるため、福音館書店の「ちょっとだけ」を贈る。なお、この選定はこれまで同様柳田邦男氏の推薦によるものである。 (2)3歳児に対し絵本を贈呈することにより、親子の絆とコミュニケーションを深めていただく。（絵本は柳田邦男氏等が選定した5冊中1冊を選んでもらうものとし、3歳児検診の際に引き換えを実施する） なお、3歳児への絵本贈呈の際に、ボランティアの協力を得て、絵本の読み聞かせを実施する。				
経過	平成21年度事業開始				
必要性	昨今の核家族化、少子化やテレビやゲームの氾濫で、親子がふれあう機会が減ったり、またどう子どもと過ごせばいいのかが分からない親が増えている中で、絵本の持つ力や読み聞かせの楽しみなど、親子の会話や、読書の大切さを伝えるために必要な事業である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 新生児については、乳幼児医療証等申請時、3歳児については、3歳児検診にあわせ配布。 絵本の読み聞かせはボランティアが実施。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額			(360)	(3,930)	4,395	4,660	4,345	
①決算額（24年度は見込み）			(360)	(3,930)	4,131	4,660	4,345	
②人件費等				(1,059)	279	273		
③減価償却費					291	311		
【事務分担当】（%）				(25)	10	10		
合計（①+②+③）	0	0	(360)	4,989	4,701	5,244	4,345	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	(360)	4,989	4,701	5,244	4,345	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	配布数（出生児保護者）				1,446	1,699	1,755	1,769
	配布数（3歳児保護者）				1,344	1,493	1,587	1,599
	対象人口（4月1日）				3,088	3,242	3,386	3,489

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	絵本購入費	4,132	絵本購入費	4,660	絵本購入費	4,345	
	新生児用1,699冊	2,032	新生児用1,921冊	2,105	新生児用1,769冊	2,003	
	3歳児用1,493冊	2,077	3歳児用1,800冊	2,555	3歳児用1,599冊	2,292	
	その他消耗品	23	その他消耗品	0	その他消耗品	50	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	配布率	90.3%	98.4%	98.7%	100%	100%	配布率＝配布数/0歳3歳児人口
②							
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 北区（子育て応援団事業で3歳児に絵本無料配布）、新宿区（絵本でふれあう子育て支援事業で3歳児に絵本無料配布）別途ブックスタート事業で板橋区・文京区・品川区・杉並区・墨田区・葛飾区・練馬区・港区が絵本無料配布

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施していく。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等保護者負担軽減補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田			
		担当者名	中村	内線	3812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	保護者負担軽減補助（030201-010801）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	● 昭和 ○ 平成 47 年度		根拠	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（都）・荒川区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱				
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等					
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市Ⅱ						
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]						
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]						
目的	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保育所型・地方裁量型認定こども園に在籍する園児の保護者に対して補助金を交付し、保護者の保育料の負担軽減と私立幼稚園等への就園機会の拡大を図る。							
対象者等	次に掲げる要件をすべて満たす者 (1) 私立幼稚園等へ在籍している園児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に保育料を納入した者（ただし、在籍時に荒川区内に住所を有していた者に限る） (2) 区加算分については原則として、前年度の住民税及び国民健康保険料を滞納していない者 (3) 原則として、法令等の規定により区長に対し住民税に係る申告書の提出を要する場合は、前年度及び当該年度の申告書を提出している者							
内容	1 補助金額 $[保育料+入園料] - [区立幼稚園保育料相当分] - [就園奨励費補助金額] = 負担軽減補助額(年額)$ 限度額：①世帯の区民税所得割課税額が基準額（23年度216,700円）以下の世帯：月額12,700～14,400円 ②世帯の区民税所得割課税額が基準額を超える場合：月額8,500円 区立幼稚園保育料（23年度 月額） ①世帯の区民税所得割課税額が10001円以上：7,500円、10000円以下：0円～3,750円 区内私立幼稚園等平均保育料（23年度 3歳児） 27,714円 保育料の状況 23,000円（2園）・23,500円（1園）・24,000円（1園）・24,500円（1園） 25,000円（1園）・26,500円（1園） ※東京都私立幼稚園保護者負担軽減事業費補助単価に上乘せして実施（区加算6,800～11,100円） 2 対象者への周知及び把握 区報（4月号）掲載・区内私立幼稚園からの区別在園者数の報告・他区からの荒川区民在園児の報告							
経過	○平成15年度、都補助単価減額に伴い、区加算を一部引上げ（9,500円→10,600円） ○平成17、18年度及び19年度は都の基準に合わせて基準額（176,600円→216,700円）を変更 ○平成22、23年度、国の改正に伴い、階層区分Ⅳの減額分を区が補填（都2/3補助）							
必要性	私立幼稚園等の幼児教育において果たす役割は大きく、保護者の負担を軽減する補助事業は必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 1. 5月 私立幼稚園等に通う保護者からの「調書」受付 2. 9月・12月・3月 補助対象要件（在住・在園状況、納税額、納付状況）調査・確認のうえ、保護者・設置者に申請書送付 3. 10月・1月・3月 申請受付・補助交付（税額確認が第一四半期の支払に間に合わないため年3回交付・就園奨励費補助金と合算して支出） (1)代理申請：各園等が保護者から委任を受け、申請手続き等を行う方法。区内7園及び区外17園で実施。 (2)個人申請：上記以外の園等に通園する園児の保護者が、各自で補助金申請手続きを行う方法。							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	198,745	209,319	227,049	226,559	191,964	231,649	216,306
	①決算額（24年度は見込み）	190,661	209,310	209,298	194,835	191,739	190,140	216,306
	②人件費等	2,562	1,708	2,541	2,036	2,180	2,117	
	③原価償却費					726	778	
	【事務分担量】（%）	30	20	30	25	25	25	
	合計（①+②+③）	193,223	211,018	211,839	196,871	194,645	193,035	216,306
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	53,770	54,397	54,903	54,217	61,598	53,333	59,119
その他（特定財源）								
一般財源	139,453	156,621	156,936	142,654	133,047	139,702	157,187	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	補助児童数(延人数)	19,314	20,664	21,088	20,127	19,447	19,556	20,868
	区分1～4(基準税額以下)	13,985	14,036	13,902	13,082	13,292	12,999	13,368
	区分5(基準税額を超える)	5,329	6,628	7,186	7,045	6,155	6,557	7,500

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	消耗品費	11	消耗品費	11	消耗品費	22
	一般需要	印刷製本（調書）	75	印刷製本（調書）他	75	印刷製本（調書）他	80
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	191,653	その他の補助及び交付金	190,054	その他の補助及び交付金	216,204

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 （見込み）	目標値 （25年度）	
①	補助率（人数ベース）[%]	99.8	99.5	99.3	100	100	補助者数／補助対象者数（調書提出者）※区民税未申告者等は未払
②							
③							

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 区上乗せ定額11区、都区合算定額4区、その他6区 都基準額のみ1区

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等入園料補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	中村	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	入園料補助（030201-010802）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	57年度	根拠	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（都）・荒川区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準	計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保育所型・地方裁量型認定こども園の入園児の保護者に対して補助金を交付し、保護者の負担軽減を図るとともに、私立幼稚園等への就園機会の拡大を図る。				
対象者等	次に掲げる要件をすべて満たす者 (1) 私立幼稚園等へ入園した園児と同一の世帯に属しているもので、かつ、私立幼稚園等に入園料を納付した者（ただし、入園時に荒川区内に住所を有していたものに限る） (2) 原則として、前年度の住民税及び国民健康保険料を滞納していない者 (3) 原則として、法令等の規定により区長に対し住民税に係る申告書の提出を要する場合は、前年度及び当該年度の申告書を提出している者				
内容	1 補助金額：保護者が支払う入園料 70,000円（限度額） 参考：区内私立幼稚園等平均入園料（23年度 3歳児） 80,000円 入園料の状況 90,000円（2園）・80,000円（3園）・60,000円（1園） ※三河島幼稚園は廃園予定のため、除外する。 区立幼稚園入園料は平成20年度廃止 2 対象者への周知及び把握 (1) 区報（4月号及び3月号）に掲載 (2) 区内私立幼稚園からの区別在園者数の報告・他区からの荒川区民在園児の報告				
経過	○事業開始時（昭和57年）から平成元年までは、3歳児の入園のみ補助の対象としていた。 ○平成7年～19年度の補助単価は、3歳児50,000円、4・5歳児30,000円。 ○平成20年度から区立幼稚園入園料廃止にともない補助単価を年齢問わず一律70,000円（限度額）とした。				
必要性	私立幼稚園等の幼児教育において果たす役割は大きく、保護者の負担を軽減する補助事業は必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1. 5月 私立幼稚園等に通う保護者からの「調書」受付 2. 7月 補助対象要件（在住・在園状況、納税額、納付状況）調査・確認のうえ、保護者・設置者に申請書送付 3. 8月 申請受付・補助交付 (1) 代理申請：各園等が保護者から委任を受け、申請手続き等を行う方法。区内7園及び区外16園で実施。 (2) 個人申請：上記以外の園等に通園する園児の保護者が、各自で補助金申請手続きを行う方法。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	29,800	32,993	45,884	44,240	46,130	45,500	45,430	
①決算額（24年度は見込み）	29,800	32,993	42,885	37,115	40,585	43,525	45,430	
②人件費等	1,708	854	1,694	2,036	2,180	2,117		
③原価償却費					726	778		
【事務分担量】（%）	20	10	20	25	25	25		
合計（①+②+③）	31,508	33,847	44,579	39,151	43,491	46,420	45,430	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	31,508	33,847	44,579	39,151	43,491	46,420	45,430	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	補助園児数※（ ）内は区外通園児数再掲	609(309)	685(335)	631(327)	548(292)	596(324)	640(360)	649
	3歳児	578(292)	625(306)	591(297)	512(280)	551(308)	602(341)	615
	4歳児	28(15)	47(23)	32(27)	28(11)	33(13)	34(16)	28
	5歳児	3(2)	13(6)	8(3)	8(1)	12(3)	4(3)	6

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	40,585	その他の補助及び交付金	43,525	その他の補助及び交付金	45,430

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	補助率（人数ベース）[%]	99.4	98.5	99.7	100	100	補助者数/補助対象者数※区民税未申告者・滞納者は未補助
②							
③							

(問題点・課題)	
他区の実施状況	（実施 19 区 未実施 3 区） 一律支給16区（平成23年度平均約58,750円）、所得別支給3区（豊島区0～30,000円、足立区・葛飾区 50,000～100,000円、） 未実施区：千代田、港、中央区

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等就園奨励費補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	中村	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	就園奨励補助（030201-010803）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	47年度	根拠	荒川区私立幼稚園等保護者補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（国）	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保育所型・地方裁量型認定こども園に在籍する園児の保護者に対して補助金を交付し、保護者の保育料の負担軽減と私立幼稚園等への就園機会の拡大を図る。				
対象者等	次に掲げる要件をすべて満たす者 (1)私立幼稚園等へ在籍している園児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に保育料を納入した者（ただし、在籍時に荒川区内に住所を有していたものに限る） (2)原則として、法令等の規定により区長に対し住民税に係る申告書の提出を要する場合は、前年度及び当該年度の申告書を提出している者 (3)世帯の区民税所得割課税額が183,000円(23年度)以下の世帯				
内容	補助金額 就園奨励費補助額(年額)は、[保育料+入園料]-[区立幼稚園保育料相当分]より算定 補助区分 ①世帯の区民税所得割課税額が183,000円(23年度)以下の世帯を5区分 ②園児を1子・2子・3子に区分（2子・3子はパターン別に2区分あり） 補助額 補助対象の要件により区分別に補助額が設定される 年額 46,800円（第1子）～ 303,000円（第3子） 文部科学省の幼稚園就園奨励費国庫補正に準拠して設定				
経過	○補助単価は平成12年度以降、毎年引き上げられている 12年度54,900円～160,000円 22年度 43,600円～299,000円→23年度 46,800円～303,000円 ○平成17年度以降は、都の基準に合わせて基準税額を変更 ○平成22年度から同一区分だった生活保護世帯と区民税非課税世帯が別区分に変更になった。 ○平成22年度は、区分4の世帯をのぞいて補助単価が引き上げられた。 ○平成23年度は、対象世帯の全所得区分で補助単価が引き上げられた。				
必要性	私立幼稚園等の幼児教育において果たす役割は大きく、保護者の負担を軽減する補助事業は必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 私立幼稚園等保護者負担軽減補助と同時に手続き・支払い等を実施				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	79,632	83,610	87,584	91,324	95,040	88,741	95,130	
①決算額(24年度は見込み)	78,402	81,747	83,509	85,919	90,467	96,304	95,130	
②人件費等	2,562	854	2,118	2,036	2,180	2,117		
③原価償却費					726	778		
【事務分担量】(%)	30	10	25	25	25	25		
合計(①+②+③)	80,964	82,601	85,627	87,955	93,373	99,199	95,130	
国(特定財源)	12,930	13,331	13,566	13,018	12,599	13,486	14,765	
都(特定財源)						3,968		
その他(特定財源)								
一般財源	68,034	69,270	72,061	74,937	80,774	81,745	80,365	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	補助対象者数(実人員)	1,060	1,071	1,042	978	991	995	995
	区分1(生活保護)22年区分変更	120	106	108	108	0	0	0
	区分2(区民税非課税)22年区分変更	17	30	25	21	129	136	123
	区分3(基準税額34,500円以下)	108	95	83	100	99	100	98
区分4(基準税額183,000円以下)	815	840	826	749	763	759	774	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	90,467	その他の補助及び交付金	96,304	その他の補助及び交付金	95,130

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	補助率（人数ベース）[%]	99.6	98.4	98.9	100	100	補助者数/在園者数（「調書」提出者数）※区民税未申告者・滞納者は未補助
②							
③							

（問題点・課題）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 幼稚園類似の幼児施設がある8区（江東、太田、世田谷、渋谷、中野、杉並、板橋、江戸川）のうち、類似施設に対する就園奨励費を区負担で行っていない区は、板橋・江戸川の2区

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	幼稚園類似の幼児施設教育振興事業費補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田			
		担当者名	高木	内線	3812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	教育振興補助（030201-010804）							
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠	荒川区幼稚園類似の幼児施設教育振興事業費補助金交付要綱				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等					
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画				
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]						
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]						
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]						
目的	荒川区内の幼稚園類似の幼児施設及び認定こども園の設置者に対して運営費の一部を補助することにより、施設の教育環境の向上並びにその経営の安定性及び健全性を高め、幼児教育の振興・発展を図る。							
対象者等	区内の幼稚園類似の幼児施設（黒川学園黒川幼稚舎）、地域裁量型認定こども園（ワタナベ学園）の設置者 ワタナベ学園は、23年3月から認定こども園へ移行							
内容	<p>補助金額</p> <p>[ (1)施設割額 ] + [ (2)学級割額 ] + [ (3)園児割額 ] = 補助額（黒川学園）</p> <p>[ (1)施設割額 ] + [ (2)学級割額 ] + [ (3)園児割額 ] - [ (4)事業助成額 ] = 補助額（ワタナベ学園）</p> <p>補助単価：46,000円 ※学級数、園児数は5月1日現在の数</p> <p>補助単価は、東京都の宗教法人立等の幼稚園補助に準じて設定</p> <p>(1)施設割額 = (補助単価 × 4/10) × 対象施設の合計園児数 ÷ 対象施設数</p> <p>(2)学級割額 = (補助単価 × 3/10) × 対象施設の合計園児数 × 当該施設の学級数 ÷ 対象施設の合計学級数</p> <p>(3)園児割額 = (補助単価 × 3/10) × 当該施設の園児数</p> <p>(4)事業助成額 = 3,000円 × 12月 × ワタナベ学園短時間利用児の園児数</p>							
経過	<p>認可幼稚園に対しては、運営費の補助として東京都の経常費補助（学校法人立の幼稚園対象）、教育振興事業費補助（宗教法人立・個人立等の幼稚園対象）制度があり、これらの補助金は、園児数、学級数、本務教職員数に一定補助単価を乗じて算出されている。しかし、幼稚園類似の幼児施設等は、これらの補助制度の対象外のため、区独自で補助事業を開始した。</p> <p>【補助単価について】</p> <p>○都基準（宗教法人立・個人立幼稚園の補助単価）を参考に区単価を定め補助してきたが、平成3年度から13年度まで区単価を据え置いたことにより、宗教法人立・個人立幼稚園の補助単価との差が広がったため、14年度から16年度にかけて都基準を参考に、区単価を引き上げた（32,400円→52,000円）。</p> <p>○17年度は、据え置いた。</p> <p>○18年度以降は、都の補助単価の減額に伴い引き下げた。</p> <p>○ワタナベ学園は、23年度3月から認定こども園に移行したため、認定こども園運営費補助金（短時間利用児分）を差し引いた額を補助額とする。</p>							
必要性	幼稚園類似の幼児施設等は、認可幼稚園と同様に区内幼児教育の重要な役割を担っているが、都の経常費補助の対象外となっており、運営費の負担が大きい。認可幼稚園と同様、区内幼児教育を担っているため、区として一定の補助が必要である。							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>1 実施方法：5月末日までに補助金に必要な調査を行い、各施設に提示する。その情報をもとに、各施設が申請してきた内容について、目的に適合する場合は、補助金を交付する。年度終了後、実績報告書類を提出させ、精算・確定を行う。</p> <p>2 支払時期：上期（7月頃）、下期（10月頃）に分けて支出する</p>							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	13,034	14,304	15,557	14,720	14,352	10,930	11,900
	①決算額（24年度は見込み）	13,034	14,304	15,557	14,720	14,067	12,207	11,900
	②人件費等	854	427	847	489	1,744	1,694	
	③原価償却費					581	622	
	【事務分担量】（%）	10	5	10	20	20	20	
	合計（①+②+③）	13,888	14,731	16,404	15,209	16,392	14,523	11,900
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	13,888	14,731	16,404	15,209	16,392	14,523	11,900	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	類似施設在園児数(5月1日現在)	266	298	331	320	312	248	240
	補助額(園児1人あたり)	49,000	48,000	47,000	46,000	46,000	46,000	46,000
	認定こども園在園児数(5月1日現在)						76	86
	補助額(園児1人あたり)						10,000	10,000

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算見込み）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	14,067	その他の補助及び交付金	12,207	その他の補助及び交付金	11,900

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	幼稚園類似の幼児施設園児数	320	312	248	240	—	5月1日現在
②	地域裁量型認定こども園園児数 (短時間利用児のみ)			76	86	—	5月1日現在
③							

(問題点・課題分析)	国や東京都の支援が受けられるよう、認可幼稚園・認定こども園等への移行が課題である。
他区の実況	(実施 4 区 未実施 4 区) 類似施設のある8区（江東、太田、世田谷、渋谷、中野、杉並、板橋、江戸川）のうち、何も補助を行っていない区は4区（江東、渋谷、板橋、江戸川）

問題点・課題の改善策検討	
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容
①	
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	都の動向を踏まえつつ、現状の内容で実施する。

況議(要旨)問状	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等教育環境整備費補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	高木	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	教育環境整備費補助（030201-010805）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	13年度	根拠	荒川区私立幼稚園等教育環境整備補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	私立幼稚園等の設置者が、教育環境の向上を図り魅力ある園づくりを行うために要した経費に対して補助金を交付することで、幼児教育の振興と充実を図る。				
対象者等	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び地域裁量型認定こども園の設置者				
内容	<p>1 補助対象経費：</p> <p>(1)教育環境の向上を図るため施設等の整備・充実に要する経費（園舎、運動場、機器類）</p> <p>(2)特色ある教育の実施に要する経費（図書、パソコン、各種行事等）</p> <p>(3)園児の健康増進を目的とした事業に要する経費</p> <p>(4)その他区長が認める経費</p> <p>2 補助金額（限度額）：350万円/園</p> <p>3 主な実施事業 ※（ ）は補助対象経費の番号に対応</p> <p>(1)園庭拡張工事、園庭のフェンス改修、げた箱のスノコ取替え、冷暖房交換工事</p> <p>(2)土曜講座（サッカー、フェンシングなど）、パソコン教室、英語教室、美術教室、書道教室、自然観察・社会施設体験、体操教室、林間合宿保育、リトミック教室</p> <p>(3)健康診断（内科、耳鼻科、眼科）、園児歯科検診</p>				
経過	<p>○平成13年度 「特色ある教育事業費補助」及び「園児健康管理費補助」を廃止し、より各園の特色を出しやすくするために補助対象経費を拡大した本補助制度を開始した。</p> <p>○平成15年度、入園児数の減少等による厳しい状況下での、私立幼稚園等の魅力的な園づくりをさらに促進させるため、補助限度額を引き上げた。（[施設割単価（100万円）]+[園児単価（500円）×園児数（5月1日現在）]→一律200万円/園）</p> <p>○平成20年度、区内公立園で3歳児の受入が始まった事による入園児数の減少が予想される下で、魅力的な園づくりをさらに促進させるため、補助限度額を一律300万円/園に引き上げた。</p> <p>○三河島幼稚園は、平成24年廃園予定のため、補助限度額を歳児単位（歳児/100万円）で交付。</p> <p>○平成23年度、特色ある教育の実施をさらに推進するため、補助限度額を一律350万円/園に引き上げた。</p> <p>○学年数が三学年に満たない園に対しては、学年数に応じた補助金額を交付する。（補助限度額を3で除した額に学年数を乗じた額。千円未満切捨て）</p>				
必要性	幼児教育の振興と充実を図るため、引き続き補助することが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	14,000	14,000	21,000	21,000	20,000	22,166	19,833	
①決算額（24年度は見込み）	14,000	13,968	20,962	20,956	19,998	21,988	19,833	
②人件費等	427	427	847	367	1,308	1,270		
③原価償却費					436	467		
【事務分担当】（%）	5	5	10	15	15	15		
合計（①+②+③）	14,427	14,395	21,809	21,323	21,742	23,725	19,833	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	14,427	14,395	21,809	21,323	21,742	23,725	19,833	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	在園児数(5月1日現在)	923	960	960	817	891	862	867
	対象施設数	7	7	7	7	7	7	6
						三河島3歳児クラス募集中止	三河島3、4歳児クラス募集中止	三河島閉園荒川若葉募集中止

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	19,998	その他の補助及び交付金	21,988	その他の補助及び交付金	19,833

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	平均事業実施数	5	6	7	7	—	総事業数/実施園数
②							
③							

（指標分析）  
 ・各園において、施設等の整備や特色ある教育の実施が進んでいる。今後、整備した施設等の維持も課題となることから、本補助金の用途を見直すことを検討する。  
 ・環境に配慮した取組について、区だけではなく、区民や区内事業者の協力を得て進めるべきであることから、本補助金により促進できるよう検討する。  
 ・各園において、さらなる魅力ある幼稚園づくりをすることが課題となっている。

他区の実施状況  
 （実施 17 区 未実施 4 区）  
 心身障害児関係補助：11区（港、文京、台東、墨田、品川、目黒、太田、世田谷、杉並、板橋、練馬）、  
 健康管理補助：7区（品川、太田、世田谷、渋谷区、杉並、足立、葛飾区）  
 その他の補助：15区（港、文京、台東、墨田、品川、太田、世田谷、中野、杉並、豊島、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川）  
 中央区は私立幼稚園無し

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議事録（要旨）  
 状況

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等教員研修費等補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	高木	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	私立幼稚園教員研修費等補助（030201-010806）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	20年度	根拠	荒川区私立幼稚園等教育環境整備補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	教員等の資質向上のために、園が行なった研修に要した経費及び教員等が関連団体主催の研修参加に要した経費に対して、補助金を交付することで、幼児教育の振興と充実を図る。				
対象者等	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び地方裁量型認定こども園の設置者				
内容	<p>1 実施方法： 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定 ※実際の運用は、「私立幼稚園等教育環境整備補助」と併せて行なう。</p> <p>2 補助対象経費： 東京都等関連団体の主催する研修会に教員等が参加する会費、旅費及び宿泊費並びに園内研修における講師謝礼、研修に要する図書、教具、教材購入費及び印刷製本費</p> <p>3 補助金額（限度額）：20万円/園</p>				
経過	平成20年度 新設				
必要性	園児と触れ合う場面の多い教員等の資質が向上することは、園児や園にとって有意義であり、研修の必要性も高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				

		(単位：千円)						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額			1,400	1,400	1,400	1,400	1,200
	①決算額（24年度は見込み）			1,282	1,257	1,091	1,061	1,200
	②人件費等			847	122	436	423	
	③減価償却費					145	156	
	【事務分担当】（%）			10	5	5	5	
	合計（①+②+③）	0	0	2,129	1,379	1,672	1,640	1,200
実績の推移	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	2,129	1,379	1,672	1,640	1,200
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実施園数			7	7	7	7	6

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	1,091	その他の補助及び交付金	1,061	その他の補助及び交付金	1,200

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	実施園数	7	7	7	6	—	区内幼稚園等は全園実施
②							
③							

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 5 区 未実施 16 区） 実施区：新宿区、品川、世田谷、北、江戸川 中央区は、私立幼稚園無し

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等預かり保育補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	高木	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	預かり保育補助（030201-010807）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	15年度	根拠	荒川区私立幼稚園等預かり保育事業費補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	区内私立幼稚園等の設置者が、預かり保育（延長保育）を実施する場合に、その経費に対して補助を行い、預かり保育の実施を促進する。				
対象者等	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び地方裁量型認定こども園の設置者				
内容	1 補助要件：1日2時間以上、週4日以上預かり保育を実施し、預かり保育担当の教職員を配置すること 2 補助金額（年額） $[預かり保育に係る経費] - [預かり保育料収入] - [都補助相当額（平成22年度80万円）] = 補助額$ ただし、当該年度5月1日現在の在園児数に応じて次の額を限度とする [補助限度額] 100人まで：78万円、200人まで：39万円、200人以上：19万円 ※幼稚園類似の幼児施設及び地方裁量型認定こども園（短時間保育児）については、都補助対象外のため、上記の限度額に都補助相当額を加算する				
経過	○平成15年度、子育て支援策のひとつとして、保護者のニーズが高い預かり保育の実施を区内私立幼稚園等において推進するため、実施する際の園の負担軽減を目的に事業を開始した。 ○平成16年度：都補助額の増額（60万円→80万円）をうけ、補助限度額を20万円減額した。				
必要性	補助創設当初は、将来的には各園等で都補助及び保育料収入のみで預かり保育事業の実施を目標としたサンセット事業として始まったが、結果として、各園の実施規模や事業経費が大きく異なり、補助を廃止できるような状態ではない。 今後も安心して預かり保育事業を実施していくためには、単年度ごとの見直しではなく、継続的に援助していくことが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	3,371	5,022	5,286	4,900	5,690	5,300	4,510	
①決算額（24年度は見込み）	2,940	4,119	5,286	4,420	5,340	4,910	4,510	
②人件費等	427	427	847	489	1,744	1,694		
③原価償却費					581	622		
【事務分担量】（%）	5	5	10	20	20	20		
合計（①+②+③）	3,367	4,546	6,133	4,909	7,665	7,226	4,510	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	3,367	4,546	6,133	4,909	7,665	7,226	4,510	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	預かり保育の実施回数	772	1,236	1,208	1,214	1,223	1,230	1,030
	延べ預かり保育利用園児数	8,633	11,273	11,060	10,267	9,353	7,500	7,000
	実施施設数	6	7	7	7	7	7	6

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	5,340	その他の補助及び交付金	4,910	その他の補助及び交付金	4,510

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	預かり保育平均実施回数 [回]	173	175	182	210	210	実施回数（延べ）/実施園数 5回×42週＝210回
②	1回あたり平均利用園児数 [人]	8	8	6	10	10	延べ利用園児数/延べ実施回数
③							

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 10 区 未実施 11 区） 実施区：新宿区、文京、品川、大田区、世田谷、渋谷、中野、北、板橋、葛飾、中央区は私立幼稚園が無し

問題点・課題の改善策検討	
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容
①	
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	保護者の就労を支援するため、私立幼稚園等の預かり保育を推進する。

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等協会補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	高木	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	私立幼稚園等協会補助（030201-010808）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	63 年度	根拠	荒川区私立幼稚園等協会実施事業補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	荒川区私立幼稚園等協会が実施する事業に対し、補助金を交付することにより、協会の自主的かつ健全な運営を確保し、もって私立幼稚園等の振興及び保育内容の充実を図る。				
対象者等	荒川区私立幼稚園等協会（区内私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び地方裁量型認定こども園で構成）				
内容	<p>1 補助対象経費：私立幼稚園等協会が行う事業のうち、私立幼稚園等の振興および教育内容の充実を目的とした事業（研究会、教員研修等）に係る経費          [主な補助対象事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員研修会</li> <li>・保護者研修会〔母親教室〕、観劇会</li> <li>・園児への読み聞かせ指導、歌唱指導事業〔童謡を歌う会の開催〕</li> <li>・協会広報誌発行</li> </ul> <p>2 補助限度額：対象経費の1/2 ただし、予算の範囲内とする。</p>				
経過	<p>○平成6年度 他区通園児調査研究のため60万円から70万円に引き上げ          ○平成15年度 協会における私立幼稚園等の振興のための事業実施をさらに促進させるため、補助対象経費の2分の1（ただし予算の範囲内）とする方式に変更          なお、平成15年度は、協会パンフレット作成経費に対する補助として、60万円加算した（作成経費120万円として積算）</p>				
必要性	各私立幼稚園等の運営（経営）状況には格差があり、協会として一体的に荒川区の幼児教育の振興のための事業を行うためには、区が補助することによって、その格差を埋めることが不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 私立幼稚園等協会会長から申請書・実施計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	750	750	750	750	750	750	750	
①決算額（23年度は見込み）	670	662	637	678	711	729	750	
②人件費等	427	427	847	245	872	847		
③原価償却費					291	311		
【事務分担当】（%）	5	5	10	10	10	10		
合計（①+②+③）	1,097	1,089	1,484	923	1,874	1,887	750	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,097	1,089	1,484	923	1,874	1,887	750	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実施事業数	6	5	11	10	10	7	10

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	711	その他の補助及び交付金	729	その他の補助及び交付金	750

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	実施事業数	10	10	7	10	—	
②							
③							

(問題点・課題分析)	
他区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区） 未実施区は、千代田区・港区・新宿区 中央区は、私立幼稚園無し

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	事業内容を精査しつつ、現状の内容で実施する。

議会議況(要旨)	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等安全推進事業費補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	高木	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	安全推進事業費補助（030201-010809）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成	19年度	根拠	荒川区私立幼稚園等安全対策事業費補助金交付要綱・荒川区私立保育所、私立幼稚園等放射線量低減対策事業補助金交付要綱（23年度限り）	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	子どもの安全対策[11-05]			
目的	区内私立幼稚園等の設置者が園児の安全対策を目的とした事業を実施する場合に、その経費の一部を補助することで、園の安全対策を促進し、園児等の安全を確保する。				
対象者等	私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設の設置者 AEDの維持管理のみ上記のほか地方裁量型認定こども園を含む				
内容	1 補助対象経費 (1) 防犯カメラ、インターホン等外来者を把握するために必要なもの (2) 防犯ベル、通報システム等侵入者に備えるために必要なもの (3) その他安全対策上必要であると区長が認めたもの  2 補助金額：補助対象経費×補助率1/2（限度額 30万円）				
経過	19年度実施園 道灌山幼稚園・三河島幼稚園・黒川幼稚舎・ワタナベ学園の各園へ補助 20年度実施園 自動体外式除細動器（AED）を全7園に配付。 21年度実施園 AEDパット交換7園。黒川学校110番移設補助 23年度実施園 AEDパット交換5園。 23年度実施園 放射線除去対策3園 24年度実施園 AED蓄電池交換予定4園。				
必要性	近年、子どもが巻き込まれる事件が多発しており、子どもに対する安全対策の取り組みが求められている。私立幼稚園等において、安全・安心対策を推進していく必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 各園から実施計画書が提出され、要件を満たしていれば交付する。事業終了後、実績報告書類により、精算・確定する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額		1,542	757	380	220	484	210	
①決算額（24年度は見込み）		1,189	757	285	0	876	210	
②人件費等		427	424	245	874	847		
③原価償却費					291	311		
【事務分担量】（%）		5	5	10	10	15		
合計（①+②+③）	0	1,616	1,181	530	1,165	2,034	210	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	1,616	1,181	530	1,165	2,034	210	
事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
実績の推移								
実施園数（安全対策）		4	0	1	0	0	0	
実施園数（AED関係）			7	7	0	5	4	
実施園数（放射線除去）						3		

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算見込み）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	0	その他の補助及び交付金	745	その他の補助及び交付金	0
	需用費	消耗品費	0	消耗品費	131	消耗品費	210

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	補助園数	1	0	0	0	—	安全対策設備設置
②	補助園数	7	—	5	4	—	AED設置及び維持管理 <small>(2園は本体交換済みのため23年度の消耗品交換は不要)</small>
③							

(問題点・課題)	
他区の実施状況	（実施 3 区 未実施 18 区） 実施区：品川区、目黒区、北区 中央区は、私立幼稚園無し

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	幼稚園等の安全設備充実のため継続して推進する。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等施設整備費補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	高木	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	施設整備費補助				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	13 年度	根拠	荒川区私立幼稚園等施設整備費補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	私立幼稚園等の設置者が施設の耐震、改築、改修工事等を行った場合にその経費の一部を補助し、私立幼稚園等の負担軽減を図るとともに幼児教育の振興と充実を図る。				
対象者等	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び地方裁量型認定こども園の設置者				
内容	<p>1 補助対象事業（工事）</p> <p>(1) 老朽化した施設の改築、改修工事および施設を整備充実させるために行う改築、改修工事</p> <p>(2) 施設の耐震性を高めるために行う工事 ※ただし、教育環境整備補助の補助対象事業となっている場合は本補助事業の対象外とする。</p> <p>2 補助対象経費：本工事（設計を含む）および附帯設備工事に係る経費 ※ただし、経費の合計額が200万円を超えない場合は、補助対象としない</p> <p>3 補助金額（限度額）</p> <p>(1) の施設の改築、改修工事：補助対象経費×補助率1/2 ※大規模工事の場合は上記による補助額が国庫補助基準額の2/3の補助額の低い方</p> <p>(2) の耐震補強工事：補助対象経費×補助率2/3（ただし、予算の範囲内とする。）</p>				
経過	<p>○平成13年度に、低金利や資金が必要な時期と補助実施時期が異なっているため、補助効果の薄くなっていた「施設整備資金利子補給制度」（昭和63年度開始）を廃止し、現状にあった本補助制度を創設した。</p> <p>○平成13年～14年度にかけて行った耐震診断調査（区では私立幼稚園耐震診断調査補助事業で補助している。なお当該事業については平成14年度で終了）において、各園とも今後、耐震工事が必要になってくることから、耐震工事については、補助率を高め設定した。</p> <p>○平成22年度：大規模工事に対応するため要綱改正</p>				
必要性	区内私立幼稚園等は、設置から長年が経過し、建物にも一部老朽化が見られる。今後、耐震・改修・改築工事を促進し園児の安全を図る上で、補助の継続は必要である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>予算の要求時に各園等設置者から見積の提出のもと予算措置→翌年 証拠書類等を添付した実施計画書・申請書提出→必要があれば現地調査を行ったのち、要件を満たしていれば交付→事業実施後、報告書提出→補助金精算・確定</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	1,207	5,924	6,295	18,874	62,514	0	0	
①決算額（24年度は見込み）	1,207	5,924	5,706	1,491	62,514	9,839	0	
②人件費等	427	427	1,694	489	1,744	1,270		
③原価償却費					581	467		
【事務分担当】（%）	5	5	20	20	20	10		
合計（①+②+③）	1,634	6,351	7,400	1,980	64,839	11,576	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,634	6,351	7,400	1,980	64,839	11,576	0	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実施園	道灌山	三河島 荒川若葉 黒川学園	北豊島 ワタナベ	真成	黒川学園	ワタナベ	無し

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	62,514	その他の補助及び交付金	9,839	その他の補助及び交付金	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	実施園数	1	1	1	0	—	平成24年度真成幼稚園都補助金を活用し改修工事施工予定
②							平成26年度道灌山幼稚園都補助金を活用し改築工事施工予定
③							

（問題点・課題）	施設の耐震診断結果について、幼稚園等の設置者が正確に理解し、対応することが必要であり、その上で、耐震工事を早急かつ円滑に実施することが課題である。
他区の実施状況	（実施 8 区 未実施 13 区） 施設整備資金に対する利子補給：4区（文京、練馬、足立、葛飾）、施設整備・園舎増改築資金貸付：3区（墨田、世田谷、江戸川区）、施設整備資金融資：1区（江東区） 中央区は私立幼稚園無し

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	耐震診断の結果について、幼稚園設置者へ専門的な説明を行い、適切な改修計画を立てるよう指導する。	園舎等の修繕、耐震化が進み、園児に安全な教育環境が整備される。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	需要を適確に把握しつつ、現状の内容で実施する。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	外国人学校保護者補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	中村	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	外国人学校保護者補助（030201-010901）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	● 昭和 ○ 平成	58 年度	根拠	荒川区外国人学校生徒等保護者補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成[04]			
	施策	小中学校・幼稚園の運営[04-07]			
目的	外国人学校の在籍生徒等の保護者に対し授業料の一部を補助することにより、保護者負担の軽減を図る				
対象者等	次の各号に掲げる全ての要件を満たす保護者 (1) 生徒等と同一の世帯に属しているもので、かつ、外国人学校に授業料を納入した者。（ただし、当該年度の4月1日以降、荒川区において外国人登録法（昭和27年法律第125条）に規定する外国人登録原票に記載されているもの、または記載されていた者に限る） (2) 原則として、前年度の住民税及び国民健康保険料を滞納していない者 (3) 原則として、法令等の規定により区長に対し住民税に係る申告書の提出を要する場合は、前年度及び当該年度の申告書を提出している者				
内容	1 実施方法：各保護者の申請に基づき、支払を行う。ただし、保護者から申請等に関する委任を受けた学校については、学校からの申請に基づき、支払を行う。 2 対象者への周知： (1) 区報(4月号)に掲載 (2) 代理申請学校(区外含む)へ在校生の有無を確認 3 補助額：7,000円/月 4 補助対象課程：幼稚園・小学校・中学校課程 5 補助対象校：原則東京都の各種学校名簿登録の外国人学校[朝鮮学校・韓国学校・中華学校・その他（インターナショナルスクール等）] 6 支払時期：原則半期ごと（10月、3月）				
経過	○区内にある東京朝鮮第一幼初中級学校在校生保護者（小・中学校相当課程（初・中級部）のみ）への補助として事業開始 ※開始時1,000円/月、その後、昭和61年に2,000円、平成2年に3,000円、平成3年に4,000円、平成4年に6,000円、平成7年に7,000円に引き上げた。 ○平成8年度：幼稚園相当課程（幼級部）の保護者まで対象を拡大（補助単価3,500円/月） ○平成10年度：補助対象者をすべての外国人学校在校生の保護者に拡大した。 ○平成11年度：幼稚園相当課程の補助単価を4,000円に引き上げた。 ○幼稚園相当課程補助単価を平成14年度から3か年で1,000円ずつ引き上げ、小・中学校相当課程と同じ7,000円とした。				
必要性	外国人学校の授業料は、国公立小中学校が無料であることに比べかなり高額であり、保護者の負担が大きいため、負担の軽減が求められている。 また、外国人であっても、日本人と同様に納税しており、反対給付を受ける権利があることから考えて、初等教育については、過度な負担とならないよう一定の配慮が必要。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 1. 5月 外国人学校に通う保護者からの「調書」受付 2. 10月・3月 補助対象要件（在住・在校状況、納税額、納付状況）調査・確認のうえ、保護者・設置者に申請書送付 3. 10月・3月 申請受付・補助交付 (1)代理申請：学校が保護者から委任を受け、申請手続き等を行う方法。 (2)個人申請：上記以外の学校に通学する児童等の保護者が、各自で補助金申請手続きを行う方法。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	15,449	14,840	14,084	14,448	14,700	14,441	14,672	
①決算額	13,314	13,398	14,084	13,839	13,993	14,504	14,672	
②人件費等			847	1,629	1,744	1,694		
③原価償却費					581	622		
【事務分担量】(%)			10	20	20	20		
合計(①+②+③)	13,314	13,398	14,931	15,468	16,318	16,820	14,672	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	13,314	13,398	14,931	15,468	16,318	16,820	14,672	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	補助対象学校	4	5	9	7	8	7	7
	補助者数(延べ数)	1,902	1,914	2,012	1,977	1,999	2,072	2,096
	幼稚園相当課程	204	240	211	255	233	276	356
	小学校相当課程	1,096	1,168	1,310	1,248	1,196	1,196	1,122
中学校相当課程	602	506	491	474	570	600	618	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	14,196	その他の補助及び交付金	14,504	その他の補助及び交付金	14,672

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	補助者数（実人数）[人]	188	165	172	174	—	
②	補助率（人数ベース）[%]	94.7	92.2	95.3	100	100	補助者数/在校生数（「調書」提出者数）※区税未申告者及び区税・国保滞納者は補助対象外
③							

（問題点・課題分析）	
他区の実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>○22区平均（平成22年度単価） 約8,000円（月額） 最高額（江戸川）月額16,000円 最低額（千代田、新宿、杉並、豊島、足立）月額6,000円</p> <p>○対象学校限定区（22年度） 朝鮮学校のみ1区：港、朝鮮・韓国学校のみ1区：練馬 朝鮮・韓国・中華学校のみ5区：中央、新宿、文京、渋谷、江東</p> <p>○外国人学校への直接補助1区：太田（保護者補助と併用）</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	継続	同種補助金との比較や他区の動向を勘案しながら事業継続していく。

議（要旨）	議（要旨）

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	私立認定こども園助成事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	中村	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	私立認定こども園助成事業費（子育て支援課）（030204-011402）				
事務事業の種類	● 新規事業（○ 24年度 ● 23年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	23 年度	根拠	・東京都認定こども園運営費等補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	・荒川区幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	幼稚園型認定こども園（以下「こども園」と呼ぶ）の運営等に要する経費について、その一部を区が補助することにより、こども園の事業の円滑な執行を促進し、もって就学前の児童に関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図ることを目的とする				
対象者等	区内に住所を有する児童に対し保育及び教育を行うこども園の設置者				
内容	1 こども園（並列型・年齢区分型）が実施する認可外保育施設の運営費への補助 2 こども園（単独型・年齢区分型）が実施する幼稚園延長保育促進事業への補助				
経過	○平成18年度 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行 ○平成18年度 東京都認定こども園の認定に関する条例施行 ○平成22年度 東京都認定こども園運営費等補助金交付要綱施行 ○平成23年度 東京都認定こども園運営費等補助金交付要綱一部改定 ○平成23年度 荒川区幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付要綱施行 ○平成23年度 足立区のこども園（単独型）に区民が通園、第1号となる				
必要性	長時間児は、保育所運営費なみの高額な経費（保育士等の人件費、給食調理等事業経費、その他）がかかるので、補助金を交付し、施設の健全育成を図る必要がある				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） こども園から申請書提出→交付決定→請求書提出→支払				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額						356	388	
①決算額（24年度は見込み）						291	388	
②人件費等						423		
③原価償却費						156		
【事務分担量】（%）						5		
合計（①+②+③）						870	388	
国（特定財源）								
都（特定財源）						145	177	
その他（特定財源）								
一般財源						725	211	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	補助対象こども園施設数						1	1
	対象在籍園児数						1	1

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金			その他の補助及び交付金	291	その他の補助及び交付金	388

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	補助対象こども園施設数			1	1	-	5月1日現在
②	対象在籍園児数			1	1	-	5月1日現在
③	23区内認定こども園施設数（幼稚園型）			14	14		5月1日現在

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 16 区 未実施 6 区） 制定区：千代田、中央、新宿区、江東、品川、目黒、世田谷区、中野区、杉並、豊島、北、板橋区、練馬、足立区、葛飾区、江戸川 未制定区：港、文京区（24年制定予定）、台東、墨田（25年制定予定）、渋谷、大田

問題点・課題の改善策検討	
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容
①	
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	事業内容を精査しつつ、現状の内容で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	子育て支援施設整備費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	小笠原	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	子育て支援施設整備費（030201-011001）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		● 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	19 年度	根拠	児童福祉法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	子育て支援の促進・充実のため、保育所・学童クラブ等子育て支援施設を整備する。				
対象者等	乳児～小学校3年生				
内容	<p>○（仮称）第三東日暮里保育園・ふれあい館等合築施設建設（平成20～24年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成20年度：用地取得、平成21～22年度：基本・実施設計、平成23～24年度：建設</li> <li>●建設場所：東日暮里三丁目283番地1外4筆（敷地面積 1,966.07㎡）</li> <li>●建物規模・構造：鉄筋コンクリート造 地上5階建て（建築面積 1,175㎡ 延床面積 3,691.75㎡）</li> <li>●工期：平成23年7月～平成25年1月</li> <li>●建物用途：保育園（1階～3階 2,026.98㎡ 52%） ふれあい館（1階～5階 1,537.19㎡ 45%） 消防団（1階～2階 94.84㎡ 3%） 備蓄倉庫（3階 32.74㎡ 3%）</li> <li>●工費：1,409,090千円（建設費 1,386,830千円 工事監理委託 22,260千円） うち保育園分（建設費 724,422千円 工事監理委託 12,221千円）</li> <li>●開設予定：平成25年度 最大定員 200人</li> </ul> <p>○荒川保育園拡張用地取得（平成22年度） 面積92.77㎡</p> <p>○南千住保育園・南千住学童クラブ合築施設建設（平成19～21年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建設場所：南千住六丁目35番3号（敷地面積 1,299.56㎡）</li> <li>●建物規模・構造：鉄筋コンクリート造 地上4階建て（建築面積 797.09㎡ 延床面積 2,066.29㎡）</li> <li>●工期：平成20年11月～平成22年3月</li> <li>●建物用途：保育園（1階・2階・4階 1,720.66㎡）第1学童（3階 180.11㎡）第2学童（3階 165.52㎡）</li> <li>●工費：保育園分（建設費 665,647.5千円 工事監理委託 12127.5千円）</li> </ul> <p>○尾久ひろば館用地取得（平成20年度） 面積66.61㎡ 底地権割合 30%</p>				
経過	<p>平成19年度 南千住保育園新園舎・学童クラブ建設</p> <p>平成20年度 尾久ひろば館用地取得</p> <p>平成22年度 南千住保育園新園舎・南千住第一、第二学童クラブ開設・荒川保育園拡張用地取得</p> <p>平成23年度 （仮称）第三東日暮里保育園・ふれあい館等建設</p>				
必要性	保育需要へ対応するために子育て支援施設の整備は必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）				

		(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算・決算額等の推移	予算額		27,399	848,323	470,220	81,955	300,240	443,663	
	①決算額（24年度は見込み）		22,439	835,518	465,676	79,563	293,189	443,663	
	②人件費等		427	424	407	436	423		
	③減価償却費					145	156		
	【事務分担量】（%）			5	5	5	5		
	合計（①+②+③）		0	22,866	835,942	466,083	80,144	293,768	443,663
	国（特定財源）				5,000	19,714			
	都（特定財源）				13,308	21,512			
	その他（特定財源）				162,000	409,000		223,000	420,000
	一般財源		0	22,866	655,634	15,857	80,144	70,768	23,663
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	旅費			第三東日暮里工事旅費	0	第三東日暮里工事旅費	80
	一般需用費			第三東日暮里工事事務費	29	第三東日暮里工事事務費	100
	委託料	第三東日暮里実施設計委託	32,886	第三東日暮里工事監理委託	3,600	第三東日暮里工事監理委託	8,621
	工事請負費			第三東日暮里建設工事費	289,560	第三東日暮里建設工事費	434,862
	公有財産購入費	荒川拡張用地	46,677				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①							
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	保育所、学童クラブ等の子育て施設への需要を的確に把握し、直営、委託、補助等運営方法も含めて的確に対応していく必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	待機児童解消に向け、（仮称）第三東日暮里保育園を整備する。	—
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	休止・完了	24年度末をもって完了する保育園整備に伴い休止する。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	あらかわ子育て応援店・企業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	西谷	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	あらかわ子育て応援店・企業（030201-011101）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 21 年度		根拠法令等	あらかわ子育て応援店・企業認定制度実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	子育て家庭が実際に生活する地域で見守り支えられる社会を目指し、区内の子育てを支援する店舗・企業等を「あらかわ子育て応援店・企業」として認定し、子育て支援の普及啓発を図る。地域全体で子育て支援に対する機運を高め、「子育てにやさしいまちづくり」を推進することを目的とする。				
対象者等	区内で営業を行っている商店・企業等				
内容	<p>子育てにやさしいまちづくりに、行政とともに地域の商店・企業が自主的に参加する機会を提供するため、子育て応援店・企業を募集し、認定する。認定店・企業には、認定証と認定ステッカーを交付し、あわせて区の子育て支援情報紙等の配布に協力してもらう。</p> <p>あらかわ子育て応援サイトやPRパンフレット等により「子育て応援店・企業」を広く区民に周知し、子育て家庭が楽しく外出・買物等ができるよう支援する。また、仕事と子育ての両立を支援する企業を紹介・応援することにより、企業における子育て支援の機運を醸成する。</p> <p>【認定件数】28件（平成24年3月末現在） 飲食店10件、美容院・理容室9件、販売店・その他9件</p>				
経過	<p>○平成21年10月 要綱制定</p> <p>○平成21年11月 応援店・企業の募集を開始</p> <p>○平成22年3月 第1回子育て応援店・企業認定（応援店15件）</p>				
必要性	地域全体で子育て支援をするとともに、仕事と子育ての両立支援の機運を醸成するため、本事業の着実な推進が望まれる。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 子育て支援モニター等が推薦する店舗等の情報を得て、協力店舗の新規開発を行う。				

		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額				700	400	416	415
	①決算額（24年度は見込み）				568	278	257	415
	②人件費等				2,443	872	1,270	
	③減価償却費					291	467	
	【事務分担量】（%）				30	10	15	
	合計（①+②+③）	0	0	0	3,011	1,441	1,994	415
	国（特定財源）							
	都（特定財源）				350	200	244	
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	2,661	1,241	1,750	415
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	認定店・企業				15	23	28	33

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費	子育て情報配布用パンフレットスタンド	53	子育て情報配布用パンフレットスタンド	14	子育て情報配布用パンフレットスタンド	68
	印刷製本費	認定店PRパンフレット	225	認定店PRパンフレット	244	認定店PRパンフレット	347

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	認定店・企業	15	23	28	33	38	年間5か所認定を目標
②							
③							

（問題点・課題）	子育て世代が実際に生活する地域全体で子育て支援を担っていくことが課題である。そのため、協力店舗の新規開発を行うための商店街や商連への声かけなどを継続的に実施する必要がある。
他区の実施状況	（実施 5 区 未実施 17 区） 実施区（応援カードなどによる割引など）：台東区（たいとうすくすく手形）、江東区（さざんかカード）、杉並区（杉並子育て応援券）、板橋区（すくすくカード（パウチャー券））、足立区（子育て支援パスポート）、北区（子育てにっこりパスポート） ※江戸川区で実施している「子育て安心パスポート」は、区立保育園の保育事業に参加できるもので趣旨が異なるため入れていない。

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	子育て家庭が楽しく外出・買物等ができるように、協力店舗の新規開発を行う。	親子がより利用・活用しやすい制度となるよう協力店舗と連携を図り、地域と一体となった子育て支援活動を推進する。
②	本制度の認知及び協力店全体の集客が高まるよう、子育て応援サイトへの掲載やPR紙の作成・配布を行う。	子育て家庭の外出機会と協力店の利用が増えるよう多様な情報提供ツールを活用して事業の周知を図り、協力店全体の集客率を高め、さらに協力店が増えるという正の連鎖が生じるように事業展開する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	地域の商店や企業と一体となった子育て支援を推進するため、今後もその拡大を図る。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	あらかわ家族の日	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	日坂	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	あらかわ家族の日（030201-011201）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	21 年度	根拠		
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	近年、家族関係や地域における人間関係の希薄化により、子育て家庭の孤立化や児童虐待など様々な問題が発生しており、今一度、家族の原点に立ち返り、親子関係を良好にし、子育ての喜びを実感できるように家族のきずなを強める地域社会とするために「あらかわ家族の日」を制定する。				
対象者等	18歳未満の子どものいる家族 （ただし、優待等の事業対象となるのは、実施事業ごとに異なる）				
内容	<p>○「荒川区は家族の笑顔を応援しています」をキャッチフレーズに、毎月第三土曜日とその翌日の日曜日を「あらかわ家族の日」と制定した。</p> <p>（1）「家族のきずな・地域のきずなを強める」ことが事業の目的となっている既存事業を「あらかわ家族の日」を中心に再構築し、「家族の大切さ、地域の大切さ」を区民にPRする。</p> <p>（2）横断幕・のぼり旗やポスター・パンフレットを作成し、「あらかわ家族の日」をPRする。</p> <p>（3）「あらかわ家族の日」の主な実施事業</p> <p>①親子ふれあい入浴（6月から11月までの第三土曜日） 年6回</p> <p>②ひろば館・ふれあい館事業（タヤけにっぽり文化祭、パパと遊ぼう、じいじばあばとあそぼなど）年12回</p> <p>③荒川遊園入園料無料 年24回（24年度）</p> <p>④社会を明るくする運動 年2回</p> <p>⑤社会教育等の事業 年3回</p> <p>○国：新しい少子化対策として、平成19年度から、家族の日（11月第三日曜日）と家族の週間（家族の日前後各1週間）を定め、「家族・地域のきずなを再生する国民運動」を実施</p> <p>○東京都：「深めよう！親子の絆考えよう！家族の関係」をキャッチフレーズに、毎月第三土・日曜日を「家族ふれあいの日」として設定（心の東京革命で実施）</p>				
経過	<p>●平成21年6月1日 「あらかわ家族の日」制定について公示</p> <p>●平成21年6月20日 制定記念として、親子ふれあい入浴事業の協力浴場において各先着50名に記念のきんちやくを進呈。その後、毎月第三土曜日と日曜日に事業を実施。実施内容はチラシ等で周知</p> <p>●平成21年11月22日 第三回荒川区子育てフェスタにおいて、制定記念エコバッグを来場者に配布してPR</p> <p>●平成22年7月1日～9月24日 「あらかわ家族の日」ふれあい写真コンクール実施。第4回子育てフェスタで展示・表彰</p>				
必要性	核家族化の進行で親子関係のコミュニケーションのとり方や地域における人間関係の希薄化により、子育て家庭の孤立化や児童虐待など様々な問題が発生しているため、家族の原点に立ち返る必要があるため。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） ○横断幕・のぼり旗の掲示 ○子育て情報誌キッズニュースで事業案内PR				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額				850	119	350	76
	①決算額（24年度は見込み）				541	103	7	76
	②人件費等				814	140	136	
	③減価償却費					145	156	
	【事務分担量】（%）				10	5	5	
	合計（①+②+③）	0	0	0	1,355	388	299	76
	国（特定財源）							
	都（特定財源）				420	38	0	
	その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	935	350	299	76	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	年間延べ事業実施数				40	44	47	50

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	チラシ印刷用紙		69	チラシ印刷用紙	7	チラシ印刷用紙	76
	写真コンクール商品用図書カード		27				
	写真コンクール副賞用額		8				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	年間延べ事業実施数	40	44	47	50	50	協賛・協力事業数
②							
③							

問題点・課題分析	<p>毎月第三土曜日とその翌日の日曜日に実施する事業が少ない月があるため、各課へ周知徹底し、できる限りあらかわ家族の日に親子向け事業を実施するようにする必要がある。</p>
	<p>（実施 4 区 未実施 18 区）</p> <p>文京区家庭の日（毎月第二日曜日）、すみだ家庭の日（毎月25日）、あだち家族ふれあいの日（足立区：毎月第三土曜日）、育児の日（江戸川区：毎月19日）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	年間予定を組む時点までに、各課へ周知を行う。	区事業を確認し、庁内へ事業協力のPRをする。
②	「あらかわ子育て応援店・企業」に対し、あらかわ家族の日にサービス等を実施してもらえよう働きかける	地域の店舗と住民のつながりを深めるためPRをする。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施していく。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	地域子育て交流サロン事業（子育て支援課）	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	小笠原・鈴木	内線	3789
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	地域子育て交流サロン事業（子育て支援課）（030201-011601）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	7 年度	根拠	荒川区子ども家庭支援センター条例・東京都子ども家庭支援センター事業実施要綱及び補助要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流とつながりを持つ場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図る。				
対象者等	在宅で子育てをしている0歳から概ね3歳までの乳幼児とその保護者				
内容	<p>● 目的</p> <p>①すべての子育てをしている保護者同士の交流の場及び子どもの遊び場の提供</p> <p>②子育て家庭の保護者等に対する相談、助言等の援助</p> <p>③子育て家庭に対する育児に関する情報提供・地域の子育てサークル及び子育てボランティアの育成及び支援</p> <p>● 地域子育て交流サロン（11ヶ所・24年度予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ B型サロン（2ヶ所）：ドン・ボスコ保育園、小台橋保育園（相談力機能強化型）</li> <li>・ C型サロン（3ヶ所）：みんなの実家@まちや（民家・一時預かり実施）、荒川おもちゃ図書館（公共施設・尾久銀座出張ひろば実施）、汐入おもちゃ図書館（空き店舗・平成23年5月一時預かり実施）</li> <li>・ A型サロン（6ヶ所）：保育園サロン事業（東日暮里・熊野前・はなみずき・南千住駅前・南千住七丁目※）※今年度開設予定</li> </ul> <p style="text-align: center;">学務課サロン事業（汐入こども園）</p> <p>● 子ども家庭支援センター事業サロン（1ヶ所）</p> <p>● A型 親子ふれあいひろば（13ヶ所）；児童青少年課（ひろば館）、地域振興課（ふれあい館）</p>				
経過	<p>H18.4 旧宮地ひろば館をリニューアルした現在の子ども家庭支援センター内に子育て交流サロン開設</p> <p>H20.4 平成19年度までの子ども家庭支援センター事業費を管理運営費、要保護児童対策、情報提供事業に分割</p> <p>H22.4 子育て交流サロン事業として子ども家庭支援センター事業費から分離</p>				
必要性	子ども家庭支援センターの子育て交流サロンは、支援センターや保健所の相談対応ケースを利用につなげるなど、有機的に係わりを持たせているため、必要性は極めて高い。				
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>ドンボスコ保育園・はなみずき保育園・小台橋保育園・南千住保育園の子育て交流サロンは、委託により実施。東日暮里保育園及び熊野前保育園の公立保育園は、非常勤及び臨時職員により直営で実施。みんなの実家@まちや・荒川及び汐入おもちゃ図書館の子育て交流サロンは、事業補助で実施。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	11,110	17,052	23,081	17,545	38,552	40,009	39,939	
①決算額（24年度は見込み）	11,110	15,991	21,685	17,544	38,226	38,613	39,939	
②人件費等	546	854	4,188	4,438	3,889	423		
③減価償却費					1,394	156		
【事務分担当量】（%）	10	10	53	58	48	5		
合計（①+②+③）	11,656	16,845	25,873	21,982	43,509	39,192	39,939	
国（特定財源）	0	0	0	0	16,851	15,348	18,647	
都（特定財源）	5,182	5,359	5,604	11,194	6,420	854	1,267	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0			
一般財源	6,474	11,486	20,269	10,788	20,238	22,990	20,025	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	交流サロン利用者数（センター除く全体）	17,419	22,766	25,893	36,067	48,358	56,012	
	交流サロン設置数（センター除く全体）	3	4	6	7	9	10	
	※ 平成21年度以降の予算・決算額は子育て支援課のみ（保育園A型交流サロンは保育課に移行）							

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	サロン用絵本購入	125	サロン用絵本購入	174	サロン用絵本購入
委託料	B型サロン事業委託料 （2ヶ所）	17,205	B型サロン事業委託料 （2ヶ所）	16,354	B型サロン事業委託料 （2ヶ所）	17,516	
負担金補助及び交付金	C型サロン運営補助 （3ヶ所うち機能拡充型1ヶ所）	16,150	C型サロン運営補助 （3ヶ所うち機能拡充型2ヶ所）	22,085	C型サロン運営補助 （3ヶ所うち機能拡充型2ヶ所）	22,313	
	C型サロン開設経費補助	4,746					

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 （見込み）	目標値 （25年度）	
標	① 地域子育て交流サロン全来所者数	36,067	48,358	56,012	55,000	60,000	子ども家庭支援センター・汐入こども園を除く全体のサロン親子利用者数（平成23年度は見込み）
	② 地域子育て交流サロン設置数	7ヶ所	9ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	11ヶ所	子ども家庭支援センター及びこども園の交流サロンを除く
	③						

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯が転入する日暮里地区などの高層マンションが増えつつあり、子育て交流サロン設置の要望がある。</li> <li>・職員が少なく予算規模の小さいA型サロンでは、他のサロンに比べて育児講座などの開催に限界があるなど、地域格差が生じている。</li> <li>・育児不安を抱える0歳児の保護者のケースが急増していることから、子育て交流サロン職員の相談対応力の向上及び保健所や子ども家庭支援センターとの連携強化を図る必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	日暮里地区への子育て交流サロンの新設についての検討を行う。	日暮里地区へのサロンの新設をめざすとともに、他の地区の地域偏在についても検証する。
②	子育て交流サロン会議などを通じて、各サロンの実態把握に努め、ニーズ調査を行う。	子育て交流サロンの運営の充実が図れるよう、人的配置と予算規模の拡大をめざす。
③	東京都の市町村相談対応力事業を活用し、子育て交流サロン等就学前児童の施設の職員を対象とした相談対応力強化研修を、B型サロンである小台橋保育園子育て交流サロンに委託して実施する。	継続して、相談対応力強化研修を実施していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	在宅育児家庭の育児不安や孤立化等の解消を図るため、関係機関との連携をさらに強化する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	子育てボランティア団体育成支援事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	小笠原	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	子育てボランティア団体育成支援事業（030201-011501）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	22 年度	根拠	荒川区子育てボランティア団体等育成支援補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	地域のボランティア団体が行う子育て支援事業又は子育て活動に対し、実施経費の一部を補助することにより、子育てボランティア団体等の育成を図り、子育て家庭を地域社会で支援する仕組みを作る。				
対象者等	区内の乳幼児（概ね3歳未満）を持つ子育て家庭を対象に支援事業を実施するボランティア団体（団体構成員が10以上で半数以上が区内在住・在学・在勤者）				
内容	<p>○補助事業</p> <p>●対象となる事業・活動</p> <p>①子育て支援事業：就学前の児童を持つ子育て家庭に対して行う交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、情報の提供、講習会等の実施</p> <p>②子育て活動：在宅育児家庭が就学前の児童を対象にグループで行う子育て活動</p> <p>●補助対象経費：事業・活動実施に必要な消耗品、玩具購入経費や会場費、専門的な相談や講座を実施する際の講師謝礼、保険料等</p> <p>●補助限度額：運営費 25万円/年 開設経費 5万円（子育て支援事業のみ）</p> <p>●補助団体・補助額（23年度実績）</p> <p>①汐たま（238,844円）②サニサイドベビースポーツ運営の会（211,444円）③自主保育おむすび（250,000円）</p> <p>○区の直接支援</p> <p>共催事業を行う場合の託児謝礼、消耗品、会場使用料等の負担</p>				
経過	<p>平成18年 3月 尾久主任児童委員による双子の会月1回開催</p> <p>平成21年 4月 「ツインズIN荒川」多胎育児家庭のひろばを年4回開催</p> <p>平成21年10月 「双子の会IN汐入」多胎育児家庭のひろばを年4回開催</p> <p>平成22年 2月 汐入地区の子育て喫茶（汐たま）を月1回開催（22年9月から月2回）</p> <p>平成22年 4月 子育てボランティア団体等育成支援補助金交付要綱制定</p>				
必要性	子育て家庭を地域で支え、楽しく子育てできる街をつくるため、地域の子育てボランティア団体を支援することは重要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ボランティア団体への補助事業				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額					1,638	1,481	1,138	
①決算額（24年度は見込み）					942	700	1,138	
②人件費等					436	423		
③減価償却費					145	156		
【事務分担当】（%）					5	5		
合計（①+②+③）	0	0	0	0	1,523	1,279	1,138	
国（特定財源）								
都（特定財源）					471	436	569	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	1,052	843	569	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	補助団体数					4団体	3団体	3団体
	内訳 子育て支援事業					3団体	2団体	2団体
	子育て活動					1団体	1団体	1団体

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	託児サポーター謝礼	0	託児サポーター謝礼	0	託児サポーター謝礼
一般需用費	フロアマット	157	消耗品費	0	消耗品費	35	
使用料及び賃借料	会場使用料等	0	会場使用料等	0	会場使用料等	16	
その他の補助金	団体助成	785	団体助成	700	団体助成	1,050	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	助成団体数	—	4	3	3	3	
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)							
他区の実況	(実施 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	子育て家庭を地域社会で支援するしくみを創るため、引き続き地域のボランティア団体を支援する。

況議会 (要旨)問 状							
-------------------	--	--	--	--	--	--	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	学習支援事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	寺井	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	学習支援事業（030201-011601）				
事務事業の種類	●新規事業（●24年度 ○23年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	24年度	根拠	荒川区学習支援事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区学習支援事業実施要領	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	子どもたちが自由に学習できる環境を整えるとともに、指導員等を配置し、子どもたちの個別相談や学習指導を行うことによって、基礎的基本的な学習内容の習得や、学習意欲の向上を支援し、もって、子どもたちの自立支援を促す。				
対象者等	小学校5年生中学校3年生まで（詳細は、内容欄のとおり）				
内容	<p>1 実施回数・時間 週3回 16:00~19:15（小学生16:00~17:15、中学生17:45~19:15まで）</p> <p>2 開設場所 生涯学習センター（教育センター研修室）</p> <p>3 実施体制 コーディネーター2名、指導員3~5名程度を配置する。 ※コーディネーター（教員の経験者等）は、指導員の出勤日の調整、教材等の準備を行うとともに、開会時間中は全体の状況を把握し、指導員と児童生徒との関係や児童生徒同士の関係を良好に保つよう努める。 ※指導員（大学生ボランティア等）は、児童の相談を受けたり、学習指導を行う。</p> <p>4 費用負担 保護者負担については、原則無料とする。</p> <p>5 児童・生徒の募集 全小中学校に参加募集ポスターを掲示するとともに、区報等にて募集する。 なお、定員を小中それぞれ20名程度とし、原則として、学校又は自宅から一人で来室できる者とする（小学生自転車不可）</p>				
経過	特になし				
必要性	家庭環境等により学習の機会が不足したり学力低下に陥っていたりする子どもなど、サポートを必要としている子どもは多いと考えられる。本事業は、学校外において学習環境を整え学習指導等を行うものであり、必要性の高い事業である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） コーディネーター及び指導員を配置する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額							4,892	
①決算額（24年度は見込み）							4,892	
②人件費等								
③減価償却費								
【事務分担量】（%）								
合計（①+②+③）	0	(0)	0	0	0	0	4,892	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源								
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	開設場所（か所）							1
	1日1館平均来館者数（人）							30

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算見込）		平成24年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報酬					コーディネーター	3,120
					指導員	1,584
一般需用費					教材費	50
					文具等	12
					広報活動費	120
役務費					ボランティア保険	6

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	開設場所(か所)				1	1	
②	1日平均来館者数				40	40	

(問題点・課題分析)	<p>○開設場所を増やすためには、コーディネーターや指導員(ボランティア)の協力及び必要人数の確保が不可欠である。</p> <p>○児童・生徒の募集など、教育委員会等との連携が必要である。</p> <p>○「学力向上」を図るためには、コーディネーター及び指導者の質の確保や、教育的視点からの対応が不可欠である。今後、事業の業務委託化や事業実施主体の見直しも含めて、事業のあり方を検討する必要がある。</p>
他区の実施状況	<p>(実施 4 区 未実施 区)</p> <p>○新宿区・世田谷区はひとり親世帯の子どもを対象</p> <p>○江戸川区は生活保護世帯の子どもを対象にした中3学習会(福祉事務所職員のボランティアによる)</p> <p>○足立区は24年度から、区立中学校の中学3年生100人に対し講習を実施。講師は民間の教育機関から派遣。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業のあり方について、総務企画部と教育委員会を含めて調整を行う。	24年度の結果内容を踏まえ、業務委託化など、より効果的な実施方法により事業を進めていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	子どもの学力に対するケアについて、教育委員会と十分に連携をとりつつ事業を進めていく。

況議(要質問旨) 況	平成23年決算特別委員会「荒川区としても学習支援の活動の定着を目指すべき」
------------	---------------------------------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	ショートステイ事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	田辺	内線	3789
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	ショートステイ事業（030204-011101）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠法令等	児童福祉法第6条の二、子育て短期支援事業実施要綱（平成15年6月18日厚生労働省局長通知）、次世代育成支援対策交付金評価基準、荒川区ショートステイ事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、当該児童について区内の母子生活支援施設ハイツ尾竹において短期間の養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	区内に在住する2歳以上から義務教育終了前までの子どもを一時的に養育することが困難となった保護者				
内容	1. 対象者：2歳以上義務教育終了前までの荒川区内在住の児童を養育する、次のいずれかの事由に該当する者で、他に養育する者がいない者 （1）保護者の疾病 （2）育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等 （3）出産、看護、事故等 （4）冠婚葬祭、転勤、出張等社会的事由 2. 利用期間：7日以内（日帰り利用可） 3. 申込み受付期間 原則として利用日の3ヶ月前から5日前 4. 定員 原則3人 5. 受入時間 午前8時30分～午後10時 6. 基本負担額（1人1日当たり）：2,600円（住民税非課税世帯1,300円、生活保護世帯0円） 7. 食事代：朝食300円、昼夕食500円（全世帯有料） 8. タクシー送迎代：片道500円（全世帯有料）				
経過	・平成18年 2月 ハイツ尾竹内にショートステイ専用室設置。18年6月から事業開始。 ・平成18年12月 事業の弾力的な運用として日帰り利用を開始した。 ・平成20年 4月 受入児童の年齢を3歳から2歳に引き下げ ・平成24年 4月 受入児童の年齢を中学校就学前から義務教育終了前まで引き上げ				
必要性	核家族化が進んでいる今日、近くに近親者がいないなど保護者が疾病や出産等により一時的に子どもを養育できない場合、子育て家庭への支援として本事業は必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・申込み：子ども家庭支援センター ・事業：母子生活支援施設ハイツ尾竹設置者 社会福祉法人東京都福祉事業協会に委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	7,769	7,776	8,886	9,432	9,106	9,128	9,046	
①決算額（24年度は見込み）	7,766	7,776	8,886	9,431	9,106	9,128	9,046	
②人件費等	854	854	424	407	436	1,440		
③減価償却費					145	529		
【事務分担量】（%）	10	10	5	5	5	17		
合計（①+②+③）	8,620	8,630	9,310	9,838	9,687	11,097	9,046	
国（特定財源）	608	455	1,798	1,590	4,553	3,756	4,523	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	8,012	8,175	7,512	8,248	5,134	7,341	4,523	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	利用児童数（延べ泊数）	56	112	75	79	83	71	85
	利用児童数（実人員）	24	50	32	41	42	32	42
	1人あたりの宿泊数	2,3	2,2	2,3	1,9	2,0	2,3	2,0

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	人件費等基本額	8,565	人件費等基本額	8,908	人件費等基本額
	減免額区負担分	46	減免額区負担分	10	減免額区負担分	108	
	送迎代区負担分	3	送迎代区負担分	0	送迎代区負担分	35	
	光熱水費等	173	積立金	210			
	消耗品	319					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	利用児童数（延べ泊数）	79	83	71	85	95	
②							
③							

（問題点・課題）	利用日の5日前受付により、受け入れ体制を整えているが、緊急時の利用ができないことと、利用申請と事前面接の場所が離れているため利用者にとって不便な面があり、今後、検討していくことが必要。
（実施状況）	（実施 20 区 未実施 2 区） 未実施区：文京・江戸川

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、利便性の向上のために申請方法の改善等を検討する。	申込期限の短縮や申請受付の場所等について、利用者の利便性を図るため施設側と交渉をする。
②	他区の状況を調査し、契約金額の見直しなどの検討を行う。	委託先の拡充など、新たな方策を検討する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	先駆型子ども家庭支援センターの必須事業であり、一時的に養育困難となった児童の養育環境を確保する上で、その必要性は高い。

（状況）	議会議事録
------	-------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	ファミリー・サポート・センター事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	小笠原	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	ファミリー・サポート・センター事業費（030204-011301）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	10 年度	根拠法令等	次世代育成支援対策推進事業評価基準 東京都ファミリー・サポート・センター事業取扱方針 荒川区ファミリー・サポートセンター事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	残業や通院時の一時的な子どもの預かりや保育園、小学校の送迎など子育て支援を地域の協力会員が行うことにより、地域における子育て支援を推進するとともに、仕事と育児の両立を図る。				
対象者等	概ね生後6ヶ月～小学校3年生までの子どもを持つ子育ての援助を必要とする保護者（利用会員）及び保育士等育児に関する資格のある子育ての援助者（協力会員） 平成24年5月末現在会員数 利用会員1,289人 協力会員281人 計1,570人				
内容	<p>育児の援助を受けたい者（利用会員）及び育児の援助を行いたい者（協力会員）があらかじめ会員として登録し、依頼会員から利用の申し込みがあった場合、利用会員・協力会員・事務局が事前打合せをしたうえで、原則として協力会員の自宅で預かる。</p> <p>○ファミリー・サポート・センター事業委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会員登録、管理業務</li> <li>● 利用会員、協力会員のコーディネート業務</li> <li>● 広報活動</li> </ul> <p>○報酬額 午前9時～午後5時 720円/時間 上記以外の時間 840円/時間</p>				
経過	<p>平成9年度 エンゼルプラン策定、早急に取り組む事業を選定した子育て支援重点プログラム中の「地域における育児相互援助活動の支援」事業化</p> <p>平成10年9月 福祉公社の自主事業として開始</p> <p>平成11年4月 厚生労働省補助事業として再編・実施</p> <p>平成12年度 福祉公社廃止に伴い荒川区社会福祉協議会に事業委託</p> <p>平成14年4月 従来の「仕事と育児の両立支援」という事業目的に「地域における子育て支援」が追加され、家庭で保育している親に対する支援なども開始</p>				
必要性	核家族化等で地域の子育て支援力が低下しているなかで、地域で互いに支え合う相互援助活動を推進する必要がある。また、多様化する保育需要に対して、区の保育サービスだけで対応することは困難であり、子育て支援に欠くことのできない制度である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 社会福祉協議会に委託				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	8,240	8,931	9,678	9,569	9,569	9,668	9,609	
①決算額（24年度は見込み）	7,888	8,867	9,678	9,563	9,556	9,662	9,609	
②人件費等	1,281	427	424	407	436	423		
③減価償却費					145	156		
【事務分担当】（%）	15	5	5	5	5	5		
合計（①+②+③）	9,169	9,294	10,102	9,970	10,137	10,241	9,609	
国（特定財源）	1,433	2,578	1,753	1,614	4,784	3,979	4,804	
都（特定財源）	780	865	972	0	0	0	0	
その他（特定財源）								
一般財源	6,956	5,851	7,377	8,356	5,353	6,262	4,805	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	利用会員数	330	526	700	887	1,080	1,258	1,200
	協力会員数	143	167	181	218	254	281	280
	活動回数	9,102	8,858	7,517	9,123	9,139	8,975	10,000
	活動時間数	16,389	15,846	13,044	15,710	14,797	15,066	16,500

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	事務局運営経費	8,697	事務局運営経費	8,845	事務局運営経費
	会員向け会議等開催経費	372	会員向け会議等開催経費	364	会員向け会議等開催経費	464	
	広報誌発行経費	487	広報誌発行経費	453	広報誌発行経費	449	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	活動回数	9,123	9,139	8,975	10,000	12,000	
②							
③							

(問題点・課題分析)	託児を受ける協力会員の人数拡大を図る。
他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区) 未実施：世田谷区

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	協力会員養成講座を年4回実施し、会員数増を図る。	協力会員数の推移を見ながら様々な媒体で協力会員の募集を図る。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	利用会員が年々増加しているため、協力会員の拡大を図る必要がある。

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	家庭相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	遠嶋	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	子育て支援課事務費（030201-010201）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 40 年度		根拠法令等	荒川区組織規則第17条	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	区民の家庭生活における人間関係、離婚問題、その他の問題について、家庭相談員が相談に応じ、必要な助言・指導を行い、家庭生活の崩壊を未然に防ぐ。				
対象者等	区民				
内容	相談員による面接相談、電話相談 家庭生活における人間関係、離婚問題、夫婦関係、親子関係、その他				
経過	<p>昭和40年4月 福祉事務所区移管に伴い家庭相談員も移管。 この事業は、都市における核家族の進展・女性の社会進出により、複雑な家庭問題が発生し、社会に適応できず転落していく女性に対する福祉として東京都が独自に開始したものである。</p> <p>平成2年7月 非常勤専任相談員を廃止し、一般面接相談員の兼務とした。 平成13年度 東京都家庭相談員連絡協議会に参加。（年6回） 平成18年度 保護課から計画課（平成22年度から子育て支援課に名称変更）に移管。 平成23年度 予算を子育て支援課事務費に移管。予算事業名廃止。 平成24年度 家庭相談員に元調停員による専門相談員を配置し、専門相談として強化した。 相談日：毎週2回 午後1時から午後5時</p>				
必要性	家庭生活における人間関係に係る相談を主として受ける本事業は、多様化している家族形態の中で、他機関で扱わない相談機関として継続していくことが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 報償費による専門相談員1名 1 区民の来所面接相談 2 電話相談 3 家庭問題解決のため、他法、他施策の活用等の助言				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	6	6	4	4	4	4	2,001	
①決算額（24年度は見込み）	6	4	4	4	4	4	1,997	
②人件費(退職給与引当金繰入額を含む)	2,135	1,281	2,118	2,036	1,308	847		
③減価償却費					726	311		
【事務分担当量】(%)	25	15	25	25	25	10		
合計(①+②+③)	2,141	1,285	2,122	2,040	2,038	1,162	1,997	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	2,141	1,285	2,122	2,040	2,038	1,162	1,997	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	離婚相談	4	0	6	9	2	1	80
	夫婦、親子関係相談	9	4	6	3	3	2	24
	その他相談	49	16	35	25	24	26	27
	宿泊所等入所件数(再掲)	4	3	6	4	4	7	7

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					家庭相談員報償費	1,997
	負担金及び交付金	東京都家庭相談員連絡協議会分担金	4	東京都家庭相談員連絡協議会分担金	4	東京都家庭相談員連絡協議会分担金	4

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
①	家庭相談件数	37	29	29	131	—	平成24年度より専門相談
②							
③							

（指標分） 他区の実況	<p>家庭相談とは、「家庭児童福祉の向上を図るための相談支援業務」とされているとおり、本事業においては、家庭生活における人間関係に係る相談を取り扱うことに特化するため、元家裁調停委員による専門相談員を配置。今後は専門相談として周知徹底する。火災等の一時保護事業や家賃滞納者による住宅困窮相談についても、本来の家庭相談業務ではないが家庭相談として残っており、業務内容の整理をする必要がある。</p>
	<p>（実施 18 区 未実施 4 区） 家庭相談員設置区 18区。東京都家庭相談員連絡協議会 会員区17区 未実施区(文京・中野・北・葛飾)</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	専門相談員を配置したことで、家族問題によりきめ細かく助言・指導できる。年度内数回区報やホームページで周知する。	24年度の相談実績を踏まえ、周知方法・回数を検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	平成24年度より、専門相談員による専門相談業務として行なう。

議（要旨） 況問状	
--------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No.1

事務事業名	母子自立支援プログラム策定事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	高瀬	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	児童扶養手当等支給事業費（030203-010201）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠法令等	母子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成19年4月17日付け雇児発第0417003号）、荒川区母子自立支援プログラム策定員設置要綱、母子自立支援プログラム策定事業事務取扱要領	
終期設定	○有 ●無 年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市〔Ⅱ〕			
	政策	子育てしやすいまちの形成〔03〕			
	施策	ひとり親家庭等への支援〔03-03〕			
目的	母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職についていた者ばかりでなく、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備が無いまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。そこで、就労の専門相談員により個々の母子家庭の母の状況に応じて自立支援プログラムを策定して支援し、もって、母子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内在住のひとり親家庭の父母で、児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。				
内容	母子自立支援プログラム策定員により、児童扶養手当受給者等の自立及び就労のための支援を、個々の状況に応じた自立支援プログラム・就業支援を策定し、足立区公共職業安定所と連携しながら継続的に自立・就業支援を実施する。 （補助金） プログラム策定の1件につき 2万円の国庫補助金 プログラム策定の1件につき（1万円の2分の1）5,000円の都補助金				
経過	平成17年3月31日 厚生労働省より「母子自立支援プログラム策定員の設置について」通知及び「母子自立支援プログラム策定員の設置要綱」による技術的助言 平成18年4月 母子自立支援プログラム策定員の子育て支援部計画課への配置。国庫補助金は経費の全額補助 平成19年4月19日 厚生労働省より「母子自立支援プログラム策定員の設置について」を19年3月31日で廃止し、「母子自立支援プログラム策定事業実施要綱」についての技術的助言 平成19年度 国庫補助金がプログラム策定件数（面接2回以上を要件）×2万円となる（平成18年度から事業を行っている自治体のみ平成19年度は前年度補助金の9割補助） 平成20年度 都補助金の新設：面接1回及び電話2回以上の場合、1人につき、1万円×2分の1（5千円） 平成22年度 児童扶養手当の対象者が父子家庭の父を支給対象とするよう拡大されたことに伴い、就業支援対象者も対象を母子家庭の母からひとり親家庭の父母へと拡大された。 平成23年4月1日 「生活保護受給者等就労支援事業が『福祉から就労』支援事業」に移行したことに伴い、厚生労働省通知『母子自立支援プログラム策定事業等の実施について』の一部改正があった。				
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） ・ 火・水・木の午後の予約による相談受付 一回50分程度 ・ 区報等によるPR 1 児童扶養手当受給者の現況届時にチラシ配布 2 区報掲載（8月に掲載予定） 3 ポスター掲示				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	1,305	1,307	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164	
①決算額（24年度は見込み）	1,040	1,038	1,037	1,121	1,096	1,096	1,164	
②人件費（退職給与引当金繰入額を含む）						0		
③減価償却費						0		
【事務分担量】（%）						0		
合計（①+②+③）	1,040	1,038	1,037	1,121	1,096	1,096	1,164	
国（特定財源）	1,163	936	600	600	900	320	400	
都（特定財源）			130	200	125	125	50	
その他（特定財源）								
一般財源	-123	102	307	321	71	651	714	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	プログラム策定数(国庫補助金)	6	33	21	41	22	14	20
	都補助金対象数			5	44	14	14	10

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
報酬	策定員報酬	1,036	策定員報酬	1,036	策定員報酬	1,036	
	付加報酬	60	付加報酬	60	付加報酬	120	
	旅費	1	特別旅費	0	特別旅費	8	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
①	プログラム策定数	41	22	14	20	20	
②							
③							

（問題点・課題分析）	区報及びホームページ等によるPRをしているが、実際に必要な人に十分に制度の趣旨が周知徹底されるよう努める必要がある。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施：千代田区・目黒区・大田区・板橋区・江戸川区

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報等により周知し、必要な人が制度を利用できるようにする。	区報等により周知し、必要な人が制度を利用できるようにする。
②	就労支援課との連携により、荒川区の就労支援のケース検討や情報共有を行い、ひとり親の就労支援へつなげていく。また、関係各課との連携を強化していく。	就労支援課との連携により、ケース検討や情報共有を行い、ひとり親の就労支援へつなげていく。また、関係各課との連携を強化していく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	母子家庭の自立にとって、就業支援は重要である。

議会議事録（要旨）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	入院助産措置費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	鈴木	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	入院助産措置費（030203-010401）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	25年度	根拠	児童福祉法第22条、荒川区児童福祉法施行細則第7条、荒川区入院助産実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	経済的な理由により、入院助産を受けることができない場合、その妊産婦に対して出産費用を扶助することにより、施設で安全な出産を行い、児童の健全な育成をはかる。				
対象者等	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦（住民税非課税世帯・生保世帯）				
内容	<p>東京都が認可する助産施設（病院・助産院）で出産した場合、下記の経費を助産施設に支払う。</p> <p>ただし、都立施設の場合は都負担となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>入院料及び処置料 健康保険法等の規定する療養費・食事療養費</li> <li>分娩介助料 185,910円</li> <li>胎盤処置料 実費</li> <li>新生児介補料 1日3,810円</li> <li>新生児用品貸与料 1日500円</li> <li>新生児介補料加算 1日3,190円</li> <li>保険料 30,000円（平成21年1月から産科医療補償制度が創設されたことに伴い、分娩費に上乗せされる損害保険料）</li> </ol> <p>利用者負担額 健康保険等による出産一時金の10%を納付</p>				
経過	平成12年から都の補助制度について、見直し（助産扶助対象者基準について都独自基準の設定を廃止し、国と同一にした。）平成21年1月から産科医療補償制度の損害保険料が支弁できる項目として加わった。				
必要性	保健上必要があるのに、経済的理由により助産を受けることができない妊産婦を援助する制度として必要。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口申込（助産施設入所申込書記入）</li> <li>面接記録表作成</li> <li>訪問調査</li> <li>助産の実施の承諾（申請者・病院・都へ通知）</li> <li>病院へ費用支払い（異常分娩等入院助産に係る医療費については、国民健康保険団体連合会等を通じて、自己負担分・審査事務手数料を支払う）</li> </ul>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	2,120	1,450	4,213	7,094	9,143	6,976	6,464	
①決算額（24年度は見込み）	2,119	830	4,212	7,094	3,052	3,312	6,464	
②人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	2,989	2,135	3,388	4,072	2,616	1,694		
③減価償却費					872	622		
【事務分担量】（%）	35	25	40	50	30	20		
合計（①+②+③）	5,108	2,965	7,600	11,166	6,540	5,628	6,464	
国（特定財源）	797	436	2,030	3,478	2,124	1,668	2,956	
都（特定財源）	398	218	1,028	1,739	1,062	834	1,478	
その他（特定財源）	140	70	356	115	117	126	118	
一般財源	3,773	2,241	4,186	5,834	3,237	3,000	1,912	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	入院助産相談件数(新規)	40	24	22	14	19	18	20
	入院助産活動件数(延べ)	59	57	75	55	25	32	40
	助産決定件数(都立病院含む)	20	12	18	20	14	5	15
	区負担分(私立病院のみ・前年度決定分含む)	7	3	16	16	7	8	12

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		13委託料	審査支払手数料	1	審査支払手数料	1	審査支払手数料
20扶助費	入院料及び措置費	1,603	入院料及び措置費	1,261	入院料及び措置費	3,199	
	分娩介助料	1,038	分娩介助料	1,487	分娩介助料	2,231	
	胎盤処置料	25	胎盤処置料	28	胎盤処置料	43	
	新生児介補料	145	新生児介補料	198	新生児介補料	320	
	保険料	180	保険料	240	保険料	360	
	新生児用品貸与料	19	新生児用品貸与料	26	新生児用品貸与料	42	
	新生児室料	42	新生児室料	72	新生児介補料加算	268	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	① 入院助産決定件数	20	14	5	15	—	
	②						
	③						

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助産施設が限定されているので、初診の病院等から指定施設への転院指導が必要である。</li> <li>・出産間近な妊産婦を受入れる助産施設はほとんどないため、病院間の連絡調整が必要となっている。</li> <li>・産科医不足のため、都立病院での普通分娩予約が難しい状況となっている。（都立墨東病院ではハイリスク分娩のみ病院間で協議の上、受付ける。）</li> <li>・都立病院では、妊娠初期に分娩予約が必要な状況である。</li> <li>・助産施設の減少。19年度当初48施設⇒24年5月末現在39施設（休止施設を除く）</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	早期から指定施設に入所するように指導する。	早期から指定施設に入所するように指導する。
②	入院助産制度について保健所・病院（産婦人科）等の関係機関に周知する。	入院助産制度について保健所・病院（産婦人科）等の関係機関に周知する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	母子生活支援施設（事務費）	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	鈴木	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	母子生活支援施設措置費（030203-010501）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	40 年度	根拠	児童福祉法第23条（母子保護の実施）、荒川区児童福祉法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	施行細則、荒川区母子生活支援施設運営費補助要綱	
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市〔Ⅱ〕			
	政策	子育てしやすいまちの形成〔03〕			
	施策	ひとり親家庭等への支援〔03-03〕			
目的	保護者が、配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（児童福祉法第23条）				
対象者等	児童の福祉に欠ける母子世帯 ● 入所世帯数 17世帯（42人） 平成24年5月初日現在（定員 20世帯）				
内容	生活、住宅等に困窮し、児童の養育困難な配偶者のない女子及びその児童を入所させ、母子を保護するとともに、利用者の悩み（就労問題、パートナーからの暴力等）に沿った自立計画を立て、地域社会やボランティア団体との交流を通じながら的確かつ効果的な支援を行ない、母子と一体となって自立への意欲を高めていく。 1. 入退所事務 子育て支援課ひとり親女性福祉係 2. 母子生活支援施設（名称ハイツ尾竹）・認可年月 平成18年2月 ・所在地 荒川区町屋 ・設置主体 社会福祉法人 東京都福祉事業協会 定員 20世帯 ・職員 常勤職員7人〔施設長1人、少年指導員兼事務員2人、母子支援員1人、心理療法担当職員1人、被虐待児個別対応職員1人、用務員1人〕 非常勤職員4人〔非常勤母子支援員1人、特別生活指導員1人、心理療法補助職員1人、自立支援員1人〕 嘱託医1人				
経過	● 昭和24年 都の施設として開設、昭和40年 区に移管。建物は、昭和35年竣工。 ● 平成7年度 東京都福祉事業協会に運営委託。 ● 平成10年度 児童福祉法改正により施設名称変更。母子寮→母子生活支援施設 ● 児童福祉法に基づき平成13年4月より、入所について措置から契約による申込み制度に変更。 ● 平成13年度 国基準算定の定員が暫定20世帯に回復（前年度後半から入所世帯数が急増） ● 平成18年1月末 区立ハイツ尾竹廃止。2月 私立母子生活支援施設開設。 ● 平成18年6月 ショートステイ事業開始 ● 平成23年4月 広域母子生活支援施設（区外）への入所開始				
必要性	児童福祉法に基づく市区町村の責務				
実施方法	（一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 国基準措置費は、認可定員・初日在籍人数に基づき、毎月施設に支弁する。都基準加算分、区単独加算分は請求に基づき補助する。入所申込→面接→調査→入所の承諾→入所（荒川区母子生活支援施設入所事務処理要綱）				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	74,900	74,949	77,383	80,099	80,643	84,670	88,318	
①決算額(24年度は見込み)	74,555	73,689	76,769	79,665	80,146	78,831	88,318	
②人件費(退職給与引当金繰入額を含む)	6,832	2,562	4,235	4,072	5,232	3,811		
③減価償却費					1,743	1,400		
【事務分担量】(%)	80	30	50	50	60	45		
合計(①+②+③)	81,387	76,251	81,004	83,737	87,121	84,042	88,318	
国(特定財源)	29,835	28,785	31,663	32,651	32,248	33,022	36,463	
都(特定財源)	14,924	14,393	15,831	16,342	16,124	16,828	18,231	
その他(特定財源)	251	103	218	191	192	149	163	
一般財源	36,377	32,970	33,292	34,553	38,557	34,043	33,461	
実 績 の 推 移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	月平均入所世帯数	19.7	18.2	18.1	19.4	19.3	18.5	19
	月平均入所者数	50.3	46.9	42.7	48.1	45.1	44.3	50
	相談件数(新規)	34	31	26	30	28	16	30
	入所世帯数(新規)	4	6	6	5	5	4	5

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助金及び交付金 扶助費 近接地外旅費	区単独助成		1,333	区単独助成	1,319	区単独助成	1,853
	母子保護費		78,813	母子保護費	77,512	母子保護費	82,599
				広域母子保護費	0	広域母子保護費	3,851
				施設訪問旅費	0	施設訪問旅費	15

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	退所（自立）世帯数	6	6	5	5	—	
②	退所（自立）人数	16	16	10	14	—	
③	平均在所年数（年度末現在）	2年 8ヶ月	2年 10ヶ月	3年 3ヶ月	2年 2ヶ月	—	

（問題点・課題）	<p>在所期間が長期化している世帯の自立に向けた自立支援計画の見直しと効果的な指導が課題となっている。</p> <p>また、区内にDV被害者の夫等がいる場合には、接近の危険性が高く、区内の母子生活支援施設に入所措置することは好ましくない。DV加害者等からの追跡の危険性があり、監護すべき児童の福祉が欠けるとされる母子世帯に対して、特例として他自治体の広域受入可能な母子生活支援施設へ入所措置する必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>母子保護事業は全区実施。自区内に施設を持たない区 3区（千代田、中央、文京）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	在所している全世帯の自立支援計画について検討し、退所に向けて効果的な指導を行う。	在所している全世帯の自立支援計画について検討し、退所に向けて効果的な指導を行う。
②	区内だけでなく区外の母子生活支援施設への入所を行う。	区内だけでなく区外の母子生活支援施設への入所を行う。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	入所措置を充実する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	母子相談事業		部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田	
			担当者名	鈴木	内線	3815	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）			母子相談事業費（030204-010101）				
事務事業の種類			○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成 40 年度		根拠法令等	・母子及び寡婦福祉法 ・東京都母子福祉資金貸付条例（条例による事務処理の特例）			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]					
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]					
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]					
目的	母子世帯の経済上、生活上の問題等について母子自立支援員（女性相談員と兼務）が助言、指導を行い、これらの家庭の自立と安定、生活意欲の助長を図る。						
対象者等	区内在住の母子世帯（配偶者のない女子で児童を扶養している者）						
内容	1 相談員による面接相談（常時実施） 母子家庭における生活相談、住宅相談、家庭紛争、医療相談、就職相談、その他 2 東京都母子福祉資金の貸付（母子福祉資金貸付事業 参照）						
経過	昭和39年7月 母子福祉法施行 昭和40年3月 母子福祉法による母子相談員の設置要綱制定 昭和40年4月 福祉事務所区移管 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法と名称を改正 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成12年4月 東京都母子福祉資金貸付事務が区長委任条項から「条例による事務処理の特例」制度に移行 平成14年11月 母子相談員の名称を母子自立支援員に改める						
必要性	母子世帯の自立と安定を支えるため、他の関係機関と連携をとりながら相談業務を行うことは大変重要なことである。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 母子自立支援員1名（女性相談と兼務） 1 相談、指導を要する母子世帯等の来所相談 2 民生委員、児童相談所等との連絡、協力及び訪問調査 3 自立に向けた助言、指導						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	177	131	137	147	262	135	198	
①決算額（24年度は見込み）	133	101	100	113	200	112	198	
②人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	5,978	5,551	7,623	6,922	3,488	5,505		
③減価償却費					2,034	2,022		
【事務分担量】（%）	70	65	90	85	70	65		
合計（①+②+③）	6,111	5,652	7,723	7,035	5,722	7,639	198	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	6,111	5,652	7,723	7,035	5,722	7,639	198	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	母子福祉資金貸付相談	204	198	169	218	237	161	200
	住宅相談	17	30	13	15	33	14	20
	家庭紛争相談	5	3	2	0	2	1	0
	その他相談	232	221	385	237	333	308	250

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	消耗品費（書籍）	7	7	11	11	11	11
	印刷製本（納付書等）	192	192	100	100	185	185
	分担金	2	2	2	2	2	2

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	母子相談件数	470	605	484	600	—	
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	母子世帯がかかえる様々な問題を解決するうえで、他の関係機関との連携を深めることが必要である。
	（実施 22 区 未実施 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	相談員の資質向上を図り、相談体制の充実に努める。	相談員の資質向上を図り、相談体制の充実に努める。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	母子世帯の自立を支援するため、PRを徹底し、相談体制を強化する。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	母子自立支援給付金事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	高瀬	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	母子家庭自立支援給付金事業（030204-010201）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	16 年度	根拠法令等	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年3月19日付厚生労働省告示第102号）自立支援教育訓練給付金事業実施要綱・高等技能訓練促進費事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職についていた者ばかりでなく、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備が無いまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。そこで、個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、もって、母子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内在住の母子家庭の母で、児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。				
内容	（自立支援給付金）母子世帯の母が資格取得のため、雇用保険制度の指定教育訓練講座等を受講した場合、本人が支払った費用の40%に相当する金額を給付する。（事前相談が必要で給付金は20万円が上限） （高等技能訓練促進費）母子世帯の母が看護師、介護福祉士、保育士等の養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる場合、修業期間の全期間に対して月額10万円（平成24年度以降入学者【平成21年6月～平成24年3月入学者は月額14万1千円】）を給付する。				
経過	平成15年4月 国において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針より事業開始 平成16年8月 荒川区において事業開始（支給要綱制定） 平成19年9月 国の雇用保険法にて教育訓練給付金は2割になったが、荒川区は給付金の4割給付を継続。 平成20年4月 国の要綱改正に伴い、高等技能訓練促進費の要綱を改正。平成21年度入学者から、入学支援修了一時金の新設、及び支給額について、課税世帯は訓練促進費等を非課税世帯の半額とすることとした。 平成21年2月 国の政令改正に伴い、高等技能訓練促進費の要綱を改正。平成21年2月4日から、支給期間を最後の3分の1から後半の2分の1に変更した。 平成21年6月 国の政令改正に伴い、高等技能訓練促進費の要綱を改正。平成21年6月5日から、支給期間を後半の2分の1から全期間に、支給金額を非課税10万3千円から14万1千円（課税世帯半額）へ変更した。 平成24年4月 国の政令改正に伴い、高等技能訓練促進費の要綱を改正。平成24年4月以降に入学者に対して、支給金額を非課税世帯14万1千円から10万円（課税世帯は70,500円に変更なし）へ変更した。				
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・ 母子相談等の窓口において、当該事業の対象者に事業内容の説明を行い、申請を受理する。 ・ 区報等によるPR 1 児童扶養手当受給者の現況届時にチラシ配布 2 区報掲載（8月に掲載予定） 3 荒川区ホームページにて周知				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	3,236	1,677	4,005	5,074	14,257	17,473	5,684	
①決算額（24年度は見込み）	613	1,950	3,130	5,059	13,939	8,740	5,684	
②人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	3,843	3,843	2,118	2,850	2,180	2,964		
③減価償却費					1,307	1,089		
【事務分担量】（%）	45	45	25	35	45	30		
合計（①+②+③）	4,456	5,793	5,248	7,909	17,426	12,793	5,684	
国（特定財源）	232	1,236	2,163	2,091	5,145	1,441	2,152	
都（特定財源）	0	0	0	1,802	5,868	5,079	1,984	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	4,224	4,557	3,085	4,016	6,413	6,273	1,548	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	自立支援給付金事業	6	6	4	2	3	0	5
	高等技能訓練促進費事業	1	2	3	4	8	6	5

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	一般需用費	87	一般需用費	80	一般需用費	94
負担金補助及び交付金	高等技能訓練促進費	4,768	高等技能訓練促進費	8,660	高等技能訓練促進費	5,442	
	教育訓練給付金	204	教育訓練給付金	0	教育訓練給付金	148	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
①	高等技能訓練促進費支給件数	4	8	6	5	—	21年6月より、2年以上の養成期間中の全期間に対し支給対象となったため、次年度へ継続して支給する人がいる。件数は年度毎の支給件数のため、同一人物でも継続支給者は年度毎に1件とカウントしている。
②	入学支援修了一時金支給件数	1	4	4	3	—	20年度入学者より、終了後に一時金の支給
③	自立支援教育訓練給付金支給件数	2	3	0	5	—	

（問題点・課題分析）	区報及びホームページ等によるPRをしているが、実際に必要な人に十分に制度の趣旨が周知徹底されるよう努める必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報等により周知し、必要な人が制度を利用できるようにする。	区報等により周知し、必要な人が制度を利用できるようにする。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	母子家庭の自立にとって、教育訓練や能力開発は重要である。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	女性福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田	
		担当者名	山田	内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	女性福祉資金貸付金（030204-010301）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 50 年度		根拠	荒川区女性福祉資金貸付条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区女性福祉資金貸付条例施行規則		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]				
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]				
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]				
目的	女性〔配偶者がいないか、いてもその扶養を受けられない者〕に対して、資金を貸し付けることによりその経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与する。					
対象者等	上記女性で、下記の要件の全部に該当する者。 ① 他から同種の貸付を受けられないこと ② 都内に6ヶ月以上居住していること ③ 20歳以上の者 ④ 直系親族又は兄弟姉妹を扶養している者（被扶養者がいない場合には、所得による制限（3,580,000円以下）あり）					
内容	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利子
	事業開始資金	2,830	無	住宅資金	1,500	1%
	事業継続資金	1,420	無	転宅資金	260	1%
	技能修得資金	（月額）65	無	結婚資金	300	1%
	就職支度資金	100	無	修学資金	（月額）18~64	無
	医療介護資金	340（医療）・500（介護）	無	就学支度資金	39~600	無
	生活資金	（月額）141~103	無			
経過	昭和33年1月 東京都婦人更生資金貸付条例施行（都単独事業、対象者…売防法要保護女子） 昭和39年3月 東京都婦人福祉資金条例施行（対象から売防法を削除） 昭和50年4月 区事務移管（荒川区婦人福祉資金条例制定） 平成3年10月 名称改正（荒川区婦人福祉資金条例から荒川区女性福祉資金貸付条例に改正）貸付対象年齢引き下げ（25歳→20歳） 平成8年4月 療養資金・生活資金（一部）無利子に改正 平成9年4月 利息改正 3% → 1%（利率を規則事項に改正・都は3%のまま） 平成11年4月 生活資金・就職支度金を無利子に改正、修学資金に特別限度額を設定 平成13年4月 事業開始資金・事業継続資金を無利子に改正、医療資金を医療介護資金に改正 平成19年3月 各種資金の貸付け限度額、技能習得資金の据置期間及び生活資金の体系を都条例と同様とするほか、修学資金については、条例では学校ごとの限度額を規定する方式に改正。大学は専門職大学院を含めることとした。 平成23年4月 新規貸付を停止し、継続貸付分及び償還金事務のみの事業とする。					
必要性	実績が少なく類似する貸付事業（社協貸付）により代替可能の為、23年度から新規貸付受付は停止する。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 平成23年度より新規貸付を停止し、継続貸付分（平成25年3月までで終了）及び償還事務のみを実施する。償還事務は、債権管理委員会において債権の整理を行なっている。					

予算・決算額等の推移		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	1,200	1,800	1,800	1,248	1,380	1,944	648
	①決算額（24年度は見込み）	990	1,200	0	337	1,026	1,944	648
	②人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	2,135	1,281	847	814	875	2,541	
	③減価償却費					291	933	
	【事務分担当量】（%）	25	15	10	10	10	335	
	合計（①+②+③）	3,125	2,481	847	1,151	2,192	5,418	648
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
その他（特定財源）	1,667	1,667	1,667	1,812	1,699	1,927	1,224	
一般財源	1,458	814	-820	-661	493	3,491	-576	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	修学資金	0	1	0	0	2	3	1
	就学支度資金	1	1	0	1	0	0	0
	技能習得資金	1	1	0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）		
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
	貸付金	就学支度資金貸付金	1,026	1,026	修学資金貸付金	1,944	1,944	修学資金貸付金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
①	貸付件数	1	2	3	1	0	
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	償還率を向上させるために、さらに努力が必要であり、特に、長期未納者対策が課題となっている。											
	現年度 単位：千円						過年度 単位：千円					
		21年度	22年度	23年度			21年度	22年度	23年度			
	調定額	1,811	1,764	1,533			1,509	1,508	1,426			
	償還額	1,760	1,575	1,485			52	123	123			
	償還率(%)	97.2%	89.3%	96.9%			3.4%	8.2%	8.6%			
	不能欠損額							145	192			
	未償還額	51	188	47			1,457	1,240	1,111			
他区の実況	（実施 14 区 未実施 8 区） 未実施区 8区（千代田、新宿、文京、台東、足立、葛飾、大田、中野）											

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	長期未納者に対し訪問調査及び電話調査を行い、生活実態を把握し償還するよう働きかける。	24年度の長期未納者への取り組みによる償還状況を検証し、さらに償還に対しての効果的な働きかけを行なう。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
休止・完了	休止・完了	実績が少なく、類似事業で代替可能であったため、23年度より新規の貸付を停止した。

議 会 要 旨	
------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	女性相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	遠嶋	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	女性相談事務費（030204-010302）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成 32 年度		根拠	東京都女性相談員設置要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	売春防止法 DV法	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	女性の生活、職業、その他の諸問題について、婦人相談員が相談、助言指導、関係機関との連絡調整を行い、女性が自立と安定した生活を送るため必要な保護・援助をする。				
対象者等	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）				
内容	婦人相談員による面接相談及び必要な援助・保護（常時実施） 1 荒川区女性福祉資金の貸付相談 2 婦人相談 (1)相談による指導・助言 (2)東京都女性相談センター（都婦人相談所・一時保護施設：定員35人）への移送・入所手続き (3)東京都女性相談センター入所期間中（2週間限度）に面接相談を行い、①婦人保護施設入所（売春防止法） ②生活保護開始（宿所提供施設入所・民間アパート入居） ③自立（住込み就労等）のいずれかに決める。				
経過	昭和31年5月 売春防止法制定 昭和32年4月 東京都婦人相談所発足（売春防止法） 昭和32年6月 東京都婦人相談所一時保護事業開始（定員25人） 昭和40年4月 福祉事務所区移管 婦人相談員の身分を都職員から区職員へ切替 昭和52年4月 東京都婦人相談所から東京都女性相談センターに名称変更（一時保護所定員30名に増員、対象を拡大し一般女性・母子も含む 電話相談開始） 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成4年4月 東京都女性相談センターに名称変更 平成10年1月 東京都女性相談センターに移転改築 平成13年4月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV法」）制定 平成14年度 事業名変更 婦人相談事業費⇒女性相談事業費 平成16年 DV法改正 平成19年 DV法改正				
必要性	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）の安全と生活を守るために必要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 婦人相談員1名 1 要保護女子等の来所面接相談 2 要保護女子の生活援護、施設への入所措置 3 更生に向けた助言、指導				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	93	112	120	114	115	114	65	
①決算額（24年度は見込み）	76	76	67	59	39	86	65	
②人件費等	5,978	8,540	8,470	7,330	4,796	5,081		
③減価償却費					1,888	1,866		
【事務分担量】（%）	70	100	100	90	65	60		
合計（①+②+③）	6,054	8,616	8,537	7,389	6,723	7,033	65	
国（特定財源）	664	664	664	666	666	665	665	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	5,390	7,952	7,873	6,723	6,057	6,368	-600	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	女性福祉資金貸付（新規相談）	6	6	3	7	12	0	0
	女性相談（貸付を除く新規相談）	62	62	67	93	110	110	100
	女性相談センター等入所（再掲）	18	11	10	5	7	9	10
	DV相談件数（再掲）	38	39	37	62	75	68	60

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	書籍購入等	25	書籍購入・印刷製本	58	書籍購入	25	
役員費	郵送料、移送費	11	郵送料、移送費	25	郵送料、移送費	37	
分担金	婦人相談員研究会	3	婦人相談員研究会	3	婦人相談員研究会	3	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
①	女性相談件数（新規）	100	122	110	100	—	
②							
③							

（問題点・課題）	<p>1 近年、夫の暴力や居住地を追い出されて、緊急に保護を必要とする女性、母子が年々増大しているため、受入施設を増やすことが求められている。</p> <p>2 ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の連携等、女性相談に関する体制整備・充実が必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	緊急に保護を必要としている女性や女性と同伴児童が安心して避難できる受入施設（母子生活支援施設の広域利用など）を増やすよう都に働きかける。	ドメスティック・バイオレンス被害の男性が避難できる受入施設を作るよう都に働きかける。
②	ドメスティック・バイオレンスに関する相談が増え、内容も複数課に関係して支援するケースが増えている。一層、子ども家庭支援センター、生活福祉課、学校、保育園、保健所、男女平等推進センター等の関係機関と密な連携をとる。	区内部の関係課だけでなく、他自治体や警察や施設などとも一層の連携をとる。
③	関係各課の加害者対応の見解を統一化する。	関係各課の加害者対応の見解を統一化する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	DVに係わる相談が増加する中、PRを徹底し、相談体制を強化する。

議会議要旨（質問状）	
------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	鈴木	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	ひとり親家庭休養ホーム事業費（030204-010501）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成	56年度	根拠法令等	荒川区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	ひとり親家庭の親子を対象に、休養及びレクリエーションのために宿泊施設並びに日帰り施設を指定し、低額で安全な施設の利用を助成することにより、ひとり親家庭の福祉の向上と健康の増進に資する。				
対象者等	ひとり親家庭の親子				
内容	<p>低額で安全な宿泊施設・日帰り施設を指定し、ひとり親家庭が親子で気軽に楽しめるレクリエーションの機会を提供する</p> <p>[14年度から]</p> <p>① 指定施設 区有施設のみ：宿泊施設（グリーンパル那須・清里高原ロッジ・ニューアカオ）、日帰り施設（荒川スポーツセンター・荒川遊園・スポーツハウス）</p> <p>② 助成限度額 宿泊：大人・子供ともに 3,000円 日帰り：大人・子供ともに 1,000円</p> <p>③ 利用限度 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可</p>				
経過	<p>昭和46年 東京都母子休養ホーム事業 昭和56年 区に事務移管 荒川区母子休養ホーム事業</p> <p>昭和58年 荒川区単親家庭休養ホーム事業(父子に拡大) 昭和62年 「単親」を「ひとり親」に名称変更</p> <p>平成元年 2泊から3泊に拡大 平成4年 日帰り施設指定(3施設) 平成10年 宿泊・日帰りあわせて3回を2回に改正 平成12年 日帰り子供の助成限度額を都基準額に改正(2,000円→1,500円)</p> <p>平成13年 指定施設変更(「安房もとな荘」指定解除・「ディズニースー」追加指定) 対象年齢を「20歳未満」から「18歳未満達した年度末まで」に改正</p> <p>平成14年 指定施設変更(宿泊・日帰り施設とも区有施設に限定) 宿泊施設(7ヶ所→3ヶ所) 日帰り施設(4ヶ所→3ヶ所) 助成限度額変更(宿泊：大人6,490円→3,000円 子ども5,770円→3,000円) (日帰り：大人2,000円→1,000円 子ども1,500円→1,000円) 利用限度回数変更(宿泊・日帰り合わせて2回→宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可)</p>				
必要性	ひとり親家庭親子のコミュニケーションの向上と健康の増進における役割は大きい。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				
	年度当初に指定施設と契約。利用者の申請により児童扶養手当証書・児童育成手当通知書等でひとり親家庭であることを確認し、利用券を発行。施設からの利用実績に基づき支出。ただし、荒川遊園は、回数券を事前に購入し直接申請者に配布していたが、平成23年5月から利用券方式に変更した。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	628	628	834	894	842	1,039	823	
①決算額(24年度は見込み)	484	626	744	894	745	632	823	
②人件費(退職給与引当金繰入額を含む)	1,281	1,708	847	814	1,744	847		
③減価償却費					581	311		
【事務分担量】(%)	15	15	10	10	20	10		
合計(①+②+③)	1,765	2,334	1,591	1,708	3,070	1,790	823	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	1,765	2,334	1,591	1,708	3,070	1,790	823	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	宿泊利用者	60	79	91	98	68	68	80
	日帰り利用者	315	307	519	600	541	428	583
	遊園チケット繰越分利用者(外数)	11	0	48	0	35	38	0

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	使用料及賃借料	宿泊施設利用料	204	宿泊施設利用料	204	宿泊施設利用料	240
		日帰り施設利用料	541	日帰り施設利用料	428	日帰り施設利用料	583

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	利用者延人員	698	609	496	663	—	
②	遊園線越チケット利用延人数	0	35	38	0	—	
③	利用券未引替延人員（日帰り）	—	70	153	0	—	22年度より統計

（問題点・課題）	<p>本事業の認知度は低いと考えられる。予算に対する利用率は高いが、対象世帯は利用世帯を大きく上回ると考えられるため、一層の事業の周知ならびに、予算の確保が求められる。</p>
他区の実況	<p>（実施 18 区 未実施 4 区）</p> <p>未実施区（墨田・豊島・足立・葛飾）</p>

問題点・課題の改善策	
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ポスター・チラシ等を作成し、公共施設に掲示。
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭サポート事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	遠嶋	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	ひとり親家庭サポート事業（030204-010601）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成 57年度		根拠法令等	・母子及び寡婦福祉法第17条（居宅等における生活支援）・荒川区ひとり親家庭サポート事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無 年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市〔Ⅱ〕			
	政策	子育てしやすいまちの形成〔03〕			
	施策	ひとり親家庭等への支援〔03-03〕			
目的	日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパー等を派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。				
対象者等	区内に住所を有する小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当し支援が必要な場合。 ①ひとり親家庭の親又は児童又は日常の家事・育児をしている同居の祖父母等が一時的傷病の場合②ひとり親家庭の親が職業能力開発センター等に通学、母子自立支援プログラム参加等、親族等の冠婚葬祭に出席、学校の公的行事参加等の場合③ひとり親となって1年以内のため援助が必要と判断できる場合				
内容	ヘルパー派遣業者等と委託契約を締結し、利用者の申請に基づきベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣する。 【派遣回数】 同一世帯につき原則として月5回以内（最大12回まで） 【派遣時間】 午前7時から午後10時までの間で、2時間以上で8時間以内（1時間単位） 【援助内容】 ①育児サービス ②家事援助サービス				
経過	昭和57年度 ヘルパー派遣事業開始 ひとり親となった直後 月8回派遣 3ヶ月を限度 昭和58年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 3ヶ月を限度 昭和59年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 6ヶ月を限度 昭和61年度 ヘルパー派遣時間帯の延長 午前10時～午後4時 → 午前7時～午後7時 昭和62年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 期間を削除 平成3年度 ひとり親となってから2年以内 月12回派遣 平成12年度 ひとり親となってから1年以内で小学校3年生 平成14年度 事業対象者該当事由変更（親、児童及び同居の祖父母等が一時的傷病の場合のみに限定） 平成20年度 ひとり親家庭サポート事業を開始し、就職活動、技能習得の通学、冠婚葬祭等を加えた 平成23年度 ひとり親1年以内と、母子自立支援プログラム参加、学校の公的行事参加等を加えた				
必要性	ひとり親の安定した生活と自立促進に寄与するうえで、必要な事業である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託 ケアサービス大和田（339,534円） （株）日本デイケアセンター（211,157円） 1 区は、業者とヘルパー派遣委託契約を締結する。 2 事前の登録が必要。利用時にその都度申請書を提出してもらい、区は派遣の可否を決定する。 3 区は派遣決定に基づき、業者に派遣依頼する。 4 派遣ヘルパーがサービス提供後、翌月、報告書を区に提出・同報告書で履行確認のうえ委託料を支出				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	224	135	2,078	1,958	1,029	890	623	
①決算額（24年度は見込み）	160	84	249	794	326	402	623	
②人件費等	1,281	854	847	814	2,616	4,235		
③原価償却費					872	1,555		
【事務分担量】（%）	15	10	10	10	30	50		
合計（①+②+③）	1,441	938	1,096	1,608	3,814	6,192	623	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	1,441	938	1,096	1,608	3,814	6,192	623	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	利用世帯数	1	1	3	4	7	11	15
	利用日数	16	8	36	105	33	52	84
	登録世帯			9	14	15	22	25

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	ヘルパー派遣委託	326	ヘルパー派遣委託	402	ヘルパー派遣委託	623

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
標	① ヘルパー利用時間数	585時間	203時間	218時間	354時間	—	
	② ヘルパー利用平均時間数（1日当たり）	5.6時間	6.2時間	4.2時間	4.2時間	—	利用時間数／利用回数
	③ ヘルパー利用回数	105	33	52	84	—	

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録世帯が少ないので、事業の周知方法を工夫する必要がある。</li> <li>登録世帯の利用状況に偏りが見られる。（該当条件に外れた要件で申し込むなど）</li> <li>登録世帯の多くがI区分（利用料無料）のため、気軽に当日キャンセルする世帯があり、区と委託業者の間で契約上の問題が生じることがある。</li> <li>感染性疾患や当日の急な依頼には対応することが困難である。（人的手配が困難）</li> </ul>
	他区の実況 （実施 19 区 未実施 3 区） 未実施区 墨田区・葛飾区（社会福祉協議会実施）・足立区（子育て事業として実施）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報で周知する。また、児童扶養手当の現況届通知にチラシを同封して周知する。 カウンターの目に付くところにチラシ掲示する。	24年度の広報の手法により登録者数の増加等検証し、周知方法及び実施内容を検討する。
②	利用条件の緩和（残業対応をする）。	利用条件について、国・都の基準を超えての要望（リフレッシュ目的）等について検証する。 ※リフレッシュ目的はショートステイ事業（有料）がある。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	ひとり親家庭の生活を支援することは重要であり、利用促進に努める。

議会議決 (要旨)	
--------------	--

# 事務事業分析シート（平成24年度）

No.1

事務事業名	母子福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田	
		担当者名	高瀬	内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	都会計のため予算コードなし					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業			
開始年度	● 昭和 ○ 平成	28 年度	根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・母子福祉資金貸付条例 東京都母子福祉資金貸付条例地方自治法第252条の1 7の2（条例による事務処理の特例）による「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」		
終期設定	○ 有 ● 無	年度				
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]				
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]				
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]				
目的	配偶者のいない女子で現に児童（20歳未満）を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために資金を貸付ける。					
対象者等	都内に6ヶ月以上居住している、配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養している者。 <他貸付制度との関係> 1 生活福祉資金→母子が優先 2 女性福祉資金→母子が優先 3 日本育英会等同種の資金→重複貸付不可 4 生活保護受給者→貸付可					
内容	貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子	貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子
	事業開始資金	2,830	無	生活資金	(月額)141	無
	事業継続資金	1,420	無	住宅資金	1,500	無
	技能修得資金	460	無	転宅・結婚資金	260(転宅)・300(結婚)	無
	修業資金※	460	無	修学資金 ※	(月額)18~64	無
	就職支度資金(子のみ※)	320	無	就学支度資金 ※	39~590	無
	医療介護資金	340(医療)・500(介護)	無			
○ ※以外の資金は、保証人がいる場合無利子、いない場合は1.5%利子 ○ ※の資金は無利子 保証人はなし（子が借受人になる場合は、保証人が必要）						
経過	昭和28年4月 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行 昭和39年7月 母子福祉法施行（旧法廃止） 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法施行（題名改正） 平成10年4月 利子の一部を無利子化（技能修得・就職支度・修業資金・生活資金（技能修得資金と合せ貸しの場合）） 平成12年4月 利子の一部を無利子化（事業開始・事業継続） 療養資金を医療介護資金に改正 平成14年11月 特例児童扶養資金の創設、生活資金（生活安定貸付）の拡充 平成18年4月 医療介護資金を借り受けずとも、生活資金を借り受けられるように貸付要件を緩和 平成19年7月 特例児童扶養資金の終了 平成21年6月 利子の全部を無利子化 及び保証人が立てられない場合有利子にて貸付可とする保証人要件の緩和 平成22年4月 都立高校授業料無償化、私立高校等就学支援金制度制定。就学支援金対象分減額。					
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) <貸付審査会>適正かつ円滑な貸付事務を執行するために「東京都母子福祉資金・荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。構成メンバー「子育て支援課長、ひとり親女性福祉係長、担当、その他会長（子育て支援課長）が指定する者」 <広報> 年1回、区報に掲載（8月に掲載予定） 母子、婦人相談活動のなかで周知					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額（都会計）	31,682	36,947	36,371	40,612	47,998	60,335	53,860	
①決算額（24年度は見込み）	31,082	31,457	36,087	39,305	44,626	54,563	53,860	
②人件費（退職給与引当金繰入額を含む）	10,248	8,540	6,776	6,108	8,720	7,622		
③減価償却費					3,777	2,799		
【事務分担当量】（%）	120	100	80	75	130	90		
合計（①+②+③）	41,330	39,997	42,863	45,413	57,123	64,984	53,860	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	31,082	31,457	36,087	39,305	44,626	54,563	53,860	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	10,248	8,540	6,776	6,108	12,497	10,421	0	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	修学資金	37	47	54	62	59	72	92
	就学支度資金	27	11	17	19	24	32	30
	その他	2	1	4	1	4	8	4
	貸付額	31,082	31,457	36,087	39,305	44,626	54,563	53,860

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	歳入歳出	貸付金	44,626	貸付金	54,563	貸付金	53,860

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
①	貸付件数	82	87	112	126	—	
②							
③							

（問題点・課題） 指標分析	償還率は横ばいであり、今後も細かな滞納対策が必要である。			単位千円		
		21年度	22年度	23年度		
	調定額	67,829	69,106	75,549		
	償還額	24,006	22,822	27,492		
	償還率(%)	35.4	33.0	36.3		
	未償還額	43,823	46,284	48,057		

他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
-------	-----------------

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	償還率は横ばいであるが、今後も細かな滞納対策が必要である。貸付者に電話及び訪問するなど、償還するよう指導する。	24年度の督促等による償還状況を検証し、効果的な滞納対策を行なっていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

況議 （要 会 質 問 状 ）	
-----------------------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	児童手当給付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田									
		担当者名	海老名	内線	3819									
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	児童手当（030203-010101）													
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業										
開始年度	●昭和 ○平成 47年度		根拠法令等	児童手当法、荒川区児童手当関係事務取扱要綱、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年4月1日施行）										
終期設定	○有 ○無 年度													
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画										
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市Ⅱ												
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]												
	施策	子育て環境の整備[03-01]												
目的	児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。													
対象者等	●受給者 中学校修了前までの児童を養育している者（所得制限あり） ・児童手当（所得制限限度額以下の者） ・特例給付（所得制限限度額以上の者） ・公務員については所属庁で支給 ●対象者：（平成24年5月31日現在） ●所得制限額													
	<table border="1"> <tr> <th>扶養親族数</th> <th>所得制限額</th> </tr> <tr> <td>0人</td> <td>622万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>660万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>698万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>736万円</td> </tr> </table> ※ 所得制限額は扶養親族数が1人増える毎に38万円加算 ※ 扶養親族数の中に老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる場合は、6万円加算 ※ 所得制限限度額を超過した対象者は特例給付として認定し、児童1人につき一律月額5,000円支給	扶養親族数	所得制限額	0人	622万円	1人	660万円	2人	698万円	3人	736万円			
扶養親族数	所得制限額													
0人	622万円													
1人	660万円													
2人	698万円													
3人	736万円													
内容	● 支給月額（平成24年4月分より） ・3歳未満 月額一律15,000円 ・3歳以上小学校修了前 第1子、2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 ・中学生 月額一律10,000円 ・所得制限世帯 月額一律5,000円（平成24年6月分より） ●支払月 6月、10月、2月に申請のあった翌月分から前月分までを支給													
経過	・昭和47年制度発足（義務教育前の第3子以降を対象） ・昭和60年改正（支給対象拡大 第3子以降→第2子以降） ・平成3年改正（支給対象拡大 第2子以降→第1子以降 支給期間3歳未満） ・平成11年所得制限緩和 ・平成12年改正（支給対象拡大 3歳未満→義務教育就学前） ・平成13年所得制限緩和 ・平成16年改正（支給対象拡大 義務教育就学前→小学校第3学年修了前） ・平成18年改正（支給対象拡大 小学校第3学年修了前→小学校修了前 所得制限緩和） ・平成19年改正（乳幼児加算 3歳到達月まで第1子・第2子に関らず月額5,000を10,000円に増額） ・平成22年度から子ども手当に移行。ただし、22年度は費用負担において児童手当支給の仕組みは継続。 ・平成23年10月、平成21年度現況届の時効が成立し、児童手当の支給が完了。 ・平成23年8月4日、平成24年度以降の手当制度について民主党、自民党、公明党の三党で合意。 ・平成23年12月20日、所得制限および費用負担等について四大臣で合意。 ・平成24年1月27日、政府が平成24年度以降の手当制度について定めた「児童手当法の一部を改正する法律」案を国会に提出。 ・平成24年改正（手当額変更、支給対象拡大：小学校修了前→中学校修了前、所得制限緩和、所得制限超過世帯一律月額5,000円支給）により、平成24年度から子ども手当から児童手当に移行。ただし、費用負担の仕組みは新たに施行。													
必要性	子育てに係る経済的負担の軽減に寄与している。													
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ●臨時職員） 子育て給付係において申請受付→認定→支給決定（区長決定）→給付 年1回（6月）受給資格確認のため現況届受付													
予算・決算額等の推移	（単位：千円）													
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度						
	予算額	864,415	1,036,315	1,103,445	1,140,850	202,300	2,900	2,558,489						
	①決算額（24年度は見込み）	819,045	1,036,315	1,103,385	1,140,805	202,300	435	2,558,489						
	②人件費	13,237	23,912	16,940	17,917	436	1,119							
	③原価償却費					145	622							
	【事務分担当】（%）	155	280	200	220	5	20							
	合計（①+②+③）	832,282	1,060,227	1,120,325	1,158,722	202,881	2,176	2,558,489						
	国（特定財源）	314,411	469,026	514,271	538,235	95,489	150	1,777,014						
都（特定財源）	86,647	239,052	284,048	294,430	53,405	142	390,715							
一般財源	431,224	352,149	322,006	326,057	53,987	1,884	390,760							
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度						
	児童数													
	被用者（3歳未満）	1,919	2,260	2,338	2,488	2,601	1	3,830						
	（月平均） 非被用者（3歳未満）	1,185	1,141	1,197	1,225	1,250	3	1,324						
	特例給付（3歳未満）	161	173	198	231	284	0	0						
	3歳以上小学校修了前	9,802	10,057	9,923	10,123	10,888	10	14,138						
	中学生							4,125						
	（うち所得制限世帯）							(2,376)						
計 ※23年度は年間合計数	13,067	13,631	13,656	14,067	15,023	14	23,417							

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	賃金・職員手当・共済費				臨時職員雇用等	1,622	
	一般需用費				事務用消耗品購入・印刷製本	657	
	役務費				郵便料・手数料	5,760	
	委託料				システム改修費	8,000	
	扶助費	被用者(延5,202人)	52,020	被用者(延1人)	10	被用者(延35164人)	527,460
		非被用者(延2,499人)	24,990	非被用者(延13人)	130	非被用者(延12122人)	181,830
		特例給付(延567人)	5,670	特例給付(延0人)	0		
		3歳～小学校第6学年修了前(延21,777人)	119,620	3歳～小学校第6学年修了前(延59人)	295	3歳～小学校第6学年修了前(延129609人)	1,356,005
						中学生(延38207人)	382,070
					所得制限世帯(延19017人)	95,085	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度(見込み)	目標値(25年度)	
①	児童手当受給児童数	14,067	15,023	14	23,417		月平均(ただし、23年度のみ年間合計)
②							
③							

問題点・課題(指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成24年度制度改正に伴い、変更点を考慮し、慎重に認定及び支払事務を行う。</li> <li>● 公務員・別居監護による他の市区町村受給者などの二重支給を防止する。</li> <li>● 対象児童の海外留学について厳正な審査を行う。</li> </ul>
	他区の実施状況 （ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成24年度制度改正に伴い、変更点を考慮し、慎重に認定及び支払事務を行う。	6月に行う現況届を通じて、受給者の所得審査を厳正に行い、認定及び支払事務を行う。
②	公務員・別居監護による二重支給の防止。	公務員・別居監護による二重支給の防止。
③	対象児童の海外留学について厳正な審査を行う。	対象児童の海外留学について厳正な審査を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	国の動向を把握し、適切に実施していく。

議会議事録(要旨)	
-----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	児童育成（育成・障害）手当給付事業	部課名 担当者名	子育て支援部子育て支援課 岡田	課長名 内線	川和田 3816												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	児童育成手当（030203-010102）																
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業												
開始年度	● 昭和 ○ 平成	47 年度	根拠 法令等	荒川区児童育成手当条例・同施行規則													
終期設定	○ 有 ● 無	年度															
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画													
行政評価 事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]															
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]															
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]															
目的	児童を養育している母・父子家庭等に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。																
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 18歳以下で次の状態にある者の父又は母若しくは養育者                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・父又は母が死亡した児童（生死不明の場合）</li> <li>・父又は母に1年以上遺棄されている児童</li> <li>・母又は母が婚姻によらないで懐胎した児童</li> <li>・父母が離婚した児童</li> <li>・父又は母が重度の障がい有する児童</li> </ul> </li> <li>● 20歳未満の身体障害者手帳1・2級又は東京都愛の手帳3度以上等の障がい児の保護者</li> </ul>																
	<table border="1"> <tr> <th>受給児童数</th> <th>受給者数</th> <th>父子家庭児童（再掲）</th> <th>父子家庭受給者（再掲）</th> </tr> <tr> <td>2,752</td> <td>1,989</td> <td>178</td> <td>126</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（24年4月1日現在）</p>	受給児童数	受給者数	父子家庭児童（再掲）	父子家庭受給者（再掲）	2,752	1,989	178	126	<table border="1"> <tr> <th>扶養人数</th> <th>育成手当</th> </tr> <tr> <td>0</td> <td>3,684</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>4,064</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>4,444</td> </tr> </table> <p>[所得制限] (千円)</p>	扶養人数	育成手当	0	3,684	1	4,064	2
受給児童数	受給者数	父子家庭児童（再掲）	父子家庭受給者（再掲）														
2,752	1,989	178	126														
扶養人数	育成手当																
0	3,684																
1	4,064																
2	4,444																
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 育成手当 児童一人 13,500円/月</li> <li>● 障害手当 児童一人 15,500円/月 を申請のあった翌月から年3回（6・10・2の各月）にまとめて支給。</li> <li>● 都で実施していた、認定にかかわる障がい判定事務を16年度から区で実施。</li> </ul>																
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都事業として始まり、現在に至る。</li> <li>● 平成12年6月より所得制限額を特別障害者手当と同基準に改正。（所得制限強化）</li> <li>● 平成24年度より報償費、一般需用費、役務費、事務費から組替え</li> </ul>																
必要性	離婚等により生活が安定していないひとり親家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。																
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ）</p> <p>子育て給付係窓口にて申請受付→審査→決定・給付〔区長決定〕</p> <p>年1回（6月）受給資格確認のため現況届（所得状況届）受付を行い、資格継続の有無を確認する。</p>																

予算・決算額等の推移		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	488,126	471,718	476,107	486,685	470,827	477,321	461,335
	①決算額(24年度は決算見込み)	449,176	471,497	468,662	466,748	466,750	461,713	461,335
	②人件費	7,686	8,540	8,470	6,515	6,976	4,235	
	③原価償却費						1,555	
	【事務分担量】 (%)	90	100	100	80	80	50	
	合計(①+②+③)	456,862	480,037	477,132	473,263	473,726	467,503	461,335
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
その他(特定財源)								
一般財源	456,862	480,037	477,132	473,263	473,726	467,503	461,335	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	育成手当児童数(月平均)	2,709	2,764	2,760	2,747	2,734	2,695	2,686
	障がい手当児童数	123	128	115	117	130	137	136
	併給(再掲)	(25)	(18)	(20)	(22)	(22)	(19)	(19)
	受給児童数計(月平均)	2,832	2,892	2,875	2,864	2,864	2,832	2,822

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	扶助費	育成手当 @13,500×延べ 32,794人  (月平均2,734人)	442,539	育成手当 @13,500×延べ 32,338人  (月平均2,695人)	436,200	育成手当 @13,500×延べ 32,238人  (月平均2,686人)	435,213
		障害手当 @15,500×延べ 1,562人  (月平均 130人)	24,211	障害手当 @15,500×延べ× 1,646人  (月平均 137人)	25,513	障害手当 @15,500×延べ× 1,631人  (月平均 136人)	25,281
	報償費	障害判定謝礼		障害判定謝礼		障害判定謝礼	24
	一般需用費	事務用品、印刷製本		事務用品、印刷製本		事務用品、印刷製本	247
	役務費	郵便料、通信料		郵便料、通信料		郵便料、通信料	570

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	育成手当受給児童数	2,634	2,595	2,633	2,686	—	(年度末児童数)
②	障害手当受給児童数	130	133	138	136	—	(年度末児童数)
③							

(問題点・課題) 資格のある方がもれなく受給できるようにする。特に、数少ない父子家庭への支援であるので、制度の周知に努める。

他区の実況 (実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度に取り組む具体的な改善内容
①	あらゆる機会、媒体（区報・ホームページ等）を通じて情報提供を行う。	あらゆる機会、媒体（区報・ホームページ等）を通じて情報提供を行う。
②	22年度税制改正に伴う、特定扶養控除廃止（上乘せ分）の影響を無くすため、区独自の事務処理を行なう。	24年度より廃止された特定扶養控除廃止（上乘せ分）対象者をシステムで把握できるように税務課及び情報システム課と調整をする。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議(要旨) 議(要旨) 議(要旨)

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	児童扶養手当等支給事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田																				
		担当者名	高橋	内線	3816																				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	児童扶養手当等支給事業費（030203-010201）																								
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業																					
開始年度	●昭和 ○平成	36年度	根拠	児童扶養手当法、荒川区児童扶養手当支給要綱																					
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	特別児童扶養手当の支給に関する法律																					
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画																				
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]																							
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]																							
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]																							
目的	・18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がいがある児童を監護している父、母又は養育者に対し、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。																								
対象者等	<p>【児童扶養手当】（22年8月から父子家庭も対象） 次のいずれかに該当する、18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がいがある児童を監護している父若しくは母又は養育者 ① 父母が婚姻を解消 ② 父又は母が死亡（生死不明の場合も） ③ 父又は母が重度の障がい者 ④ 父又は母に1年以上遺棄されている状態が続いている ⑤ 父又は母が1年以上拘禁されている状態が続いている ⑥ 婚姻によらないで生まれた</p> <p>【特別児童扶養手当】（22年8月から父子家庭も対象） 障がい児の父若しくは母又は養育者がその障がい児を監護するとき、その父若しくは母又は養育者</p>																								
内容	<p>●児童扶養手当の申請のあった翌月分から年3回（4・8・1月に各月の前月分まで）にまとめて支給。 また2人目の児童は5000円/月、3人目以降はひとりにつき月3000円/月が加算される。</p> <p>●児童扶養手当 全額支給：月額41,430円、一部支給：41,420円～9,780円 10円単位（物価スライドによる変更有） ●特別児童扶養手当 1級：50,400円 2級：33,570円（物価スライドによる変更有） ●手当額計算方法 41,420－（所得額－所得制限限度額）×0.0184162</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族数</th> <th>児童扶養手当（全額支給）</th> <th>児童扶養手当（一部支給）</th> <th>特別児童扶養手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>190,000円（未満）</td> <td>1,920,000円（未満）</td> <td>4,596,000円（未満）</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>570,000円（未満）</td> <td>2,300,000円（未満）</td> <td>4,976,000円（未満）</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>950,000円（未満）</td> <td>2,680,000円（未満）</td> <td>5,356,000円（未満）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（1人増に月380,000円加算）</td> <td>（1人増に月380,000円加算）</td> <td>（1人増に月380,000円加算）</td> </tr> </tbody> </table>					扶養親族数	児童扶養手当（全額支給）	児童扶養手当（一部支給）	特別児童扶養手当	0人	190,000円（未満）	1,920,000円（未満）	4,596,000円（未満）	1人	570,000円（未満）	2,300,000円（未満）	4,976,000円（未満）	2人	950,000円（未満）	2,680,000円（未満）	5,356,000円（未満）		（1人増に月380,000円加算）	（1人増に月380,000円加算）	（1人増に月380,000円加算）
扶養親族数	児童扶養手当（全額支給）	児童扶養手当（一部支給）	特別児童扶養手当																						
0人	190,000円（未満）	1,920,000円（未満）	4,596,000円（未満）																						
1人	570,000円（未満）	2,300,000円（未満）	4,976,000円（未満）																						
2人	950,000円（未満）	2,680,000円（未満）	5,356,000円（未満）																						
	（1人増に月380,000円加算）	（1人増に月380,000円加算）	（1人増に月380,000円加算）																						
経過	<p>●昭和36年児童扶養手当法施行、昭和39年特別児童扶養手当開始（児童扶養手当） ●平成14年7月末までは、区は受け付け事務のみで認定及び支給事務は都が実施。平成14年8月から、受付のほか認定及び手当支給事務も都から区に移管される。（法定受託事務） ●上記の移管と同時に、就労による自立を促進する仕組みとするため、就労所得が増えるに従って、所得と手当の合計額が増加するよう、手当での支給額を細かく（月額41,710円～9,850円 10円単位）設定。 また、寡婦控除の廃止及び父親からの養育費（仕送り）についても、所得に含めることとした。 ●平成16年度 認定にかかわる障がい判定事務は、区で実施する。児童扶養手当事務費一般財源化 ●平成18年度 三位一体改革により児童扶養手当の国庫負担割合3/4→1/3 ●平成18年度 母子自立支援プログラム策定員配置。ハローワーク等と連携。受給者に対する就業・自立支援を実施 ●平成20年4月 受給開始から5年経過等受給者の一部支給停止措置始まる。 ●平成22年8月から父子家庭への手当支給開始。 ●平成23年4月～手当額変更全額支給：月額41,550円、一部支給：41,540円～9,810円 10円単位（物価スライドによる変更有） ●平成24年4月～手当額変更全額支給：月額41,430円、一部支給：41,420円～9,780円 10円単位（物価スライドによる変更有）</p>																								
必要性	児童の健やかな成長を図るため、離婚等により生活が安定していない母子、父子家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。																								
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ●臨時職員） 【児童扶養手当】●子育て支援課受付→認定（区長）→給付 ●年1回受給資格確認のため現況届受付（8月） 【特別児童扶養手当】●子育て支援課受付受理→都へ提出→（都が認定） ●年1回受給資格確認のため現況届受付（8月）・特別児童扶養手当は、都提出に係る受付事務のみで支給事務は都で実施。</p>																								

予算・決算額等の推移		（単位：千円）						
	予算額	692,155	656,279	663,102	653,188	657,660	682,571	674,356
	①決算額（24年度は見込み）	649,802	655,484	649,453	636,552	656,708	670,812	674,356
	②人件費	17,934	17,080	16,940	10,589	10,464	16,942	
	③減価償却費					3,486	6,749	
	【事務分担当量】（%）	210	200	200	200	120	217	
	合計（①+②+③）	667,736	672,564	666,393	647,141	670,658	694,503	674,356
	国（特定財源）	216,634	219,350	216,502	211,993	217,674	222,573	224,090
	都（特定財源） 無料バス外	64	74	67	67	66	64	65
	その他（特定財源）							
一般財源	451,038	453,140	449,824	435,081	452,918	471,866	450,201	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	児童扶養手当受給者数	1,343	1,395	1,355	1,371	1,433	1,475	1,462
	特別児童扶養手当受給者数（参考）	156	148	138	154	160	158	159
	父子家庭受給者数（再掲）	—	—	—	—	60	71	74
	延べ児童数	25,087	25,254	25,356	24,665	25,158	25,764	26,000

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報償費	障害判定医謝礼	0	障害判定医謝礼	23	障害判定医謝礼	70
	一般需用費	消耗品・印刷製本等	147	消耗品・印刷製本等	241	消耗品・印刷製本等	301
	役務費	郵便料	369	郵便料	453	郵便料	548
	扶助費	扶養手当費	654,270	扶養手当費	669,000	扶養手当費	672,273
		(延児童数 25,158)		(延児童数 25,764)		(延児童数 26,000)	
	委託料	父子手当システム改修	827				
	報酬	母子自立支援プログラム策定員	1,095	母子自立支援プログラム策定員	1,095	母子自立支援プログラム策定員	1,156
特別旅費	ラム策定員	0	ラム策定員	0	ラム策定員	8	

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	児童扶養手当受給児童数	2,060	2,145	2,175	2,167	—	
②	特別児童扶養手当受給児童数 (参考)	154	169	168	173	—	
③	父子手当受給児童数（再掲）	—	100	117	110	—	①の再掲（H22.8開始）

（問題点・課題分析）	・平成24年4月より児童扶養手当額の変更があり、受給者への周知をする。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	あらゆる機会、媒体（区報・ホームページ等）を通じて情報提供を行う。	あらゆる機会、媒体（区報・ホームページ等）を通じて情報提供を行う。
②	22年度税制改正に伴う、特定扶養控除廃止（上乗せ分）の影響を無くすため、区独自の事務処理を行なう。	24年度より廃止された特定扶養控除廃止（上乗せ分）対象者をシステムで把握できるように税務課及び情報システム課と調整する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議 会 要 旨 問 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H16二定 物価スライドによる児童扶養手当の削減に反対すべき。</li> <li>・H19二定 申請主義の改善</li> <li>・H20 父子手当の創設</li> </ul>
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	子ども手当支給事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	海老名	内線	3819
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	子ども手当支給事業費（030203-010601）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	22 年度	根拠法令等	・ 子ども手当法（施行日22年4月1日） ・ 国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（施行日23年4月1日）	
終期設定	● 有 ○ 無	24 年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため手当を支給する。				
対象者等	・ 支給対象者 平成22年度現況届未提出者 ※未提出者数：15名(平成24年6月1日現在)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給額 子ども1人あたり月額 1万3000円（所得制限無し）</li> <li>・ 支払月 随時（今年度は平成22年度現況届が提出され次第、支給する。）</li> <li>※現況届は2年時効が適用されるため、平成24年10月までに提出がされない場合は資格が消滅となる。</li> <li>・ 手当の内訳 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年12月23日、4大臣合意に基づき、平成22年度政府予算案に子ども手当所要額を計上</li> <li>・ 平成22年1月29日、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案」閣議決定</li> <li>・ 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程に検討</li> <li>・ 平成23年1月28日、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案」を国会に提出</li> <li>・ 平成23年4月1日、上記法律案における施行期日4月1日までに同法案の成立が困難な状況になったことから、平成22年度子ども手当支給法を暫定的に9月まで延長する「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が施行</li> <li>・ 平成23年9月30日、終了。なお平成22年度現況届未提出者に関しては、平成24年10月まで提出した場合のみ支給。</li> </ul>				
必要性	現下の厳しい経済情勢において、子育ての負担に対する配慮とともに、一人ひとりの子どもの育ちを社会全体で支援していく必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額				(13,595)	2,917,400	2,887,314	1,825
	①決算額(24年度は見込み)				(13,595)	2,913,211	2,353,450	1,825
	②人件費等					18,487	9,228	
	③原価償却費					8,134	5,287	
	【事務分担量】(%)					280	170	
	合計(①+②+③)				(13,595)	2,939,832	2,367,965	1,825
	国(特定財源)				(13,595)	2,250,446	1,836,871	1,400
	都(特定財源)				(0)	375,119	261,722	202
	その他(特定財源)				(0)	0	0	0
	一般財源				(0)	314,267	269,372	627
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	児童数 3歳未満(被用者)					4,930	4,961	30
	(月平均) 3歳以上小学校修了前					13,266	13,587	86
	中学生					4,061	4,054	23
	計 ※24年度は年間合計					22,257	22,602	139

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃金・職員手当・共済費	臨時職員雇用	2,942	臨時職員雇用	770	臨時職員雇用	0
一般需用費	事務用消耗品購入印刷製本	352	事務用消耗品購入印刷製本	182	事務用消耗品購入印刷製本	0	
役務費	郵便料手数料	7,789	郵便料手数料	1,954	郵便料手数料	18	
委託料	業務委託	8,552	業務委託	0	業務委託	0	
扶助費	手当額	2,893,576	手当額	2,350,543	手当額	1,807	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度（見込み）	目標値（25年度）	
①	子ども手当受給児童数	—	22,257	22,602	139	—	月平均（24年度は年間合計）
②							
③							
（問題点・課題）	<p>● 平成23年9月末をもって子ども手当は終了したが、22年度現況届未提出者については、平成24年10月の時効までは、現況届が提出され、該当している場合には支給されることになる。そのため、時効となる平成24年10月までに現況届未提出者に対し、周知等をする。</p>						
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区 ）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	資格のある現況届の未提出者がもれなく受給できるよう制度の周知に努める。	—
②	公務員・別居監護による他の市区町村受給者などの二重支給を防止する。	—
③	海外別居監護受給者について厳正な審査を行なう	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
休止・完了	休止・完了	児童手当制度に移行。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	子ども手当支給事業費(特別措置法)	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	海老名	内線	3819
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度)	子ども手当支給事業費(特別措置法)(030203-010602)				
事務事業の種類	● 新規事業 (○ 24年度 ● 23年度)		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	23 年度	根拠法令等	・平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(施行日平成23年10月1日)	
終期設定	● 有 ○ 無	24 年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため手当を支給する。				
対象者等	・支給対象者 中学校修了までの子どもがいる世帯の養育者 荒川区に住所を有している者 ※外国人については、外国人登録原票に登録されている者で、正規在留者に限る。 ※公務員については所属庁で支給 ※施設入所の子どもの分については施設長に支給。なお、荒川区内に該当施設なし。 ※里親に養育されている子どもの分については、里親に支給。				
内容	支給額	3歳未満(一律)	15,000円		
		3歳～12歳(第1子、2子)	10,000円		
		3歳～12歳(第3子以降)	15,000円		
		中学生(一律)	10,000円		
	支払月	6月(24年2月、3月分を6月に支給)			
	手当の内訳	子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当については、児童手当法に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。			
経過	・平成23年8月4日、子どもに対する手当のあり方について、平成23年10月分から翌年3月分までの半年間の特別措置法案の骨子が民主党、自民党、公明党の三党で合意。 ・平成23年8月18日、閣議決定し法案を国会に提出。 ・平成23年8月30日、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」公布 ・平成23年8月30日、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」施行 ・平成24年3月31日、終了。ただし、認定請求書の受付最終期限を平成24年9月30日までとし、受付次第24年度も支払をする。				
必要性	現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成24年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項定めるものとする。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額							0	534,188
①決算額(24年度は見込み)							1,039,922	534,188
②人件費等							11,768	
③原価償却費							6,220	
【事務分担当】(%)							200	
合計(①+②+③)							1,057,910	534,188
国(特定財源)							716,745	396,393
都(特定財源)							135,550	68,887
その他(特定財源)								
一般財源							205,615	68,908
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	児童数 3歳未満(被用者)						3,783	
	(月平均) 3歳未満(非被用者)						1,148	5,154
	3歳以上小学校修了前						13,744	14,138
	中学生						3,944	4,125
	施設入所等子ども						6	
	計						22,625	23,417

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

節・細節	平成22年度(決算)		平成23年度(決算)		平成24年度(見込)	
	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
予算・決算の内訳	賃金・職員手当・共済費		臨時職員雇用時間外勤務手当等	1,027	臨時職員雇用時間外勤務手当等	0
	一般需用費		事務用消耗品購入印刷製本	312	事務用消耗品購入印刷製本	10
	役務費		郵便料手数料	3,944	郵便料手数料	8
	委託料		業務委託	5,669	業務委託	0
	扶助費		手当額	1,028,970	手当額	534,170

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度(見込)	目標値(25年度)	
標	① 子ども手当特措法受給児童数	—	—	22,625	23,417	—	月平均(23年度は10月～1月分支給のため、延人数を4で除した数)
	②						
	③						
(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格のある方がもれなく受給できるよう制度の周知に努める。</li> <li>・公務員・別居監護による他の市区町村受給者などの二重支給を防止する。</li> <li>・対象児童の海外留学について厳正な審査を行う。</li> </ul>						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	資格のある方がもれなく受給できるよう適正な手当の支給に努める。	—
②	公務員・別居監護による他の市区町村受給者などの二重支給を防止する。	—
③	対象児童の海外留学について厳正な審査を行う。	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	休止・完了	児童手当制度に移行。

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭医療費助成事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	富安	内線	3816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	ひとり親家庭医療費助成事業費（030204-010401）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	2 年度	根拠	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例・同施行規則	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとともにひとり親家庭の福祉の増進を図る。				
対象者等	① ひとり親家庭の父又は母 ② 両親がいない児童などを養育している養育者 ③ ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日（障がい児は20歳未満）までの者。 ④ 父又は母が重度の障がいがある児童				
内容	●対象世帯に対し、医療証を交付し、保険自己負担分を給付。（住民税課税世帯は自己負担1割あり） ●事務の流れ 現物支給：医療機関に医療証提示後受診→レセプトを国保連合会に送付→連合会審査→区に請求→連合会に支払→連合会は医療機関に支払う。 現金払い：都外で診療を受ける場合は受診者が一旦立替払いをし、後日、領収書を子育て支援課窓口へ持参し、銀行口座に振り込む手続きを行う。				
経過	平成2年度 都の事業として開始し、現在にいたる。 平成13年1月より、医療費の自己負担金全額助成から一部負担金制度を導入。 ●住民税課税世帯 入院外来医療費の1割 入院食費負担 1食260円 ●住民税非課税世帯 入院食費負担 1食260円 ※平成14年度、乳幼児医療助成制度と対象者が重複した場合、従来はひとり親医療制度が優先だったが、一部負担金の違いから子ども（乳幼児）医療助成制度が優先となった。同じひとり親家庭で年齢により使用する医療証が変わることになった。（子ども医療は中学校修了前まで、ひとり親医療助成は18歳まで）平成19年度より補助金から財調に切り替え。				
必要性	ひとり親家庭の生活の安定と保健の向上をはかるために医療費の助成は必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 子育て支援課窓口申請→申請後3～4日前後で医療証交付（所得及び戸籍により母子・父子の確認）年1回世帯、所得状況を確認するための現況届受付事務有り。毎年1月更新。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	103,815	99,559	75,470	74,648	70,685	65,878	68,073	
①決算額（24年度は見込み）	98,320	81,136	74,262	70,239	66,431	68,360	68,073	
②人件費等	8,540	5,978	8,470	8,144	8,720	8,469		
③減価償却費					2,905	3,110		
【事務分担量】（%）	100	70	100	100	100	100		
合計（①+②+③）	106,860	87,114	82,732	78,383	78,056	79,939	68,073	
国（特定財源）								
都（特定財源）	64,338	64,174	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	704	345	0	0	0	0	0	
一般財源	41,818	22,595	82,732	78,383	78,056	79,939	68,073	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	対象世帯	1,482	1,477	1,424	1,421	1,408	1,435	1,435
	助成件数	38,580	30,585	27,471	26,823	25,766	25,883	25,883
	助成額	95,158	78,687	72,111	67,924	64,169	66,069	66,069
	(対象世帯前年比)		99.7%	96.4%	99.8%	99.1%	101.9%	100.0%

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需要費	事務用品、印刷製本	210	事務用品、印刷製本	155	事務用品、印刷製本
役務費	郵便料	145	郵便料	153	郵便料	163	
委託料	レセプト審査委託料	2,078	レセプト審査委託料	1,983	レセプト審査委託料	2,056	
扶助費	医療費	68,252	医療費	66,069	医療費	65,699	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	医療費助成対象者数	1,918	1,888	1,922	1,922	—	
②	対象世帯	1,421	1,408	1,435	1,435	—	
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格のある対象者がもれなく受給でき、適性に証を利用できるようにする。</li> <li>受給者の増加にともない、現況届の準備作業が煩雑化することへの対応</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	証の使用方法を含めた制度を周知するため、様々な広報媒体を利用していく。	今後の受給者の利用方法の結果によっては、証の交付利用案内の内容を見直す。
②	毎年8月に全対象世帯で行う現況届用紙を、A3からA4に変更することで、準備期間を5日から3日に短縮する。	24年度の結果をふまえ、システムの改修で可能な作業の縮小化は、年度当初から交渉できるように示す。
③	住民税法の改正による特定扶養控除廃止の影響を無くすため、区独自の事務処理を行う。	今後も児童扶養手当法の改正なく、このまま制度が引継がれるのであれば、他の自治体のように税システムの改修をめざし、関連各課と調整を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	子ども医療費助成事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	川和田
		担当者名	竹沢	内線	3817
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	子ども医療費助成事業費(030204-011201)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	4 年度	根拠	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区子どもの医療費に関する条例施行規則	
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健やかな育成を図り、もって児童福祉の増進と子育て世代への支援に資する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 0歳児から義務教育修了前までの子ども（生活保護受給者、施設入所者は除く） *24年3月末児童数 乳幼児・・・11,492人</li> <li>● 本事業は、都制度による事業であるが、所得による給付制限（児童手当と同額）及び小学生以上の自己負担について補助制限があるため、都制度で対象外となった世帯及び子ども・・・12,757人</li> <li>● 医療費補助に対しては、区の単独事業として給付している。（19年度より財調算入）</li> </ul>				
内容	<p>対象の子どもに対して、医療証を発給し、健康保険の自己負担分の助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現物支給（医療証使用による給付分）</li> <li>● 現金支給（医療証が都内の医療機関でのみ有効のため、都外医療機関等で受給者が立替払いした場合に、後日給付する。）</li> <li>● 平成12年10月より一部負担金（食事療養費）制度を導入（都制度分、区単分ともに導入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般世帯 1日780円、住民税非課税世帯 1日650円（入院が90日を越えると500円）</li> <li>・ 住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者は 1日300円</li> </ul> </li> <li>● 平成18年4月より ・ 食事療養費 1食260円</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 4年10月 区単独事業として開始（0～2歳児） 所得制限なし</li> <li>● 平成 6年 1月 都補助制度開始（0～2歳児、所得制限有り）</li> <li>● 平成 7年10月 区単独対象拡大（就学前まで対象拡大）</li> <li>● 平成10年10月 都対象拡大（3歳まで、所得制限有り）</li> <li>● 平成12年10月 都対象拡大（4歳まで、所得制限有り）</li> <li>● 平成13年10月 都対象拡大（就学前まで、所得制限有り。ただし児童手当の所得制限緩和に伴い、対象が約5割から8割程度に拡大された。</li> <li>● 平成14年10月 健康保険制度改正で3歳未満児の医療費の負担割合が3割から2割に変更になった。</li> <li>● 平成18年10月 児童手当所得制限緩和（平成18年4月）に合わせ、乳幼児医療費助成制度の所得制限緩和</li> <li>● 平成19年 4月 区単独対象拡大（義務教育修了前まで対象拡大）</li> <li>● 平成19年10月 都対象拡大（義務教育修了前まで対象拡大）自己負担分の1割助成、その1/2が補助対象（財調）所得制限有り。</li> <li>● 平成20年 4月 健康保険制度の改正により就学前児童の負担割合が3割から2割に変更。区の負担は減少。</li> </ul>				
必要性	年齢的に医療機関に雇われる機会が多い子どもを養育する家庭への医療費助成は、子育て家庭への経済的な負担軽減に寄与するために必要である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ● 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 窓口申請→医療証即日交付</li> <li>● 現物支給：医療機関で受診→病院はレセプトを国保連合会・支払基金に送付→連合会等審査→区に請求→連合会等に支払い→連合会等は医療機関に支払う</li> <li>● 現金払い：都外で受診の場合は立替払いし、後日領収書により子育て支援課窓口で口座に振込む手続きをする。</li> <li>● H22.1.4から区民事務所窓口での一部申請開始。</li> </ul>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	481,945	755,158	769,599	790,254	778,412	864,034	876,260	
①決算額（24年度は見込み）	452,385	728,660	768,647	773,585	821,807	852,040	876,260	
②人件費等	17,080	10,248	16,940	8,144	17,354	18,985		
③減価償却費					9,732	9,081		
【事務分担量】(%)	200	120	200	100	335	292		
合計(①+②+③)	469,465	738,908	785,587	781,729	848,893	880,106	876,260	
国(特定財源)								
都(特定財源)	173,902	0	0	0	0	0		
その他(特定財源)	1,303	0	0	0	0	0		
一般財源	294,260	738,908	785,587	781,729	848,893	880,106	876,260	

事務事業分析シート（平成24年度）

実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	乳・子医療証交付児童数	9,909	22,217	22,508	23,369	23,824	24,249	24,249
	うち区基準児童数	1,481	5,302	4,501	4,733	6,152	6,253	6,253

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般賃金	繁忙期補助（臨時職員雇用）	1,810	繁忙期補助（臨時職員雇用）	1,807	繁忙期補助（臨時職員雇用）	2,014	
一般需用費	事務用品、印刷製本	536	事務用品、印刷製本	615	事務用品、印刷製本	569	
役務費	通信費	1,419	通信費	1,489	通信費	1,568	
委託料	レセプト審査支払委託料	34,659	レセプト審査支払委託料	35,530	レセプト審査支払委託料	36,287	
扶助費	医療助成費	783,383	医療助成費	812,599	医療助成費	835,822	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	医療証交付児童数	23,369	23,824	24,249	24,249	—	
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	
	（実施 23 区 未実施 区） 入院時食事療養標準負担額助成実施区（13区）：中央区、港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、練馬区、江戸川区 高校卒業までの医療費無料化実施（2区1町）：千代田区、北区（入院のみ）、日の出町

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	医療証の使用方法を含めた制度の周知を行なう。	次代を担う子どもの保健・福祉を充実させる。 少子化対策のため、子育て世代の子育てにかかる経済的負担の軽減を継続させる。
②	全ての区が所得制限を廃止している現在、東京都においても所得制限を見直すよう働きかける。	区の財政的負担の軽減に取り組む。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施していく。

議 会 要 旨 状	・H18二定 医療費助成を中学生までに引上げ、出生から義務教育終了までの医療費無料化を実現すべきである。
-----------------------	--